南風原町立学校
適正規模・適正配置に関する基本方針

～子どもたちのよりよい環境のために～

南風原町　教育委員会

目 次

序　章　はじめに 1
　1．策定の背景 1
　2．計画の目的と位置づけ 1
　3．南風原町教育基本計画における位置づけ 2
第１章　南風原町の概要 4
　1．位置と地勢 4
　2．南風原町の沿革 4
　3．子ども・子育て支援、人材の育成 5
　4．人口の動向 6
第２章　南風原町の学校規模・配置をめぐる現状と課題 12
　1．町立学校の概要 12
　2．児童生徒数などの動向 14
　3．学校区の現状 18
　4．学校施設の現状 27
　5．児童生徒数及び学級数の推計 30
　6．現状と課題の整理 37
　7．学校の大規模化によるメリット・デメリット 40
第３章　南風原町における適正規模・適正配置の考え方 42
　1．適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方 42
　2．南風原町の適正規模の定義 45
　3．南風原町における適正配置の定義 46
　4．適正規模・適正配置に向けての学校規模区分の設定 49
第４章　学校適正規模・適正配置の実現に向けた方策 51
　1．学校規模の適正化を図る手法 51
　2．学校規模の適正化を図る手法の実施方針 53
　3．実施時期の基本手順 56
　4．実現に向けた基本手順 57
第５章　シミュレーション 58
　1．シミュレーションをおこなうにあたっての条件整理 58
　2．通学区域の見直しシミュレーション 59
　3．シミュレーション結果のとりまとめ 70
第６章　適正規模・適正配置を実現するにあたり今後の留意点 71
　1．留意事項 71
第７章　まとめ 72

序　章　はじめに

1．策定の背景

南風原町（以下「本町」といいます。）は現在人口が増加しており、今後もその傾向が続く（狭義的には児童生徒数増加）と予測されます。現在、学校運営に支障が無いよう教室の増改築などにより対応してきましたが、本町では、小学校 4 校中 3 校が、中学校 2 校中 1 校が、学級数 30 クラスを超える、過大規模校となっています。

今後も児童・生徒数が増加傾向にある地域では、施設の狭隘（きょうあい）の課題があり、さらに過大規模校としての新たな課題が発生することも懸念されていることから、今後の町内全域の学校規模のバランスを検討することが必要とされています。

2．計画の目的と位置づけ

（1）目的

町全体の人口の増加により児童・生徒数も増加し、学校規模も大規模化している状況下では、授業展開への影響、学校施設の使用の割り当て不足が発生していることや、緊急時などの対応などに関しての弊害が考えられます。

そのため、普通教室の増改築、特別教室等の増築、校舎の新設、通学区域の再編なども考慮しての適正化が必要となります。このような背景を踏まえ、本町の町立小学校・中学校の今後の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校区の現状や課題を改めて確認し、将来における学校適正規模・適正配置の考えを示す「南風原町立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）」の策定をおこない、その取り組みを進める中で、児童生徒のまなびの場としての教育環境をより充実したものとし、本町の人材育成に大きく寄与することを目的とします。

（2）位置づけ

本基本方針の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第五次南風原町総合計画」、本町における教育振興施策に関する基本的な方針である「第二次南風原町教育大綱」などの関連する計画との整合を図りながら策定します。

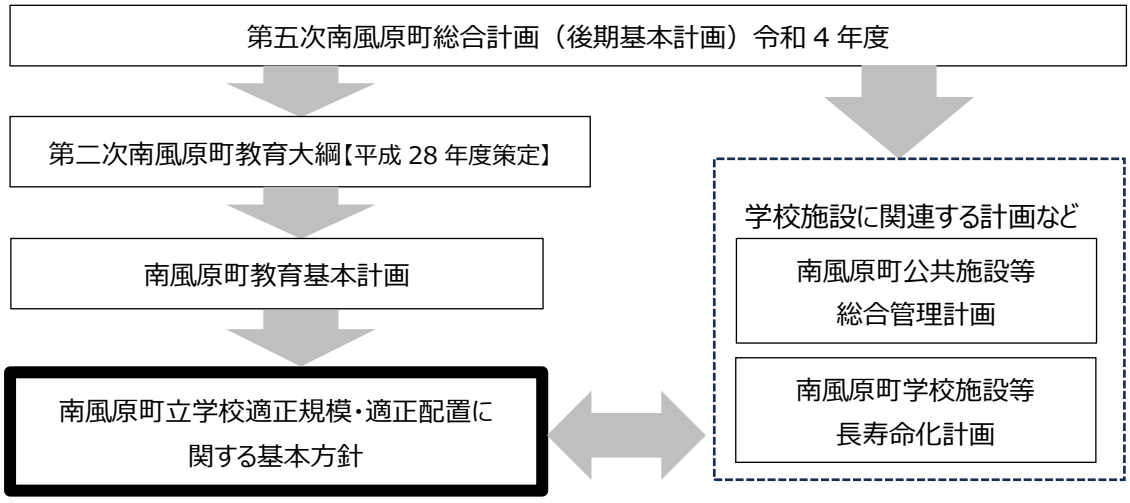

3. 南風原町教育基本計画における位置づけ

本町教育振興に関する基本的な計画である「南風原町教育基本計画」において、「本町が目指す教育の姿」や「教育施策の具体的な展開」について、以下のように示されています。

【南風原町の教育目標】

南風原町教育委員会は、社会の変化に主体的に対応できる能力と個性的で創造性に富み、豊かな人間性とたくましく生きる町民の育成のため本町教育基本計画を設定し、教育施策を推進する。

○自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成を図る。（学校教育）
○世界の恒久平和を願うわがまち南風原の心を国内はもとより、世界へ向けて発信し続けるとともに、国際的視野に立ち、郷土文化の継承・発展と「きらきらと輝く人が育つまち」をめざして心身共に健全な町民の育成を図る。（ふるさと教育）
○家庭・学校・地域社会の相互の連携のもとに、町民の多様な要請に応え、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、社会に貢献できる人材の育成と生涯学習社会の実現を図る。（家庭教育）

【教育施策の具体的な展開（学校教育重点施策より）】

〇個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育〇

豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実

（1）幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた教育の充実を図るとともに、幼小中連携により南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力向上に取り組みます。
（2）基礎学力の定着・向上を図るため、学力調査の実施や学習支援員、外国語指導助手などを配置し「確かな学力」の向上に取り組みます。
（3）「わかる授業」構築のため、今後も引き続き「2 分前着席」、「1 分前黙想」など「町そろえる実践」を実施し、また、新たな取り組みとして無言で清掃活動をおこなう「黙動」を実施することで学力向上に取り組んでいきます。
（4）ＩＣＴ機器を活用し学習指導の工夫改善に努めます。
（5）各学校と教育委員会、町社会福祉協議会との連絡会などをとおして、福祉教育推進に関する情報共有を図るとともに、研修体制の構築による学校などへの支援の充実強化に努めます。
（6）児童生徒及び保護者を対象にした、インターネット環境におけるモラル教育などを実施します。

子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり

（1）学校や地域の特徴を生かした食育を推進します。

（2）遊びや運動、スポーツなどを通じて心身の健康づくりや運動の習慣化を図ります。

（3）学校における相談機能を充実させるとともに、いじめや非行問題、登校支援など、地域及び関係機関などと連携し解決に向けて取り組みます。

（4）子どもたちが学校で安心して学ぶことができるよう、地域と連携し学校の防犯・防災体制の充実を図ります。

（5）学校周辺の安全マップの活用とともに、子どもたちが様々な危険や問題について、自ら考え対処できる危機管理能力の向上に努めます。

（6）児童生徒及び保護者を対象にした、インターネット環境におけるモラル教育などを実施します。

地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり

（1）学校応援隊はえばる（地域ボランティア含む）及び学校支援地域コーディネーターを通じて、地域と連携し、地域に開かれた環境づくりを推進します。

（2）教育の日に学校公開・講演会・教育長表彰などを実施し、教育に対する町民の関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、町民全体で教育に関する取り組みを推進します。

第１章　南風原町の概要

1．位置と地勢

本町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市に隣接しています。

周りを 6 つの市町に囲まれ、県内では唯一の海に面していない町です。面積は 10.76 平方キロメートル。県内 41 市町村で 4 番目に小さな町です。 町域全域が近隣 5 市 4 町 2 村とともに那覇広域都市計画区域に指定されています。

本町は平野部と一部丘陵地帯から成り立っており、平坦な地域と起伏のある地域が交錯し、石灰岩の地形が見られ、洞窟や地下水脈が存在しています。町域の平野部を中心に農業が盛んであり、サトウキビや野菜などが栽培されています。

2．南風原町の沿革

王府時代には、真和志間切、西原間切とともに首里三平等のひとつとして直轄地に組み込まれていました。直轄地として厳しく賦課統括されていた当時、村々の統廃合や王府財政の貧弱時におこなわれた各種統制などをまともに受けることになりました。

こうした厳しい統治下にあって、人々は共同作業で苦しい年貢制度を切り抜けてきた歴史を持ち、それは協調精神と団結心として今日も町民に受け継がれています。現在の南風原町の境界は、明治 41 年の特別町村制の施行により定まり、11 字からなる南風原村が形成されました。

今次大戦で焦土と化した南風原村も、昭和 21 年に村役場の再編とともに復興の第一歩が始まり、畜産を中心とした農業、織物などの生産が村の発展の原動力となり、近年は那覇市に隣接する地の利を得て、工業や企業の進出により着実に発展を続けてきました。

昭和 55 年には 16 行政区をもって町政への移行を成し遂げ、以来田園都市をめざした諸施策が展開され、令和 5 年度現在では 20 行政区となっています。

出典：南風原町ホームページ

3. 子ども・子育て支援、人材の育成

全国的に少子高齢化が進む中、本町の出生率は高く毎年 500 人ほどの子どもが誕生しており、全国でも年少人口割合（全国 11.9%、沖縄県 16.6%、南風原町 20.2%）が高い町となっています。次世代を担う子どもたちは地域の財産であり、家庭・学校・地域が一体となって、健やかな成長を見守る必要があります。

特に、近年注目されている子どもの貧困をはじめ、待機児童対策、子育てや教育に関する様々な問題への対処が求められています。

学校や地域における、学習や交流体験による学力向上や豊かな人間性を備えた人材の育成、さらに生涯学習を通して多くの方が、地域に貢献する人材として活躍できる社会の構築が求められています。

出典：第五次南風原町総合計画（後期基本計画）

4. 人口の動向

（1）南風原町全体の人口の推移

令和 5 年以前の過去 10 年間の人口推移を整理すると、令和 5 年時点で 40,559 人となっており、平成 25 年の 36,096 人と比較すると、4,463 人（約 11%）の増加となっています。小学校生及び中学校生に該当する 7 歳から 15 歳の人口は令和 5 年時点で 4,895 人となっており、平成 25 年の 4,096 人と比較すると 799 人（約 20%）の増加となっています。7 歳から 15 歳の人口増加率のほうが、全体の人口の増加率より、8%ほど大きくなっています。

人口の推移（表 1-4-1）

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
男	17,849	18,195	18,343	18,517	18,734	19,101	19,359	19,693	19,847	19,914	19,891
女	18,247	18,621	18,753	18,973	19,257	19,703	20,021	20,348	20,478	20,558	20,668
合計	36,096	36,816	37,096	37,490	37,991	38,804	39,380	40,041	40,325	40,472	40,559

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

人口の推移（図 1-4-2）

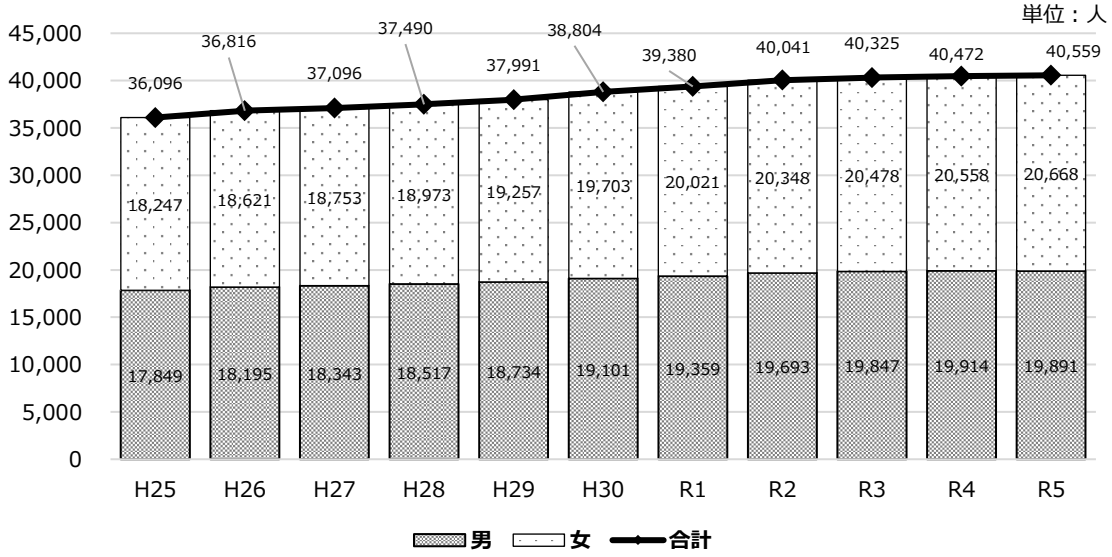

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

0 歳～15 歳の人口推移（表 1-4-3）

単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
0～3 歳	2,085	2,146	2,190	2,255	2,296	2,342	2,350	2,349	2,258	2,168	2,116
4～6 歳	1,484	1,470	1,527	1,581	1,677	1,693	1,722	1,739	1,750	1,743	1,655
小計	3,569	3,616	3,717	3,836	3,973	4,035	4,072	4,088	4,008	3,911	3,771
7～12 歳	2,720	2,795	2,788	2,869	2,925	3,017	3,109	3,192	3,312	3,318	3,369
13～15 歳	1,376	1,432	1,432	1,404	1,383	1,358	1,400	1,446	1,496	1,539	1,526
小計	4,096	4,227	4,220	4,273	4,308	4,375	4,509	4,638	4,808	4,857	4,895
合計	7,665	7,843	7,937	8,109	8,281	8,410	8,581	8,726	8,816	8,768	8,666

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

0 歳～15 歳の人口推移（図 1-4-4）

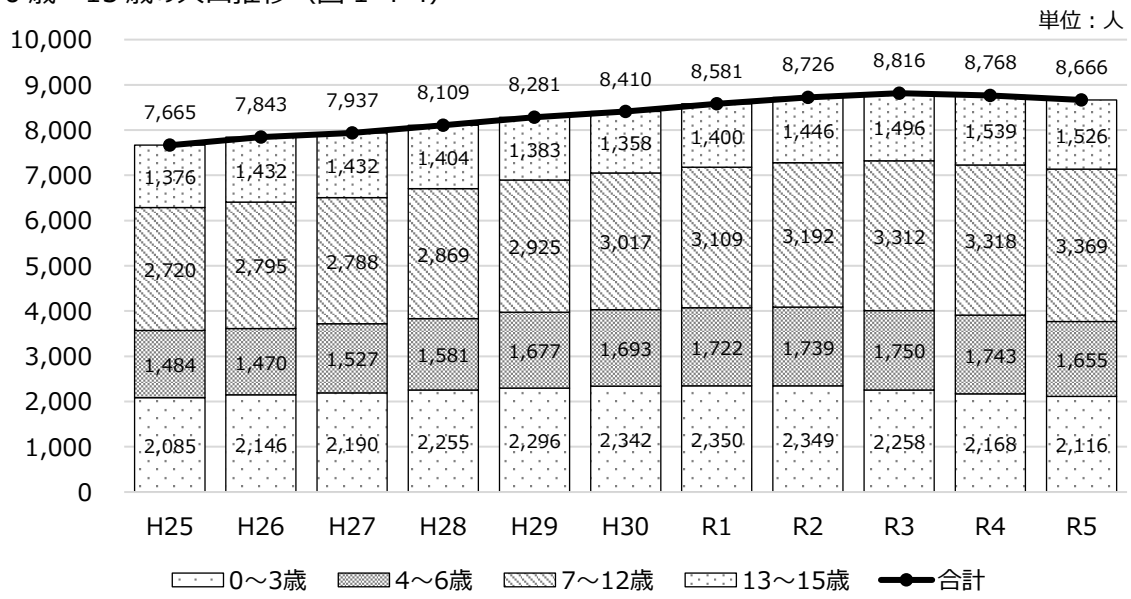

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

（２）5 歳年齢区分の比較（平成 25 年時と令和 5 年時）

5 歳年齢区分を平成 25 年時と令和 5 年時を比較すると、各世代とも人口は増加していて、いずれの年代もつりがね型、星型の中間といえる形状をしており比較的年齢層間の人口差は小さく、生産年齢人口も多い状態と言えます。ただし、65 歳～69 歳、70 歳～74 歳が平成 25 年時ではそれぞれ 1,300 人以下だったのが、令和 5 年時には 2,000 人を超えてきており、高齢化は進んでいると言えます。しかし全国平均の 29.0%（令和 4 年 10 月 1 日総務省発表）と比較すると低いものとなっています。

平成 25 年時の人口（表 1-4-5）

	男	女	総数
0～4 歳	1,332	1,251	2,583
5～9 歳	1,227	1,120	2,347
10～14 歳	1,144	1,168	2,312
15～19 歳	1,114	1,020	2,134
20～24 歳	987	1,002	1,989
25～29 歳	1,246	1,332	2,578
30～34 歳	1,312	1,330	2,642
35～39 歳	1,398	1,388	2,786
40～44 歳	1,210	1,251	2,461
45～49 歳	1,082	1,089	2,171
50～54 歳	1,055	1,108	2,163
55～59 歳	1,193	1,138	2,331
60～64 歳	1,192	1,220	2,412
65～69 歳	705	718	1,423
70～74 歳	674	616	1,290
75～79 歳	521	579	1,100
80～84 歳	289	371	660
85～89 歳	113	295	408
90～94 歳	45	160	205
95～99 歳	9	75	84
100～104 歳	1	14	15
105 歳以上	0	2	2
総数	17,849	18,247	36,096

令和 5 年時の人口（表 1-4-7）

	男	女	総数
0～4 歳	1,364	1,267	2,631
5～9 歳	1,443	1,402	2,845
10～14 歳	1,389	1,325	2,714
15～19 歳	1,173	1,086	2,259
20～24 歳	936	1,019	1,955
25～29 歳	1,064	1,120	2,184
30～34 歳	1,192	1,269	2,461
35～39 歳	1,444	1,574	3,018
40～44 歳	1,417	1,420	2,837
45～49 歳	1,470	1,432	2,902
50～54 歳	1,224	1,266	2,490
55～59 歳	1,059	1,081	2,140
60～64 歳	998	1,092	2,090
65～69 歳	1,118	1,096	2,214
70～74 歳	1,042	1,167	2,209
75～79 歳	576	673	1,249
80～84 歳	533	561	1,094
85～89 歳	332	471	803
90～94 歳	98	234	332
95～99 歳	19	95	114
100～104 歳	0	15	15
105 歳以上	0	3	3
総数	19,891	20,668	40,559

平成 25 年時の人口ピラミッド（図 1-4-6）

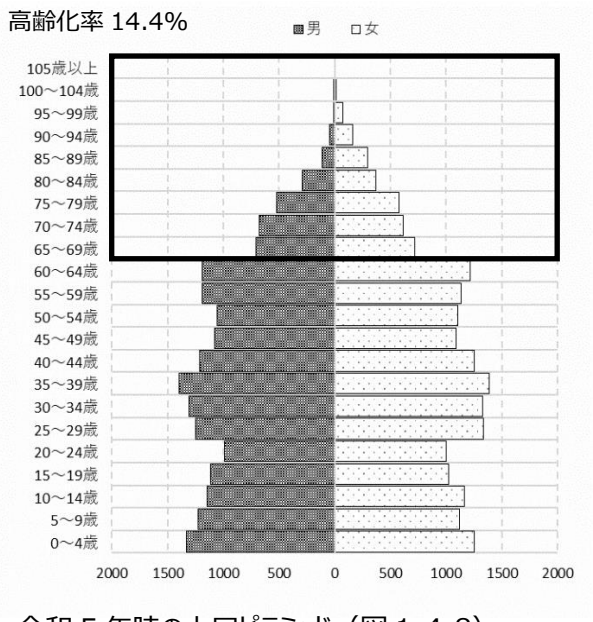

令和 5 年時の人口ピラミッド（図 1-4-8）

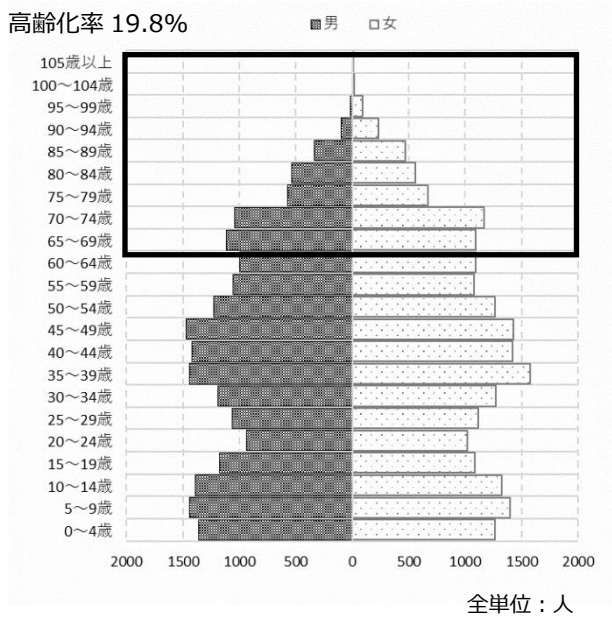

全単位：人

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

（３）行政区別の人口推移

本町の人口を行政区別に、令和 5 年以前の過去 10 年間の人口推移を整理すると、令和 5 年時点で最も人口が多いのは津嘉山で 10,695 人（平成 25 年+2,495 人）となっており、次いで宮平が 7,501 人（平成 25 年+547 人）、兼城が 5,723 人（平成 25 年+719 人）となっています。

人口増減比（平成 25 年と令和 5 年の対比）では、本部が最も高く 136%、次いで津嘉山が 130%、東新川が 129%となっています。その一方で兼本ハイツ、第一団地、第二団地、北丘ハイツ、宮平ハイツ、兼平は人口が減少していて、特に第二団地は、58%と半数近くになっています。

行政区別人口推移（表 1-4-9）

単位：人

行政区	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/H25 比
与那覇	2,380	2,392	2,390	2,438	2,420	2,482	2,457	2,447	2,486	2,542	2,495	105%
宮城	973	983	1,014	997	972	978	1,014	1,031	1,037	1,044	1,052	108%
大名	1,013	1,027	1,001	987	1,009	993	1,007	992	1,012	1,013	1,025	101%
新川	2,230	2,251	2,313	2,424	2,379	2,505	2,539	2,578	2,570	2,566	2,579	116%
宮平	6,954	7,068	7,026	7,174	7,307	7,295	7,579	7,611	7,550	7,588	7, 501	108%
兼城	5,004	5,011	5,189	5,380	5,573	5,665	5,690	5,781	5,836	5,778	5,723	114%
本部	1,346	1,398	1,432	1,440	1,495	1,683	1,691	1,745	1,761	1,847	1,836	136%
喜屋武	1,191	1,213	1,222	1,222	1,211	1,236	1,275	1,291	1,300	1,272	1,276	107%
照屋	1,538	1,606	1,541	1,524	1,530	1,513	1,521	1,588	1,626	1,610	1,620	105%
津嘉山	8,200	8,742	9,109	9,380	9,614	9,836	10,147	10,419	10,588	10,631	10,695	130%
山川	1,038	1,013	1,041	1,051	1,056	1,054	1,050	1,087	1,103	1,125	1,163	112%
神里	875	883	863	838	842	843	830	842	855	855	880	101%
兼本ハイツ	658	653	649	650	636	620	630	617	614	604	599	91%
第一団地	621	588	383	362	313	303	286	368	361	376	536	86%
第二団地	824	778	754	483	463	630	516	497	477	499	474	58%
東新川	197	202	194	191	247	260	265	261	256	254	254	129%
北丘ハイツ	417	371	344	339	334	329	321	314	321	321	329	79%
宮平ハイツ	409	404	413	394	385	371	362	367	363	344	328	80%
兼平	228	233	218	216	205	208	200	205	209	203	194	85%
南風原町	36,096	36,816	37,096	37,490	37,991	38,804	39,380	40,041	40,325	40,472	40,559	112%

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

（４）行政区別の年少人口（15 歳未満）の推移

行政区の年少人口（15 歳未満）の推移は以下の通りです。

行政区の人口が増加している個所は、年少人口（15 歳未満）も概ね増加しています。しかし宮平は、行政区の人口が増加しているにもかかわらず、年少人口（15 歳未満）が減少しています。

行政区別人口推移年少人口（15 歳未満）（表 1-4-10）

単位：人

行政区	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/H25比
与那覇	503	493	490	496	486	522	502	492	495	532	501	100%
宮城	138	142	155	152	141	146	154	167	174	176	188	136%
大名	176	186	176	173	171	166	174	174	184	189	187	106%
新川	390	400	433	467	477	506	529	533	539	527	518	133%
宮平	1,640	1,683	1,674	1,736	1,751	1,742	1,852	1,840	1,775	1,751	1,666	102%
兼城	1,175	1,163	1,220	1,242	1,300	1,341	1,320	1,345	1,366	1,336	1,292	110%
本部	288	301	309	307	318	352	363	381	395	394	394	137%
喜屋武	225	230	238	237	226	247	260	254	272	251	247	110%
照屋	389	392	357	362	384	366	374	395	412	412	396	102%
津嘉山	1,932	2,096	2,188	2,281	2,382	2,387	2,442	2,531	2,562	2,559	2,557	132%
山川	203	195	198	218	229	216	213	226	232	244	263	130%
神里	99	95	99	95	98	104	110	112	127	129	135	136%
兼本ハイツ	69	68	68	63	60	61	69	63	64	62	56	81%
第一団地	103	86	49	46	46	40	32	36	40	44	113	110%
第二団地	133	122	105	66	60	73	55	46	41	30	32	24%
東新川	23	26	22	24	22	24	26	25	24	24	23	100%
北丘ハイツ	38	30	26	26	31	30	26	25	33	34	39	103%
宮平ハイツ	112	99	95	83	69	57	54	48	45	38	29	26%
兼平	29	36	35	35	30	30	26	33	36	36	30	103%
南風原町	7,665	7,843	7,937	8,109	8,281	8,410	8,581	8,726	8,816	8,768	8,666	113%

資料：令和５年４月現在　住民基本台帳より

（５）行政区の配置

本町の行政区は全 20 地区あり、下記のとおりとの配置となっています。

行政区の位置関係（図 1-4-11）

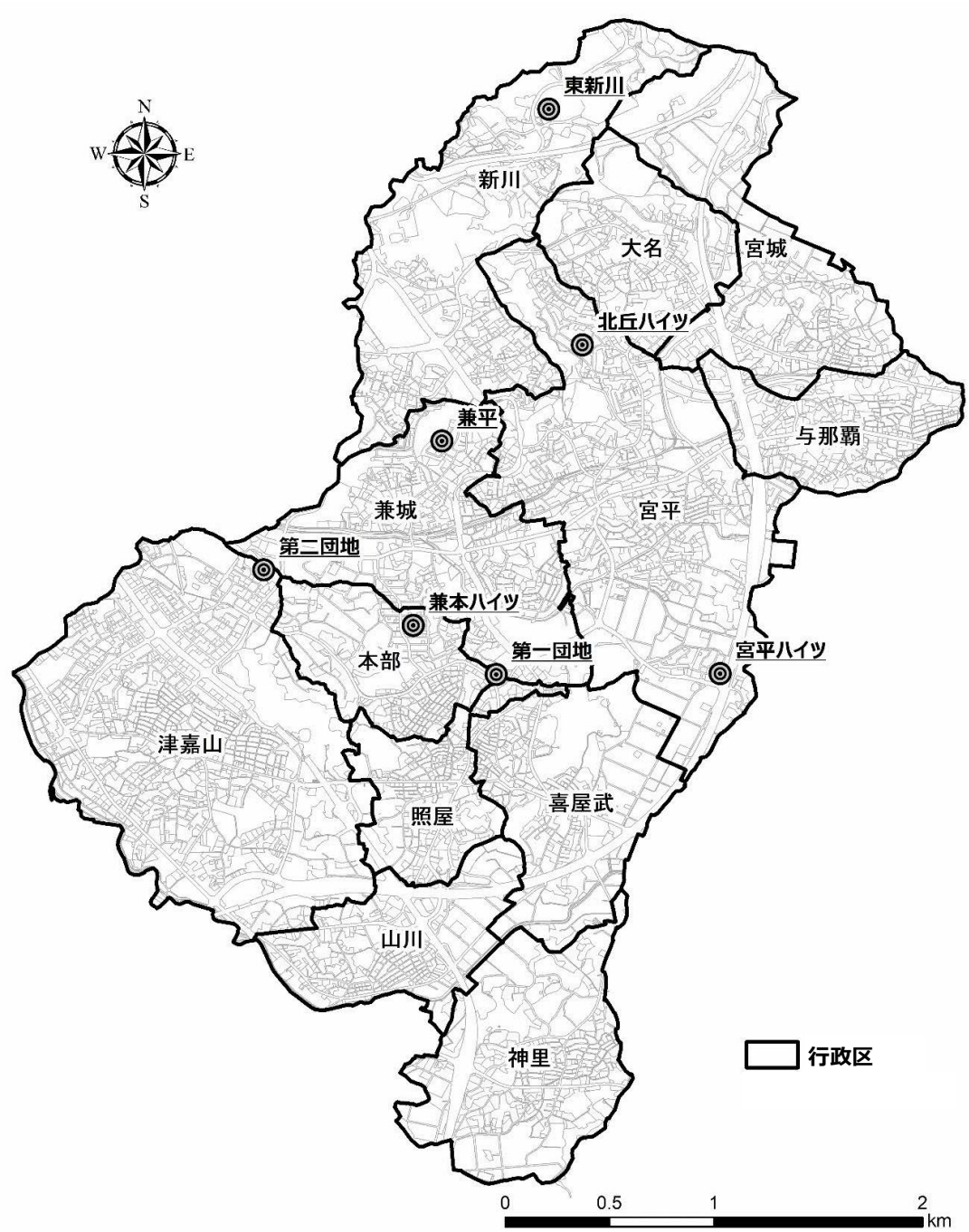

※慶原の各種推移などについては、宮平のデータに含まれる。

第２章　南風原町の学校規模・配置をめぐる現状と課題

1．町立学校の概要

（１）町立小中学校の概要

本町が設置している小学校は、南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、及び翔南小学校の４校、中学校は南風原中学校及び南星中学校の２校となっています。

町立小中学校の概要（表 2-1-1）

学校名		開校年	所在地	児童・生徒数	学級数	中学校区
1	南風原小	明治 13 年	字兼城 685	895（31）人	36（7）学級	南風原中
2	津嘉山小	昭和 50 年	字津嘉山 684	985（52）人	41（8）学級	南星中
3	北丘小	昭和 57 年	字宮平 336	925（52）人	37（8）学級	南風原中
4	翔南小	平成３年	字喜屋武 450	554（43）人	23（6）学級	南星中
5	南風原中	明治 23 年	字兼城 780	849（38）人	31（6）学級	-
6	南星中	昭和 62 年	字照屋 200	634（23）人	21（3）学級	-

※資料：令和５年５月現在　学校基本調査より　（ｶｯｺ）内は支援学級の児童生徒数及び学級数

小学校・中学校位置図（図 2-1-2）

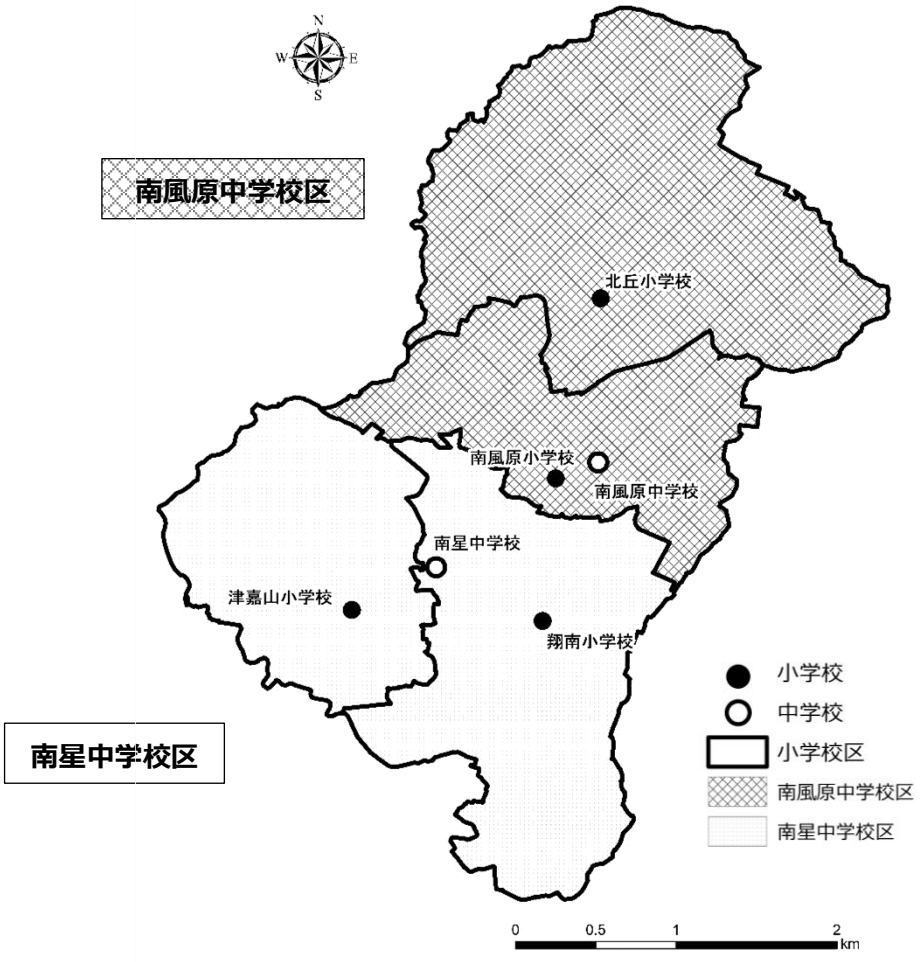

（２）町立学校の沿革

本町における学校教育は、明治 13 年宮平での南風原小学校創立に始まります。その後、明治 21 年に南風原尋常小学校、明治 22 年に南風原簡易小学校に名称を変え、明治 22 年には大里間切（現南城市大里）と組合をつくり、校費を出費する形で大里間切島袋に大南尋常小学校が創立されました。

明治 31 年には大南尋常小学校から分離独立する形で南風原尋常小学校が字宮平旧役所敷地（現在の宮平保育所）に創立され、明治 34 年には現在の敷地に移転しています。昭和初期になると戦時体制が教育面へ影響することとなり、昭和 16 年国民学校令が施行され、南風原国民学校と改称しました。戦後の昭和 21 年には南風原国民学校は南風原初等学校と改称され、幼稚園 1 年、初等学校 8 年、高校 4 年の戦後教育が始まり、昭和 23 年には学制改革による小学校 6 年・中学校 3 年・高校 3 年の「6・3・3」制実施に伴い、南風原中学校が創立し昭和 27 年に南風原初等学校は南風原小学校に改称しました。

復帰後の南風原町は那覇のベッドタウンとして人口が著しく増加し、それに伴い昭和 50 年に津嘉山小学校、昭和 57 年に北丘小学校、昭和 62 年に南星中学校、平成 3 年に翔南小学校が創立され、現在は町立小学校 4 校、中学校 2 校となっています。

町立学校の変遷（図 2-1-3）

明治 13 年（1880）	明治 21 年（1888）	明治 22 年（1889）	明治 22 年（1889）	明治 31 年（1898）	明治 34 年（1901）	昭和 16 年（1941）
現・南風原小学校	南風原尋常小学校	南風原簡易小学校	大南尋常小学校	南風原尋常小学校		南風原国民学校
					現在の敷地に移転	国民学校令が施行

昭和 21 年（1946）	昭和 23 年（1948）	昭和 50 年（1975）	昭和 57 年（1982）	昭和 62 年（1987）	平成 3 年（1991）
南風原初等学校	南風原小学校	津嘉山小学校	北丘小学校	南星中学校	翔南小学校
	南風原中学校				
	学制改正による「6・3・3」制の実施				

出典

『南風原小学校創立百十周年記念誌』（1990）南風原小学校創立百十周年記念事業期成会

『南風原村史』（1971）南風原村役所

『南風原町史第10巻　写真集南風原』（2016）沖縄県南風原町

2. 児童生徒数などの動向

（１）児童･生徒数の推移

各小学校とも児童数は増加しており、令和 5 年以前の過去 15 年間を整理すると、令和 5 年現在で 3,359 人となっており、平成 20 年から 653 人（約 24%）の増加となっています。令和 5 年現在で中学校では 1,483 人となっており、213 人（約 17%）の増加となっています。

児童･生徒数推移（表 2-2-1）

単位：人

全校児童数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
南風原小学校	698	704	709	717	704	720	705	757	771	815	804	838	872	878	916	895
津嘉山小学校	682	690	703	682	702	726	757	760	778	818	853	898	917	928	932	985
北丘小学校	796	778	801	805	799	812	838	862	850	848	893	900	916	924	931	925
翔南小学校	530	518	501	482	477	473	451	453	461	484	483	503	535	546	542	554
全体	2,706	2,690	2,714	2,686	2,682	2,731	2,751	2,832	2,860	2,965	3,033	3,139	3,240	3,276	3,321	3,359
全校生徒数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
南風原中学校	703	713	686	713	731	769	782	742	730	738	768	794	799	849	830	849
南星中学校	567	571	563	574	577	586	600	588	599	551	559	565	594	616	628	634
全体	1,270	1,284	1,249	1,287	1,308	1,355	1,382	1,330	1,329	1,289	1,327	1,359	1,393	1,465	1,458	1,483

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

児童･生徒数推移（図 2-2-2）

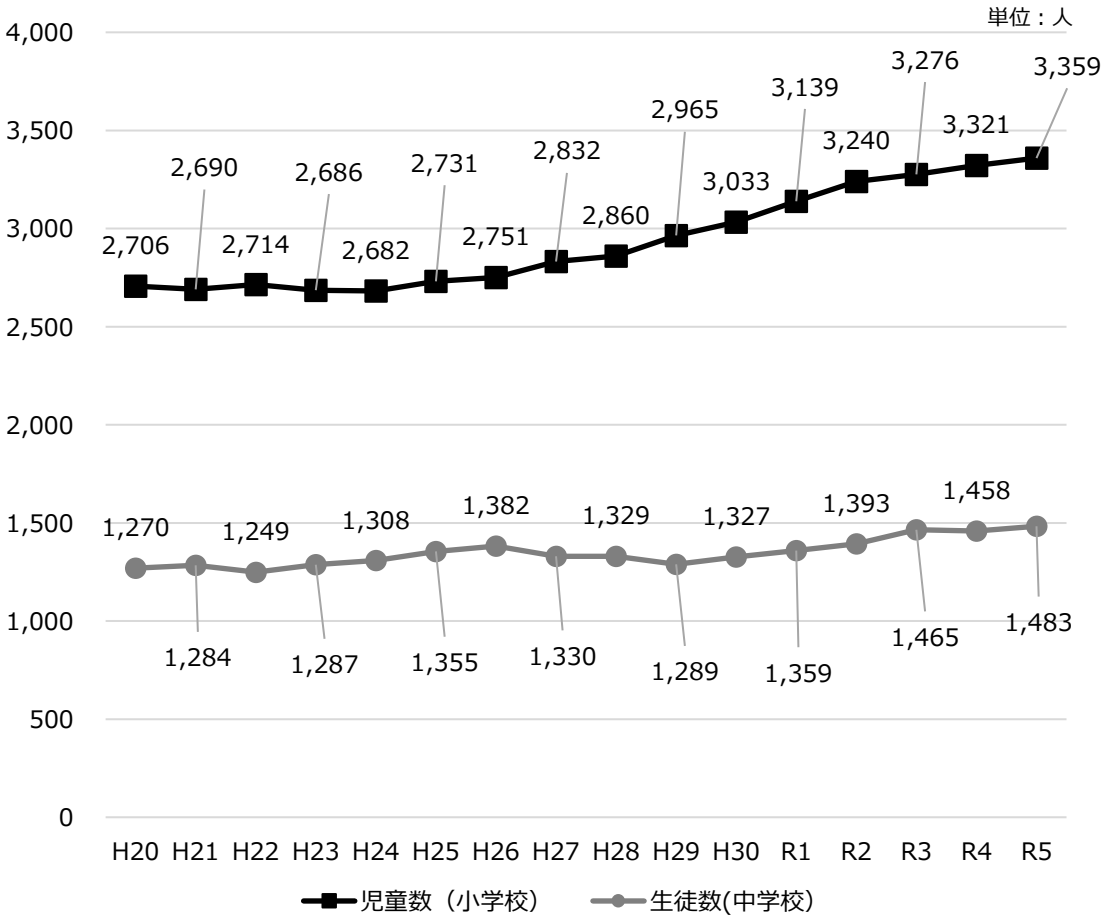

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

小学校別児童数推移（図 2-2-3）

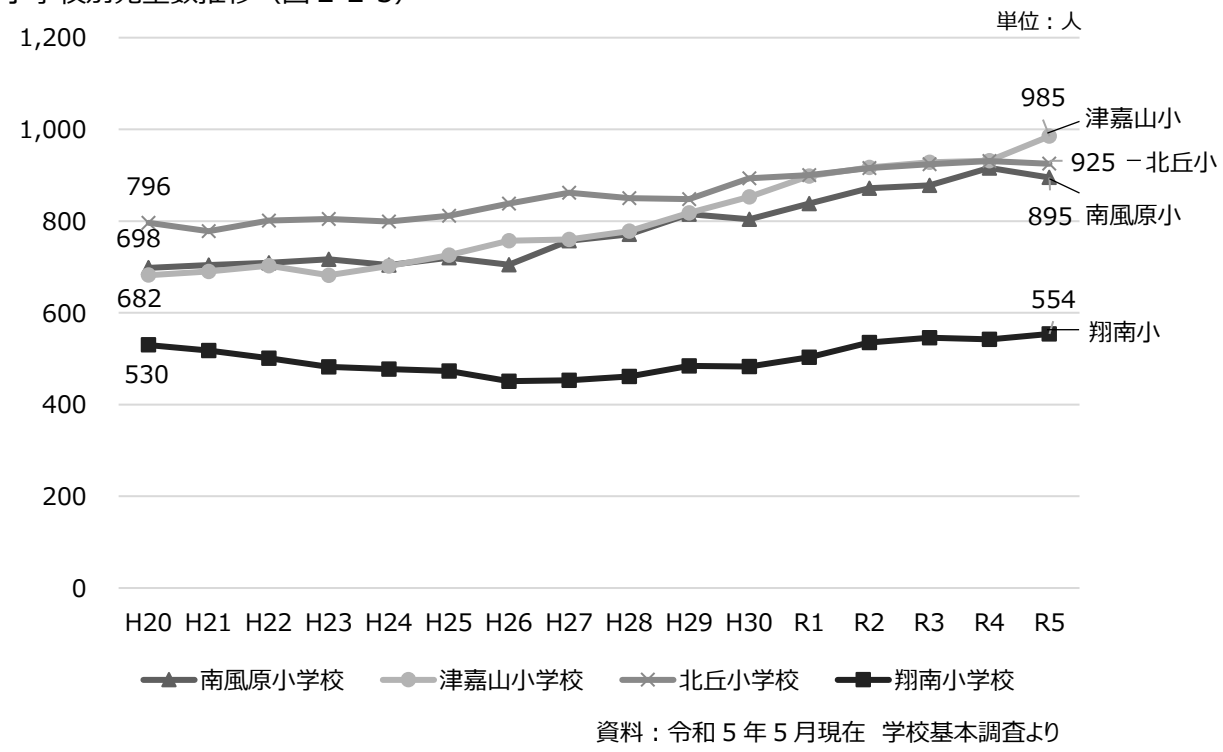

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

中学校別生徒数推移（図 2-2-4）

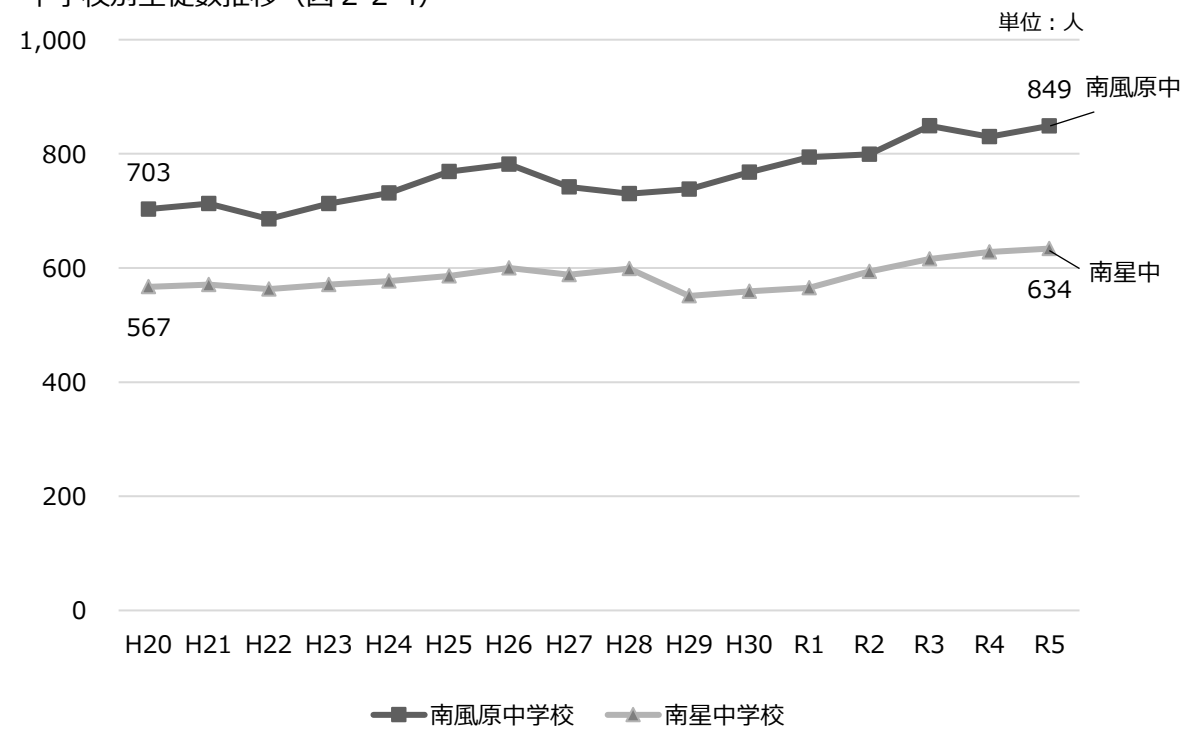

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

（２）学級数の推移

各小学校とも学級数も増加しており、令和 5 年以前の過去 15 年間を整理すると、令和 5 年現在で 137 学級となっており、45 学級（約 49%）の増加となっています。中学校では令和 5 年現在で 52 学級となっており、15 学級（約 40%）の増加となっています。

令和 5 年時点で小学校 3 校、中学校 1 校で学級数 30 学級を超える、過大規模校となっています。

学級数推移（表 2-2-5）

単位：学級数

学級数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
南風原小学校	24	22	21	22	22	23	22	32	30	33	35	36	35	35	36	36
津嘉山小学校	22	20	21	20	22	22	24	28	29	30	32	33	35	38	40	41
北丘小学校	27	25	26	26	26	28	27	32	30	34	34	35	35	35	37	37
翔南小学校	19	17	17	16	15	16	15	17	17	19	20	21	21	22	22	23
全体	92	84	85	84	85	89	88	109	106	116	121	125	126	130	135	137
南風原中学校	21	20	19	20	20	21	22	24	23	23	25	28	29	32	31	31
南星中学校	16	15	15	16	16	16	17	19	19	17	19	20	20	22	22	21
全体	37	35	34	36	36	37	39	43	42	40	44	48	49	54	53	52

※学級数には支援学級を含みます。

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

学級数推移（図 2-2-6）

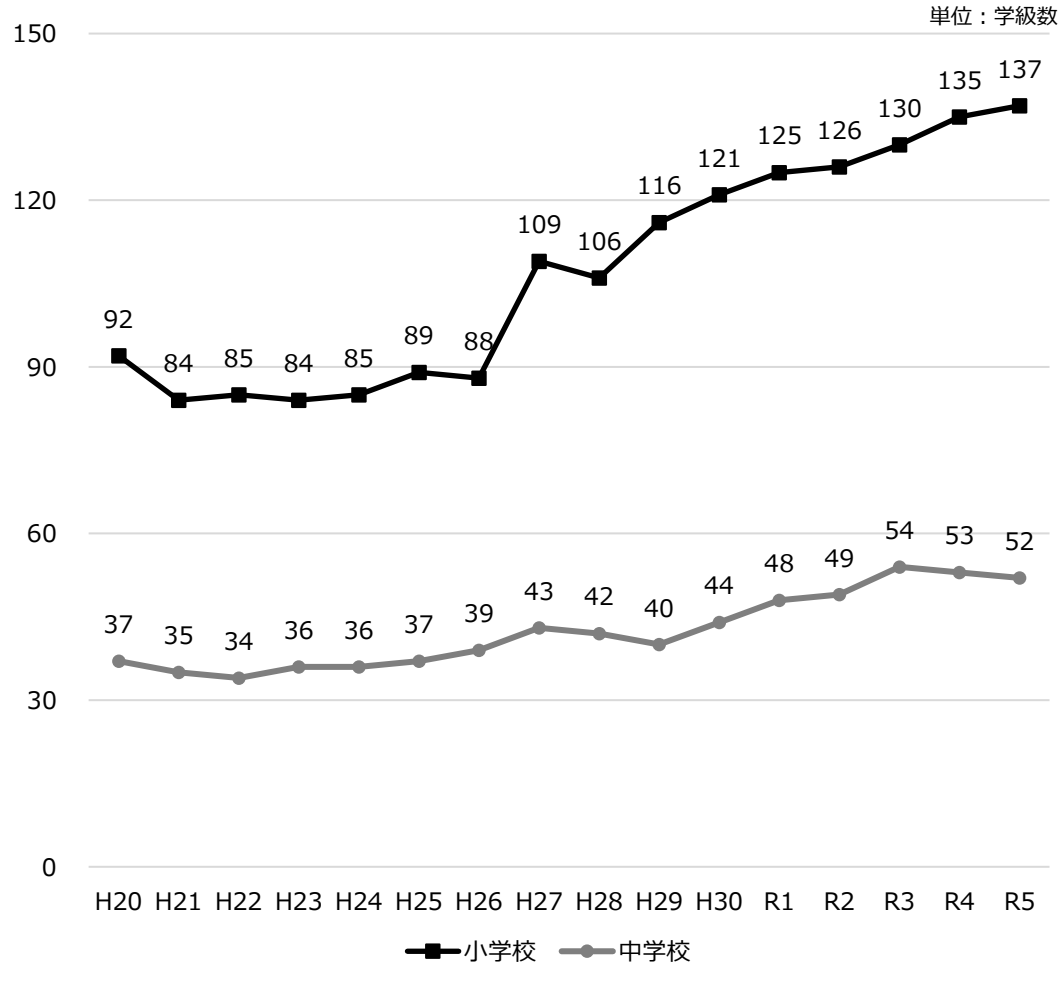

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

小学校別学級数推移（図 2-2-7）

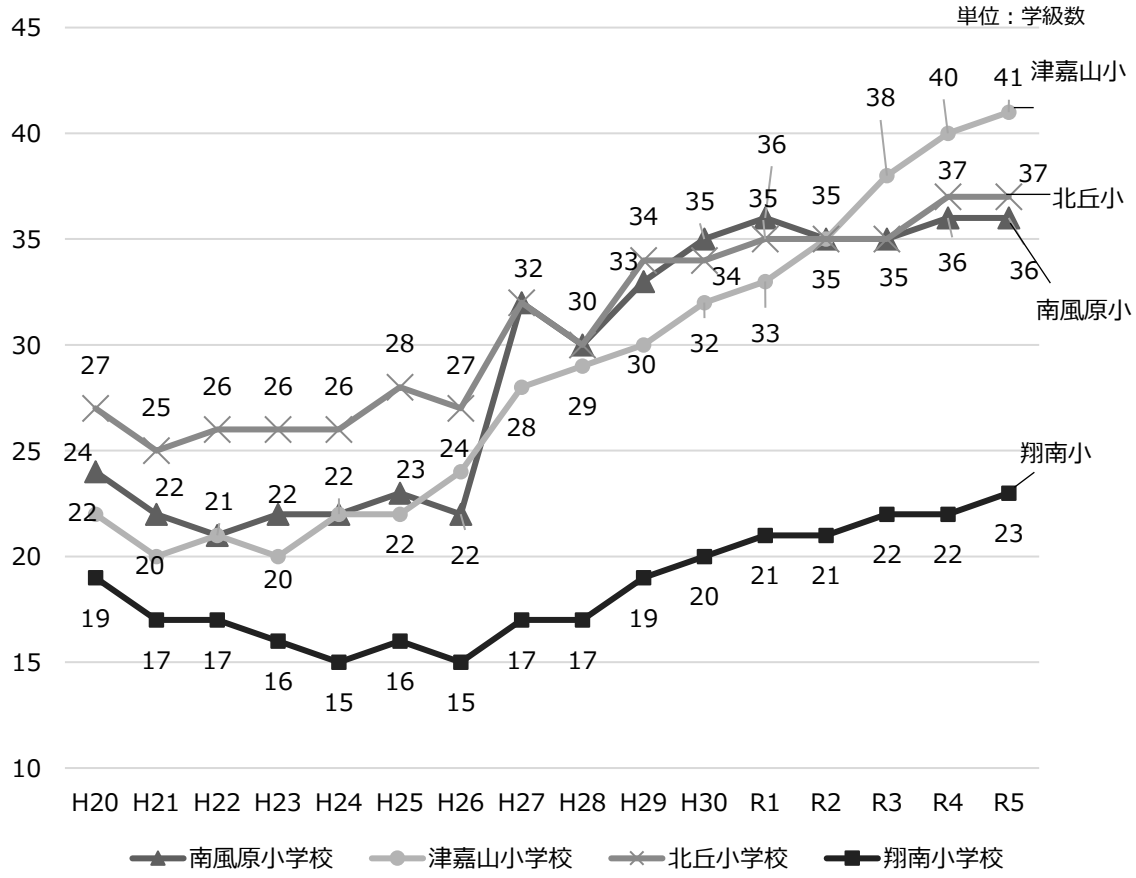

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

中学校別学級数推移（図 2-2-8）

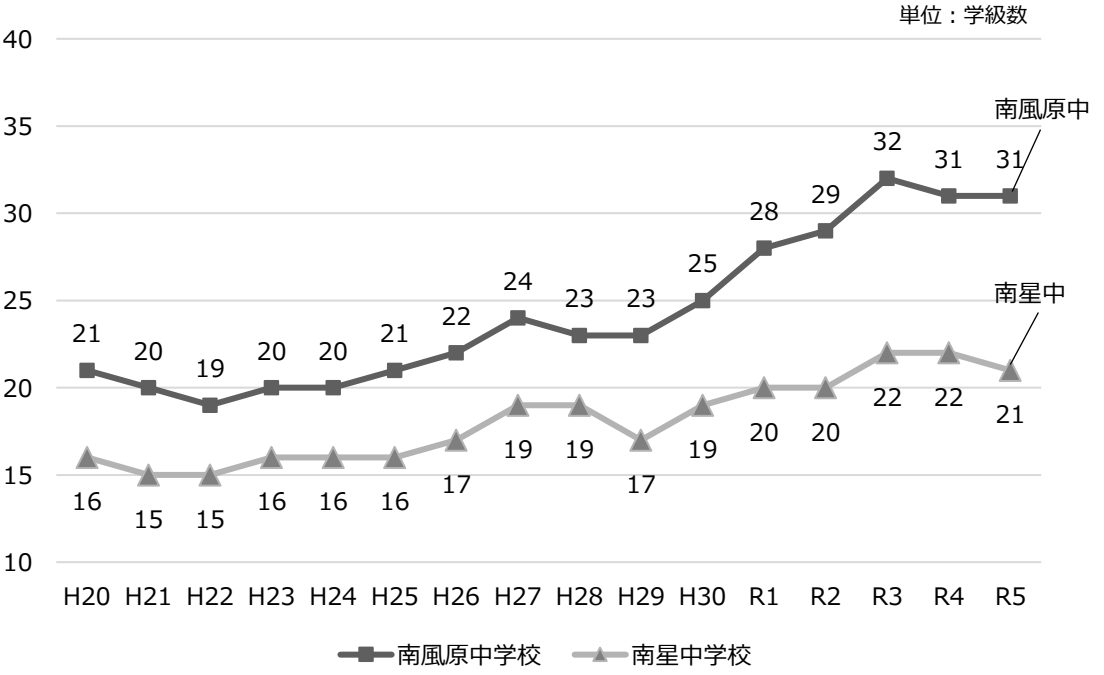

資料：令和 5 年 5 月現在　学校基本調査より

3. 学校区の現状

（１）校区と行政区の位置関係

行政区と小学校区の境界は完全には一致しておらず、小学校区をまたいでいる行政区があります。宮平、兼城及び本部が複数の小学校区を含んでいます。

行政区と学校区の位置関係（図 2-3-1）

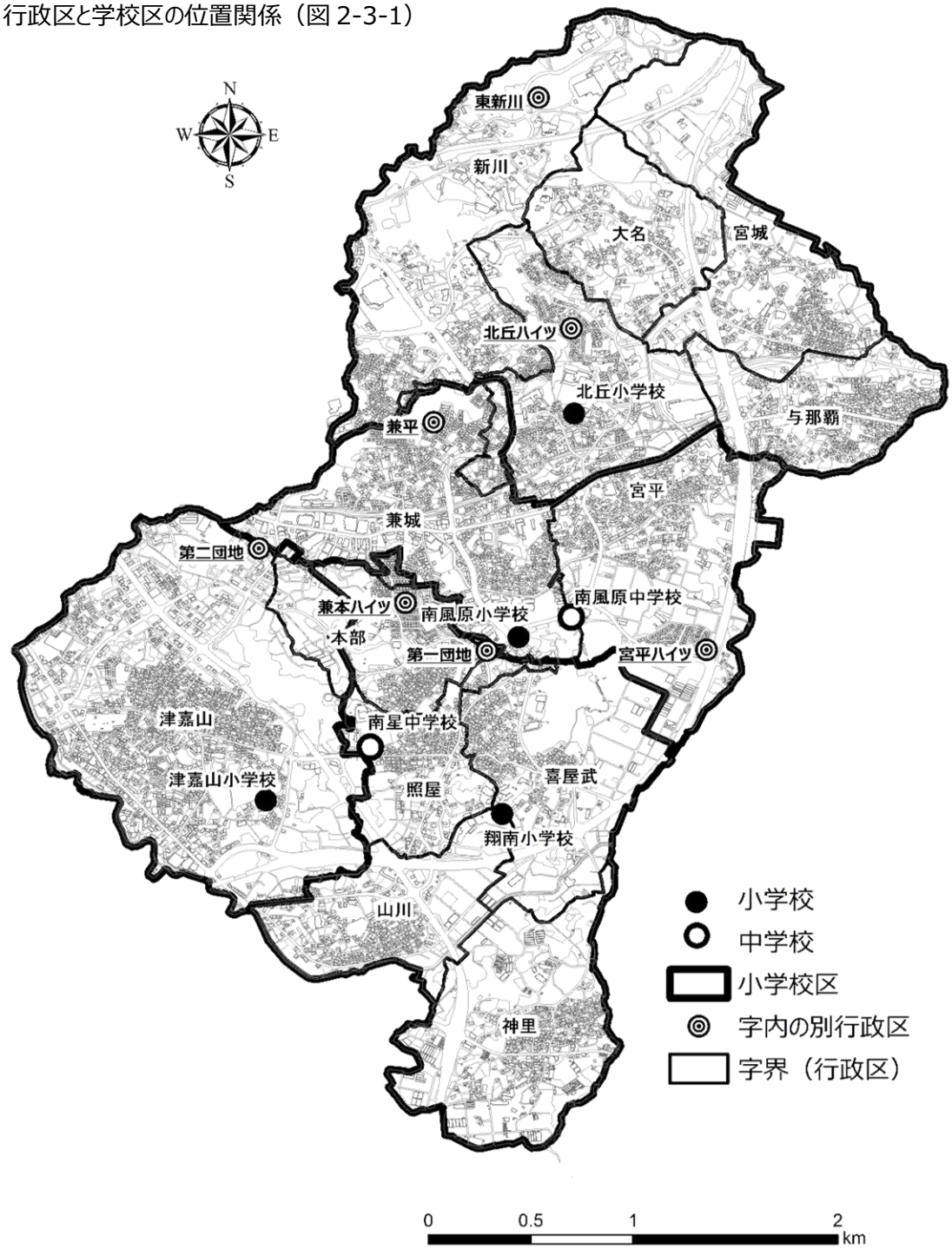

（２）校区面積

「南風原町立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則」の通学区域を基に算出した小中学校の校区面積は、以下の通りです。

小中学校区の面積（表 2-3-2）　　単位：ha

学校名		校区面積	市街区域面積	備考
1	南風原小学校	203.4	133.0（65.4%）	図上計測
2	津嘉山小学校	191.7	131.1（68.4%）	図上計測
3	北丘小学校	391.7	141.2（36.0%）	図上計測
4	翔南小学校	289.0	54.9（19.0%）	図上計測
5	南風原中学校	595.1	274.2（46.1%）	南風原小、北丘小の合計値
6	南星中学校	480.7	186.0（38.7%）	津嘉山小、翔南小の合計値

※数値は GIS による図上計測

小中学校区の面積（図 2-3-3）

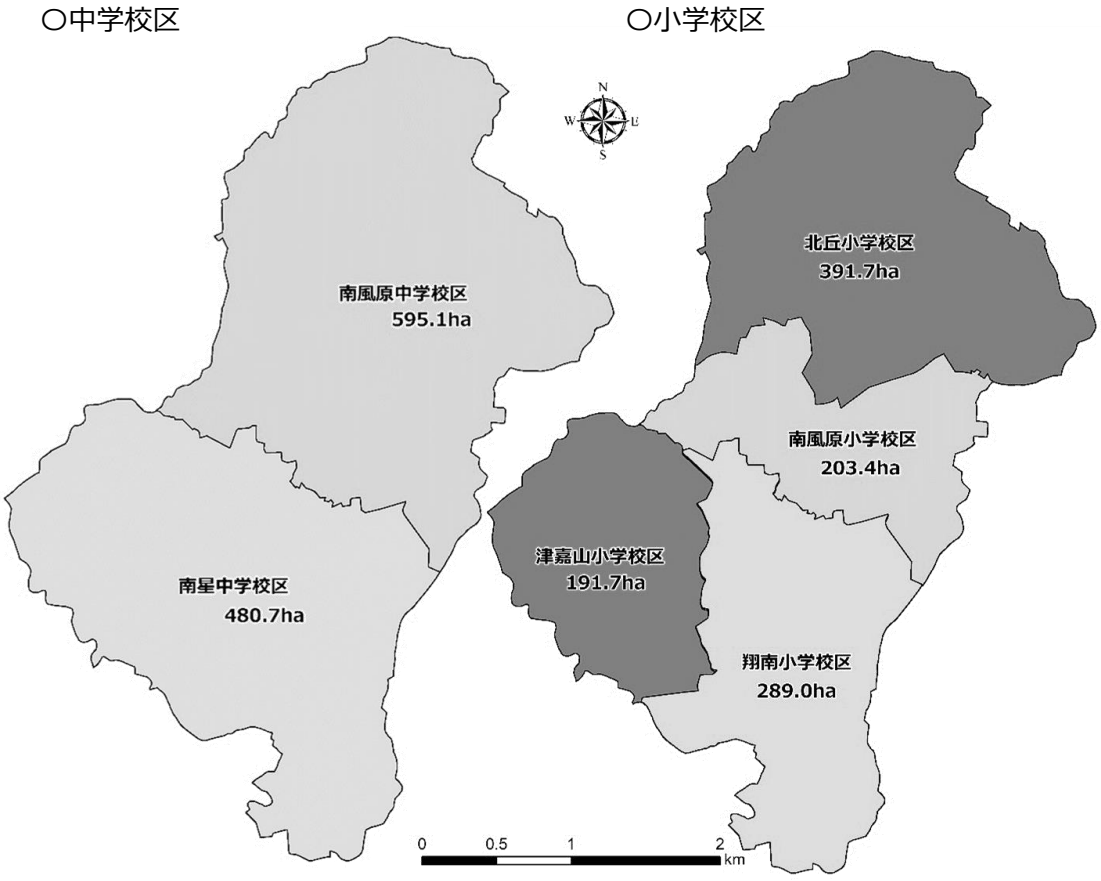

出典：令和４年度沖縄県都市計画基礎調査

（３）土地利用状況

市街化区域内は住宅用地、商業用地が占めており、国道 329 号沿いに商業用地が整備されています。

校区別にその土地利用の割合をみると南風原小学校区及び津嘉山小学校区は住宅の割合が20%を超えています。北丘小学校区は南風原小学校区及び津嘉山小学校区の約 2 倍の面積があり、住宅用地が校区内で最も多くなっています。翔南小学校区は約半数が自然的土地利用となっています。

小学校区別の土地利用面積（表 2-3-4）

	南風原小学校区		津嘉山小学校区		北丘小学校区		翔南小学校区	
	面積 ha	割合	面積 ha	割合	面積 ha	割合	面積 ha	割合
自然的土地利用	57.8	28.4%	74.9	39.1%	153.5	39.2%	144.2	49.9%
住宅用地	48.3	23.8%	47.3	24.7%	70.5	18.0%	51.1	17.7%
商業用地	15.8	7.7%	11.5	6.0%	21.0	5.4%	7.7	2.7%
工業用地	3.8	1.8%	1.2	0.6%	11.1	2.8%	2.3	0.8%
その他	77.8	38.2%	56.8	29.6%	135.6	34.6%	83.6	28.9%
合計	203.4	100.0%	191.7	100.0%	391.7	100.0%	289.0	100.0%

※数値は GIS による図上計測の割合

土地利用状況（図 2-3-5）

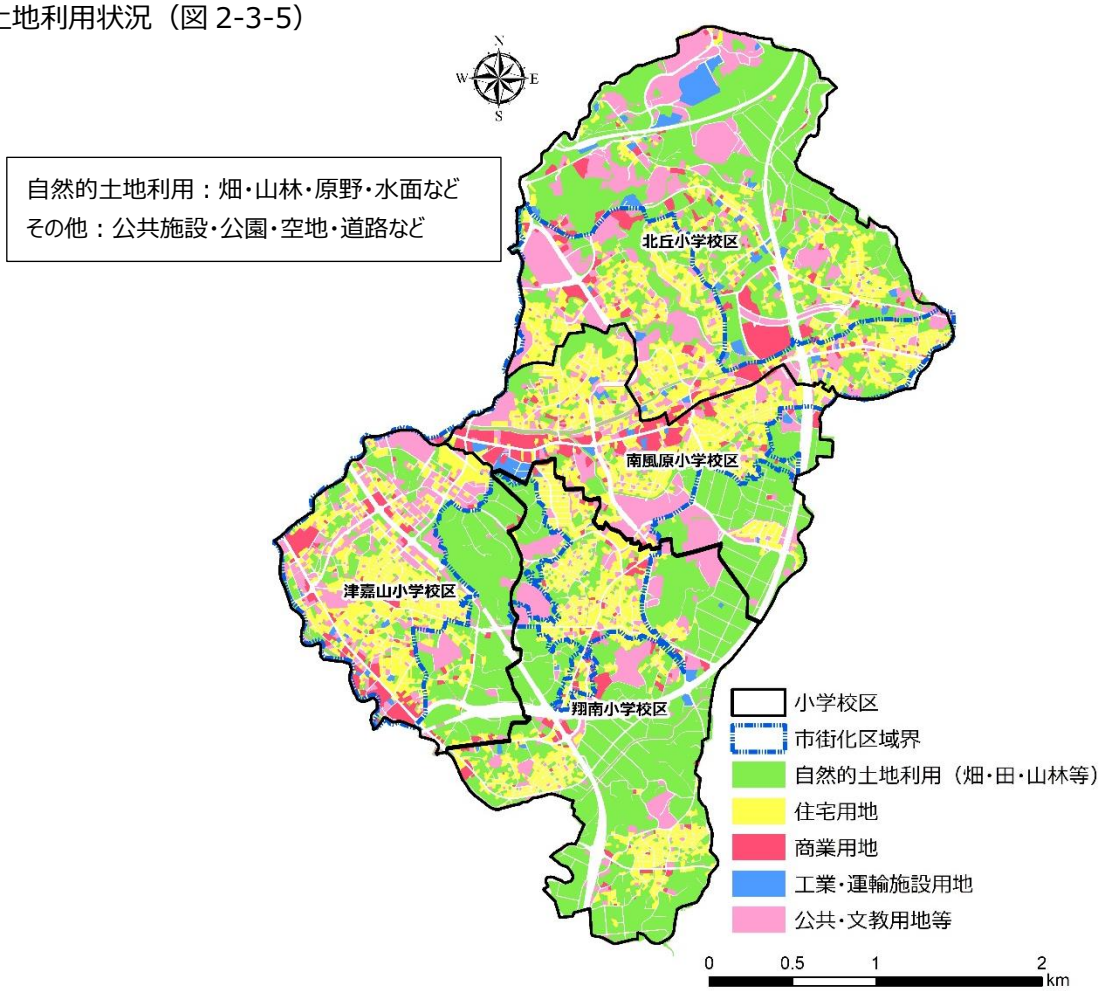

出典：平成 29 年度沖縄県都市計画基礎調査

（４）人口密度

地区別人口密度を小学校区別にみると、北丘小学校区では南部で人口が 100 人/ha 以上の地区が中心となっていますが、北部では 20 人/ha 以下の地区が広く分布しています。

南風原小学校区は、国道 329 号に沿って、100 人/ha 以上の地区が広く分布し、20 人/ha 以下の地区が少なく、平均的に人口密度は高くなっています。

津嘉山小学校区も同様に 100 人/ha の地区が広く分布しており、人口密度は高くなっています。

翔南小学校区は、北部では 100 人/ha 以上の地区がありますが、南部では 20 人/ha 以下の地区が広く分布しています。

小学校区別の地区別人口密度 250m メッシュ分布図（図 2-3-6）

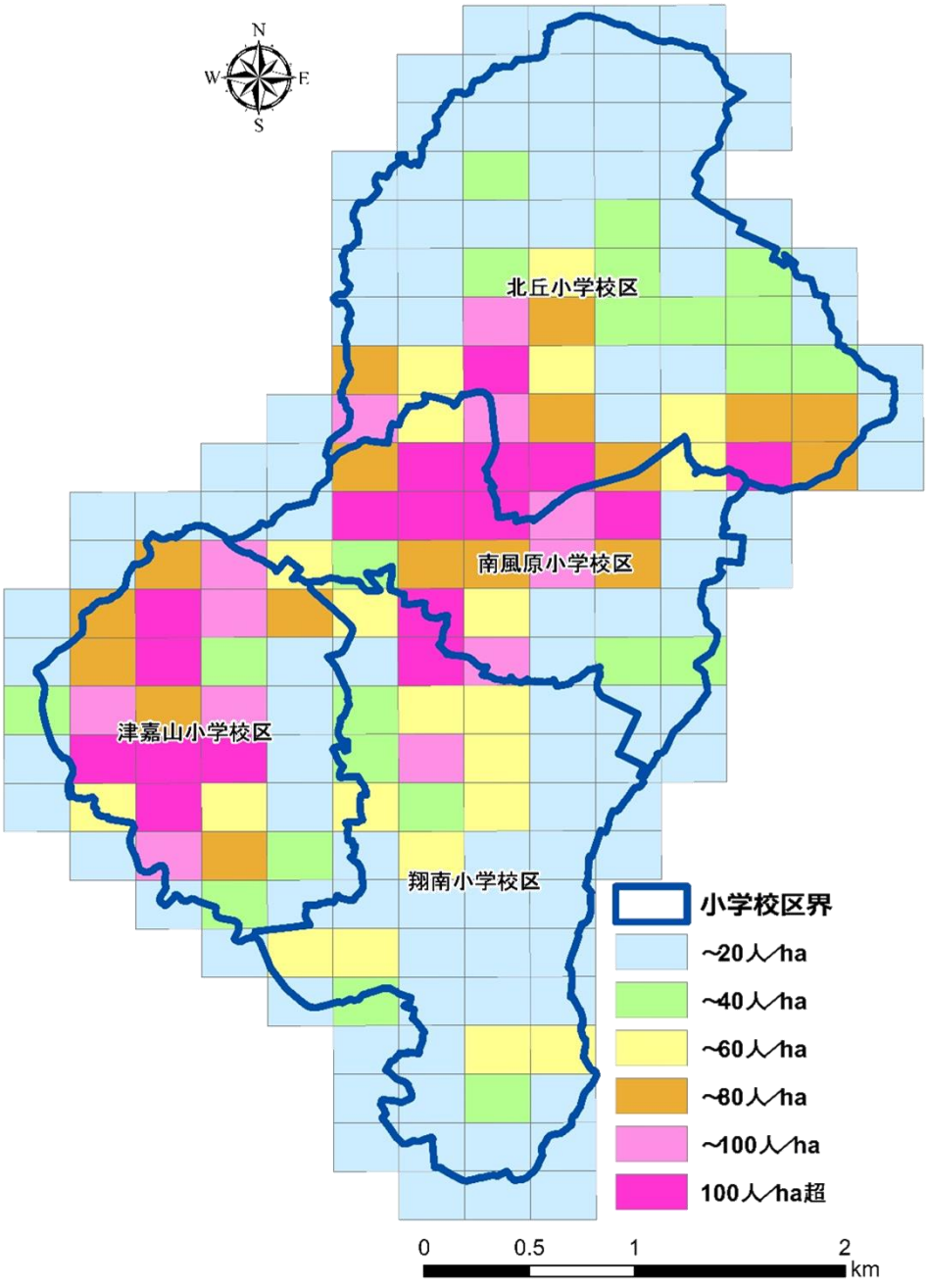

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳より

（５）新築動向

平成 29 年度沖縄県都市計画基礎調査によると平成 23 年から平成 27 年の 5 年間における新築動向は全校区とも住宅系の新築が最も多くなっています。学校区別にみると、津嘉山小学校区が最も多く、区画整理事業の結果と思われます。次いで北丘小学校区が多くなっています。

北丘小学校区と翔南小学校区は市街化区域外での新築が比較的多くなっています。これは住宅建設の緩和措置、農地転用による小開発がおこなわれている結果と思われます。

小学校区別の新築動向（表 2-3-7）

単位：件数

校区	年次	住宅系	商業系	工業系	公益施設	その他	総計
南風原小学校区	H23	22	1	0	0	0	23
	H24	22	1	0	0	0	23
	H25	26	2	0	0	0	28
	H26	20	1	0	0	0	21
	H27	33	0	0	0	1	34
	小計	123	5	0	0	1	129
津嘉山小学校区	H23	34	3	0	0	0	37
	H24	50	5	0	0	0	55
	H25	46	4	0	0	0	50
	H26	39	3	0	1	0	43
	H27	44	2	0	0	0	46
	小計	213	17	0	1	0	231
北丘小学校区	H23	29	3	0	0	0	32
	H24	37	1	2	0	0	40
	H25	33	1	2	0	0	36
	H26	39		1	0	0	40
	H27	35	1	1	0	0	37
	小計	173	6	6	0	0	185
翔南小学校区	H23	19	0	0	0	0	19
	H24	23	0	0	0	0	23
	H25	19	2	0	0	0	21
	H26	22	1	0	0	1	24
	H27	17	0	0	0	0	17
	小計	100	3	0	0	1	104
	総計	609	31	6	1	2	649

小学校区別の新築動向（図 2-3-8）

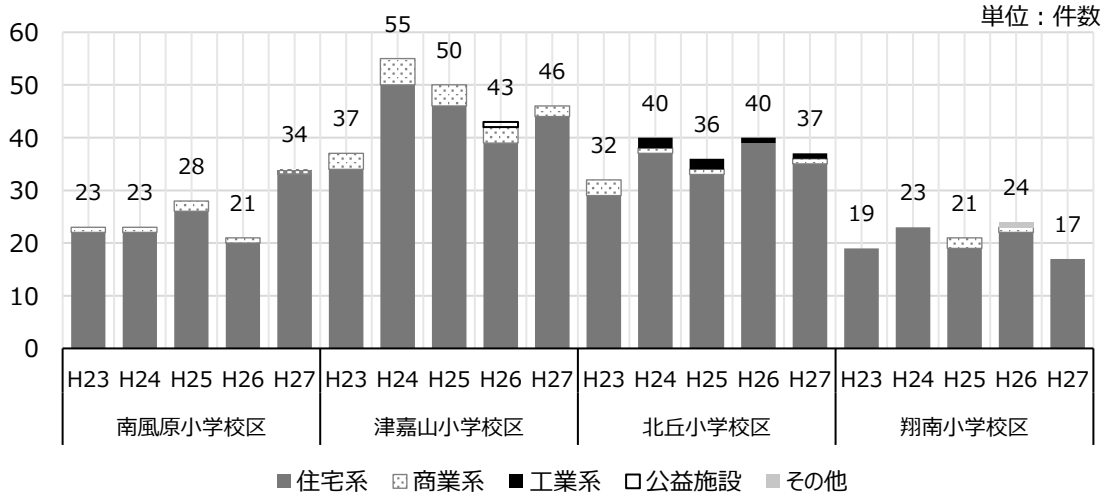

出典：平成 29 年度沖縄県都市計画基礎調査

小学校区内の新築動向（平成 23～27 年）（図 2-3-9）

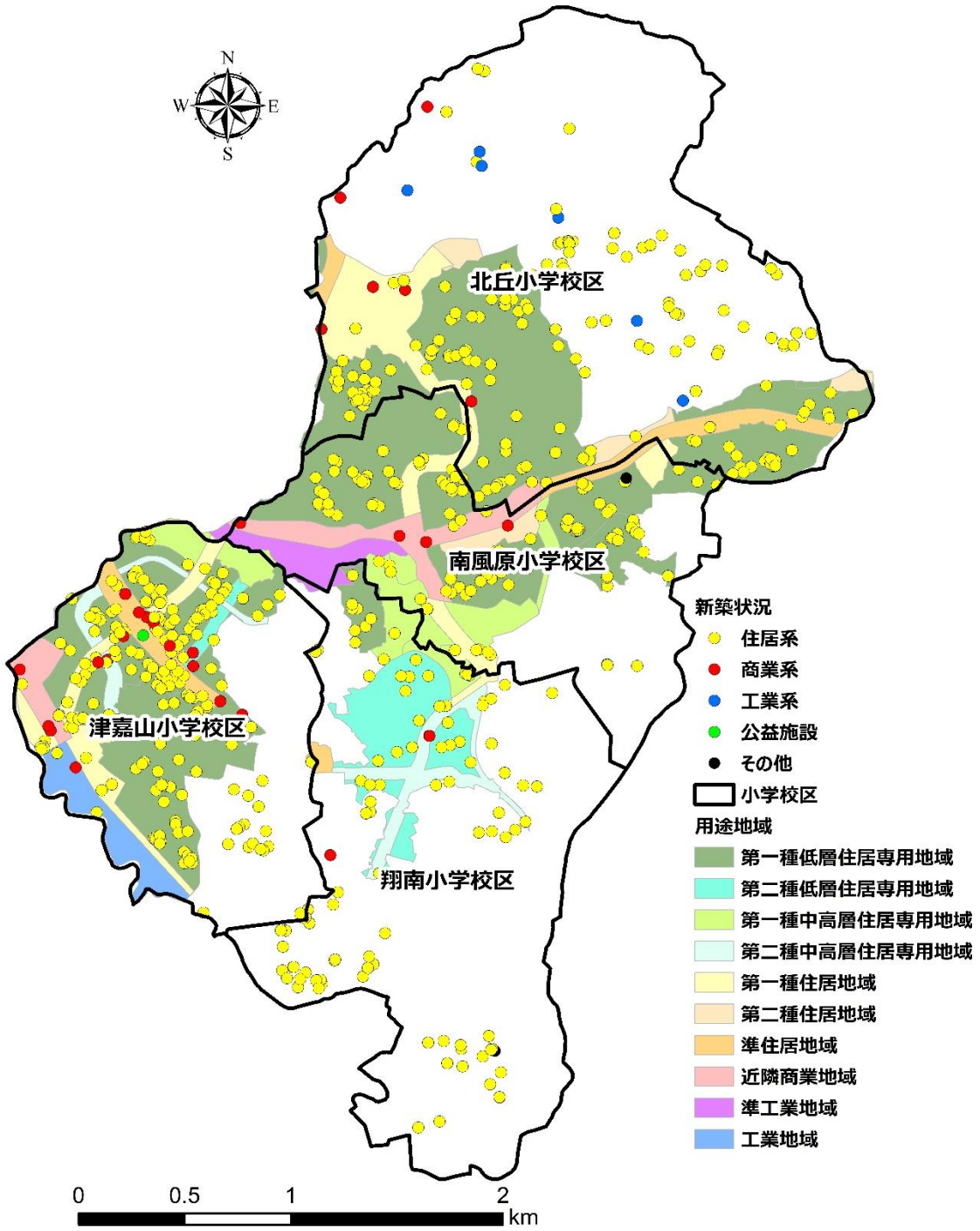

出典：平成 29 年度沖縄県都市計画基礎調査

（６）通学環境（スクールゾーンの指定状況）

小学校区における通学環境について、スクールゾーンの指定状況でみると、スクールゾーン道路標示地点については、おおむねスクールゾーンの対象となる小学校を中心とした半径 500mの範囲内を基本としていますが、町内では南風原小学校区、翔南小学校区でスクールゾーンを設定しています。

○「スクールゾーン」とは

昭和45年公布「交通安全対策基本法第二十四条」に基づき、小学校などを中心に半径約500m程度の通学路を対象（幼稚園・保育園の通園路も含む地域もある）に、子どもの交通安全の確保を図る特定地域を指します。一方通行や速度規制、登下校時間帯の通行禁止などの交通規制が実施されていることもあり、交通標識や路面標示などで、スクールゾーンであることを示しています。

スクールゾーンイメージ（図 2-3-10）

出展：警視庁ホームページ

○「ゾーン 30」とは

通学路や生活道路などの交通事故防止策として、警察による一定区域（ゾーン）に最高速度 30 ㎞／ｈの交通規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、抜け道として通行する行為の抑止などを図る生活道路対策です。

○「ゾーン 30 プラス」とは

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、ゾーン 30 プラスでは、最高速度 30 ㎞／ｈの区域規制のほか、交通実態などに応じて区域内における大型通行禁止、一方通行などの各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図っています。

（７）校区の高低差

本町の地勢をみると、町域の北側が高く、南にかけて傾斜しています。北部では高低差が 100m あるところもあり、中部・南部でも平均標高で、30～50m 程の高低差があるところもあります。

津嘉山小学校区や南風原小学校区は比較的高低差が小さくなっています。

平均標高 250m メッシュ図（図 2-3-11）

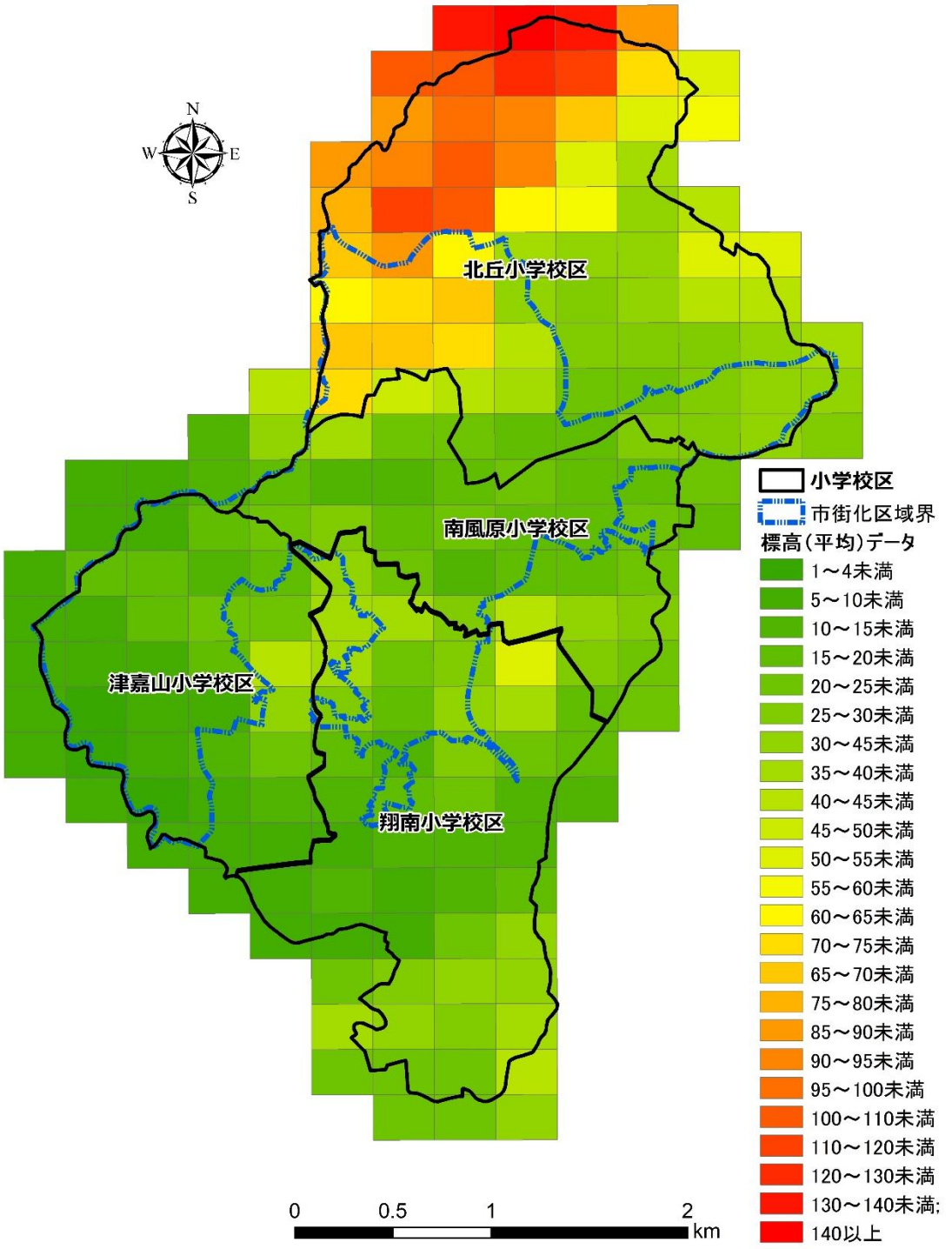

出典：国土地理院数値地図 250m メッシュデータ

（８）土地区画整理事業とその他の開発状況

本町では津嘉山、本部、兼城にまたがる国道 507 号津嘉山バイパス沿道において津嘉山北地区土地区画整理事業がおこなわれています。この事業により津嘉山小学校区の人口は増加しています。

また、町全域で市街地開発・林地・農地転用が活発におこなわれている状況です。さらに津嘉山地区及び新川地区で新築マンションの分譲（いずれも令和 6 年頃竣工）が予定されております。津嘉山地区においては、今後も住宅の整備が進むものと考えられ、人口増加に伴う児童生徒の増加が予測されます。

津嘉山北土地区画整理事業とその他の開発状況
（平成 26～29 年）（図 2-3-12）

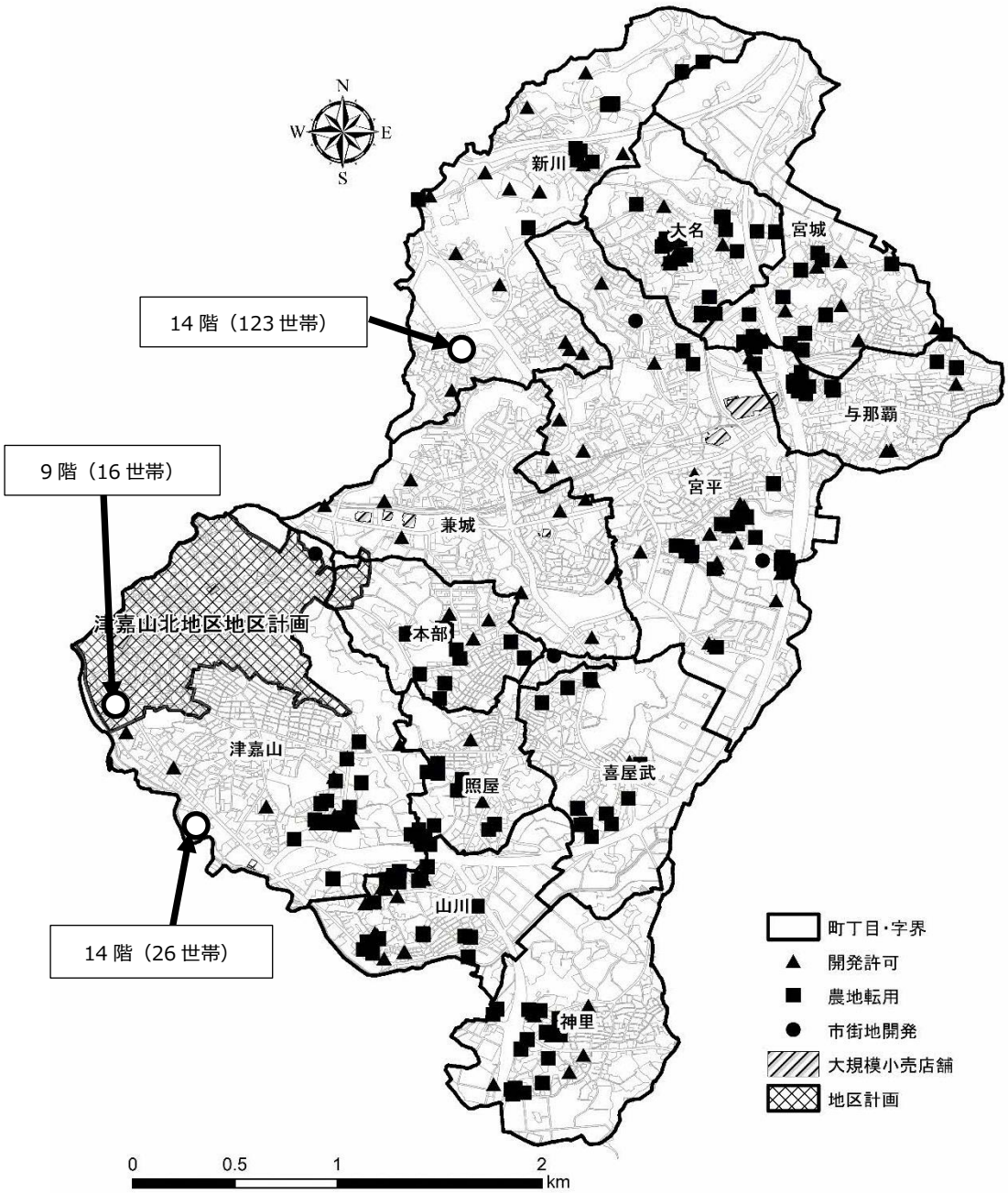

出典：平成 29 年度沖縄県都市計画基礎調査

4. 学校施設の現状

（１）小学校別学校施設の状況

建物敷地の面積をみると、最も敷地面積が大きいのは北丘小学校で 19,543 ㎡となっており、次いで翔南小学校の 17,250 ㎡となっています。運動場面積が最も大きいのは、北丘小学校の 9,962 ㎡となっており、次いで津嘉山小学校の 8,728 ㎡となっています。

校舎の状況としては、町立小学校は全て昭和 56 年 6 月以降に建設された新耐震基準の鉄筋コンクリート造（RC 造）の建築物となっています。

また、普通教室数が最も多い小学校は津嘉山小学校で 31 教室となっており、最も普通教室数の少ない翔南小学校の 17 教室とは 14 教室の差が生じている状況です。

特別教室は、北丘小学校が最も多く、13 教室となっています。

小学校別校地及び校舎面積（表 2-4-1）

単位：㎡

学校名	校地				校舎		
	建物敷地	運動場	その他	合計	教室	屋内運動場	合計
南風原小学校	16,065	6,405	3,495	25,965	6,626	1,180	7,806
津嘉山小学校	14,294	8,728	-	23,022	7,099	1,215	8,314
北丘小学校	19,543	9,962	15,469	44,974	7,224	930	8,154
翔南小学校	17,250	7,171	12,179	36,600	5,159	1,077	6,236

出典：令和 5 年度南風原町学校施設台帳

小学校別保有教室の状況（表 2-4-2）

単位：室

学校名	普通教室	特別教室										合計
		理科	生活	音楽	図画工作	家庭	視聴覚	コンピューター	図書室	特別活動	教育相談	
南風原小学校	23	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	34
津嘉山小学校	31	1	-	1	1	2	1	1	1	1	1	41
北丘小学校	26	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	39
翔南小学校	17	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	25

出典：令和 5 年度南風原町学校施設台帳

※一部特別教室などを普通教室として運用しており、前述（P.16）の学級数と普通教室数は学校施設台帳とは一致しません。

（２）児童一人あたりでみた教育環境

各小学校の学校施設などの面積を児童数で割った一人あたりの面積をみると、校舎面積、屋内運動場面積、運動場面積の 3 項目全てにおいて一人あたりの面積が最も大きいのは、児童数が最も少ない翔南小学校となっています。その一方で、一人あたりの面積が最も小さい学校は、校舎面積が津嘉山小学校、屋内運動場が北丘小学校、運動場が南風原小学校となっています。

児童一人あたりでみた教育環境（表 2-4-3）

学校名	普通学級数	特別支援学級数	児童数	児童一人あたりの面積（㎡）		
				校舎	屋内運動場	運動場
南風原小学校	23	7	895	7.4	1.3	7.2
津嘉山小学校	31	8	985	7.2	1.2	8.9
北丘小学校	26	8	925	7.8	1.0	10.8
翔南小学校	17	6	554	9.3	1.9	12.9

資料：令和 5 年度南風原町学校施設台帳

町内小学校の児童一人当たりの面積の平均値

①児童一人あたりの校舎面積　7.9 ㎡

②児童一人あたりの屋内運動場面積　1.3 ㎡

③児童一人あたりの運動場面積　9.9 ㎡

（３）中学校別学校施設の状況

建物敷地の面積をみると、町内の中学校は 2 校ともほぼ同じ面積で 16,000 ㎡を超えた程度となっています。運動場面積は南星中学校が10,138㎡となっており、南風原中学校の8,415㎡より1,700㎡ほど広いものとなっています。

校舎の状況としては、町立中学校は全て昭和 56 年 6 月以降に建設された新耐震基準の鉄筋コンクリート造（RC 造）の建築物となっています。

また、普通教室数は南風原中学校で 20 教室、南星中学校は 18 教室となっています。

中学校別校地及び校舎面積（㎡）（表 2-4-4）

学校名	校地				校舎		
	建物敷地	運動場	その他	合計	教室	屋内運動場	合計
南風原中学校	16,374	8,415	1,172	25,961	7,373	1,258	8,631
南星中学校	16,440	10,138	8,014	34,592	6,776	2,382	9,158

出典：令和 5 年度南風原町学校施設台帳

中学校別保有教室の状況（室数）（表 2-4-5）

学校名	普通教室	特別教室												計
		理科	音楽	美術	技術	家庭	外国語	視聴覚	コンピューター	図書室	特別活動	教育相談	進路資料・相談	
南風原中学校	20	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	36
南星中学校	18	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	-	35

出典：令和 5 年度南風原町学校施設台帳

※一部特別教室などを普通教室として運用しており、前述（P.16）の学級数と普通教室数は学校施設台帳とは一致しません。

（４）生徒一人あたりでみた教育環境

各中学校の学校施設などの面積を生徒数で割った一人あたりの面積をみると、屋内運動場面積、運動場面積において一人あたりの面積が大きいのは、生徒数が少ない南星中学校となっています。

生徒一人あたりでみた教育環境（表 2-4-6）

学校名	普通学級数	特別支援学級数	生徒数	生徒一人あたりの面積（㎡）		
				校舎	屋内運動場	運動場
南風原中学校	20	6	849	8.7	1.5	9.9
南星中学校	18	3	634	10.7	3.8	16.0

資料：令和 5 年度南風原町学校施設台帳

町内中学校の生徒一人当たりの面積の平均値

①生徒一人あたりの校舎面積　9.7 ㎡

②生徒一人あたりの屋内運動場面積　2.6 ㎡

③生徒一人あたりの運動場面積　12.9 ㎡

5. 児童生徒数及び学級数の推計

（１）推計手法の概要

推計の概要について以下に示します。

推計手法の概要（表 2-5-1）

1	推計手法	コーホート変化率法
2	基準人口	住民基本台帳　令和 5 年 4 月 1 日時点
3	推計期間	令和 6 年から令和 25 年までの 20 年間
4	各要因	推計条件：過去 5 年間の人口動態、子ども女性比による

■推計における学級編制の考え方について

沖縄県においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 2 項に基づき、沖縄県独自の学級編制の弾力化として右表の通り少人数学級編制ができるよう示しています。

本町においても少人数学級編制に取り組んでいることから、将来の学級数の見込みとしては少人数学級編制を基本とします。

区分	学年	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	1 学年	30 人（下限 25 人）
	2 学年	30 人（下限 25 人）及び 35 人
	3～6 学年	35 人
中学校	1～3 学年	35 人

（２）推計結果

①児童生徒数推計の結果

児童生徒数の推計結果をみると、区画整理事業の影響もあり令和 5 年以降も増加傾向にありますが、児童数は令和 10 年頃、生徒数は、令和 15 年頃に、それぞれピークを迎え、共にその後減少に転じ、減少し続けると予測されます。

町立小中学校に通学する児童生徒数の推計結果（図 2-5-2）

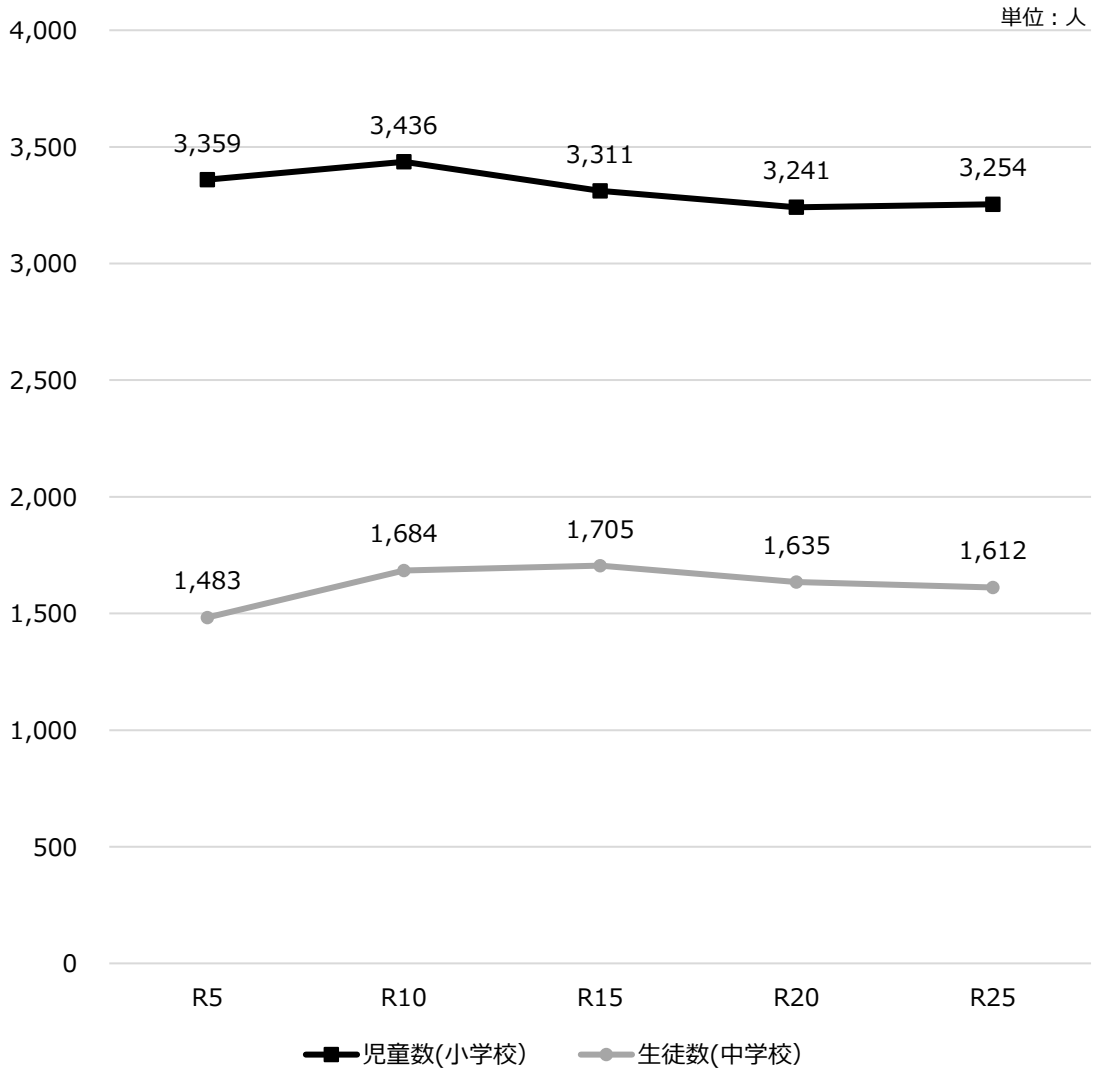

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

②小学校別　児童数推計の結果

小学校別児童生徒数推計の結果をみると、南風原小学校、北丘小学校の児童数のピークは令和 10 年で、その後は減少傾向になることが予測されます。翔南小学校は今後も概ね横ばいで推移すると予測されます。

また、最も児童数の増加が著しいのは津嘉山小学校となり、児童数は令和 25 年まで増加し続ける予測となります。

小学校別　児童数の推計結果（表 2-5-3）

単位：人

小学校	R5	R10	R15	R20	R25
南風原小学校	895	896	834	808	797
津嘉山小学校	985	1,061	1,086	1,105	1,126
北丘小学校	925	899	842	796	777
翔南小学校	554	580	549	532	554
児童数（人）	3,359	3,436	3,311	3,241	3,254

※2023（R5）は実績値

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

小学校別　児童数の推計結果（図 2-5-4）

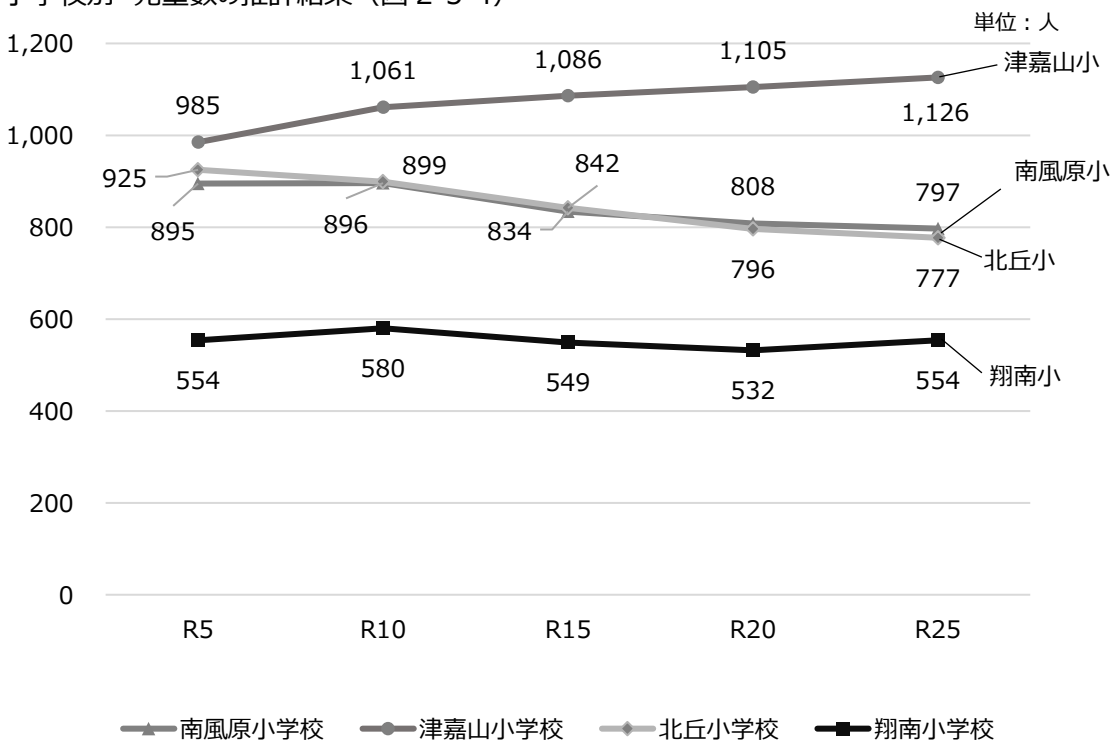

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

③中学校別　生徒数推計の結果

中学校別生徒数の推計をみると、南風原中学校の生徒数のピークは令和 10 年で、その後は減少傾向になることが予測されます。南星中学校の生徒数のピークは令和 15 年で、令和 25 年までは横ばいに推移することが予測されます。

中学校別　生徒数の推計結果（表 2-5-5）

単位：人

中学校	R5	R10	R15	R20	R25
南風原中学校	849	940	915	856	825
南星中学校	634	744	790	779	787
生徒数（人）	1,483	1,684	1,705	1,635	1,612

※2023（R5）は実績値

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

中学校別　生徒数の推計結果（図 2-5-6）

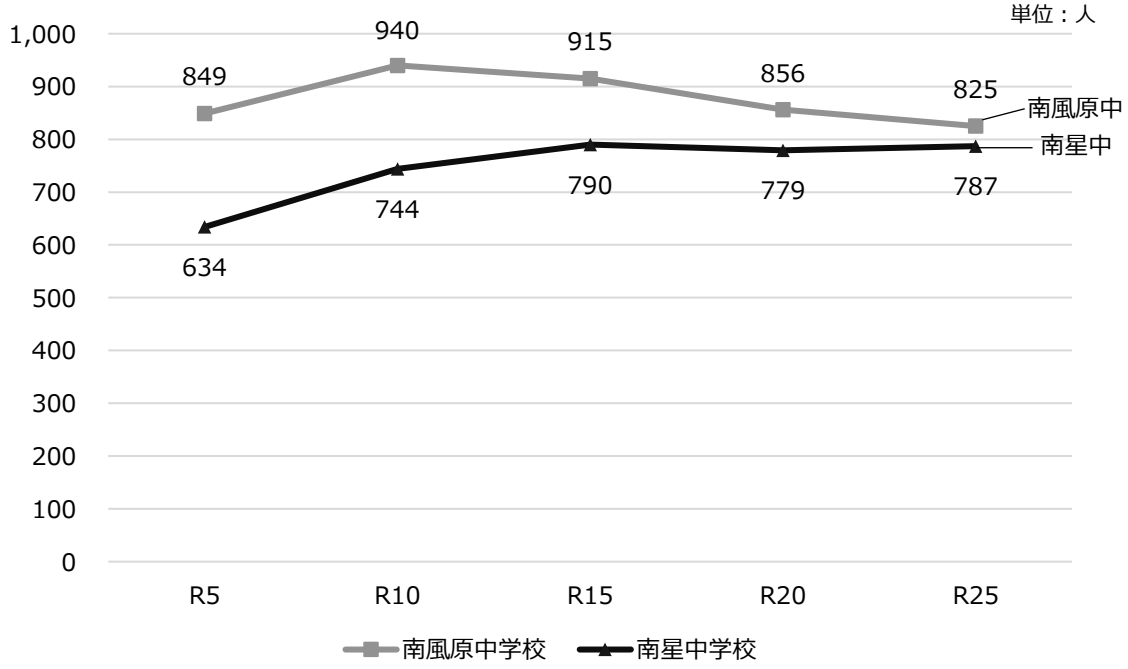

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

④小学校別　学級数推計の結果

小学校別学級数推計の結果をみると、少人数学級編制の場合、南風原小学校の学級数のピークは令和 10 年で、その後は減少傾向になることが予測されます。北丘小学校の学級数は令和 5 年がピークで、その後は減少傾向になることが予測されます。翔南小学校は今後も概ね横ばいで推移すると予測されます。

また、最も学級数の増加が著しいのは津嘉山小学校となり、学級数は令和 25 年まで増加し続ける予測となります。

小学校別　学級数（少人数学級編制）の推計結果（表 2-5-7）

単位：学級数

小学校	R5	R10	R15	R20	R25
南風原小学校	36	37	33	33	33
津嘉山小学校	41	40	40	40	44
北丘小学校	37	34	34	34	32
翔南小学校	23	24	24	24	24
学級数	137	135	131	131	133

※2023（R5）は実績値

※特別支援学級を含む　（令和 5 年度実績数を加算）

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

小学校別　学級数（少人数学級編制）の推計結果（図 2-5-8）

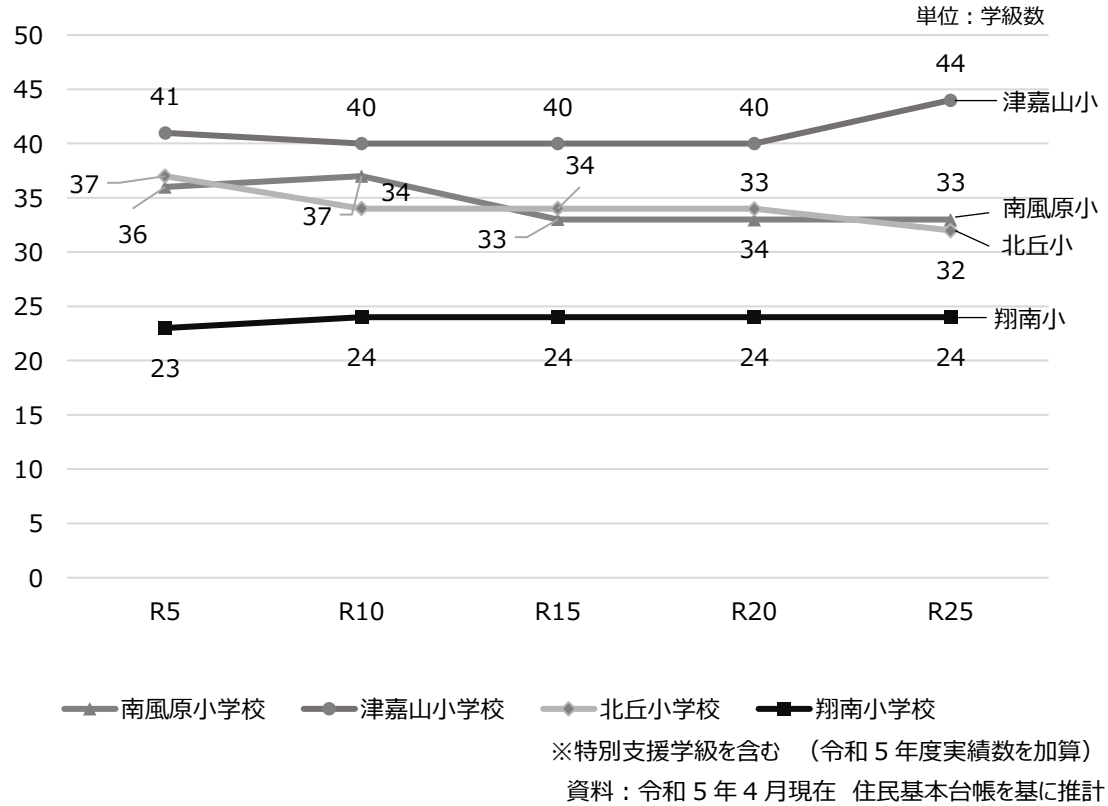

※特別支援学級を含む　（令和 5 年度実績数を加算）

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

⑤中学校別　学級数推計の結果

中学校別学級数の推計の結果をみると、少人数学級編制の場合、南風原中学校の学級数のピークは令和 10 年で、その後は減少傾向になることが予測されます。南星中学校の学級数のピークは、令和 15 年で、令和 25 年までは横ばいに推移すると予測されます。

中学校別　学級数（少人数学級編制）の推計結果（表 2-5-9）

単位：学級数

中学校	R5	R10	R15	R20	R25
南風原中学校	31	33	33	30	30
南星中学校	21	24	27	27	27
学級数	52	57	60	57	57

※2023（R5）は実績値

※特別支援学級を含む　（令和 5 年度実績数を加算）

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

中学校別　学級数（少人数学級編制）の推計結果（図 2-5-10）

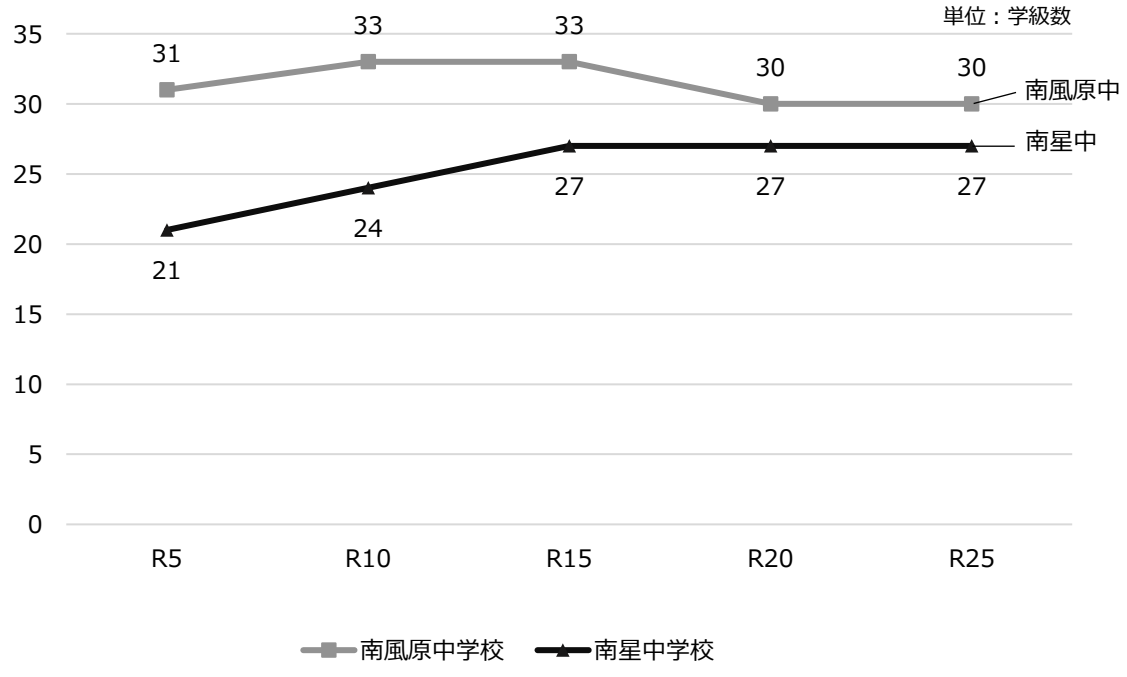

※特別支援学級を含む　（令和 5 年度実績数を加算）

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

⑥推計結果のまとめ

各町立学校の令和 5 年の実績値と推計値のピークを比較すると、北丘小学校を除いた 5 校においては、各校とも推計値が実績値を上回っています。

津嘉山小学校が令和 5 年の実績値より 141 人も増加することが予測されます。学級数も最も増加するのは津嘉山小学校で、ピーク時は現状よりも 3 学級増加することが予測されます。

町立中学校においては、学級数が現状より最も増加するのは南星中学校となり、ピーク時は実績値よりも生徒数 156 人、学級数は 6 学級増加することが予測されます。

推計結果まとめ（表 2-5-11）

学校名	区分	実績値	推計値		
		R5	推計値のピーク		R5 との差
南風原小学校	児童数	895	R10	896	1
	学級数（少人数学級編制）	36		37	1
津嘉山小学校	児童数	985	R25	1,126	141
	学級数（少人数学級編制）	41		44	3
北丘小学校	児童数	925	R5	925	0
	学級数（少人数学級編制）	37		37	0
翔南小学校	児童数	554	R10	580	26
	学級数（少人数学級編制）	23		24	1
南風原中学校	生徒数	849	R10	940	91
	学級数（少人数学級編制）	31		33	2
南星中学校	生徒数	634	R15	790	156
	学級数（少人数学級編制）	21		27	6

※特別支援学級を含む　（令和 5 年度実績数を加算）

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

6. 現状と課題の整理

「3. 学校区の現状」から「5. 児童生徒及び学級数の推計」において整理した内容を踏まえ、各学校における現状と課題について整理します。

（1）小学校校区ごとの現状整理

小学校区ごとの現状、児童数、学級数についてのこれからの予測（20 年）を整理します。

小学校校区ごとの現状整理（表 2-6-1）

	校区の現状	学校施設の現状と教育環境	児童数・学級数 これまでの傾向（15 年）	児童数 これからの予測（20 年）	学級数 これからの予測（20 年）
南風原小学校	【校区面積】203.4ha ・住宅系の新築件数が多い ・人口密度が高い	・全ての施設において 1 人当たりの面積は基準値を下回っている	・児童数は増加傾向 ・普通学級、特別支援学級ともに増加	・R10 まで横ばい傾向だが、その後は減少で推移する見込み	・普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
津嘉山小学校	【校区面積】191.7ha ・住宅系の新築件数が多い ・西側の人口密度が高く、東側の人口密度は低い	・全ての施設において 1 人当たりの面積は基準値を下回っている	・児童数は増加傾向 ・普通学級、特別支援学級ともに増加	・今後も増加傾向で推移する見込み	・普通学級及び特別支援学級は今後も増加することが予測される
北丘小学校	【校区面積】391.7ha ・住宅系の新築件数が多い ・南側の人口密度が高く、北側の人口密度は低い	・全ての施設において 1 人当たりの面積は基準値を下回っている	・児童数は増加傾向 ・普通学級、特別支援学級ともに増加	・減少で推移する見込み	・普通学級及び特別支援学級はおおむね減少で推移することが予測される
翔南小学校	【校区面積】289.0ha ・住宅系の新築件数が少ない ・人口密度が低い	・全ての施設において 1 人当たりの面積は基準値を下回っている	・児童数はわずかに増加傾向 ・普通学級、特別支援学級ともに増加	・R10 まで増加傾向だが、その後は概ね横ばいで推移する見込み	・普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される

（２）中学校校区ごとの現状整理

中学校区ごとの現状、生徒数、学級数についてのこれからの予測（20 年）を整理します。

中学校校区ごとの現状整理（表 2-6-2）

	校区の現状	学校施設の現状と教育環境	生徒数 これまでの傾向 （15 年）	生徒数 これからの予測 （20 年）	学級数 これからの予測 （20 年）
南風原中学校	【校区面積】595.1ha ・住宅系の新築件数が多い ・人口密度が高い	・全ての施設において 1 人当たりの面積は基準値を下回っている	・生徒数は増加傾向 ・普通学級、特別支援学級ともに増加	・R10 まで増加傾向だが、その後は減少で推移する見込み	・普通学級及び特別支援学級はおおむね横ばいで推移することが予測される
南星中学校	【校区面積】480.7ha ・住宅系の新築件数が多い ・津嘉山小学校区の人口密度が高い	・屋内運動場以外の施設において 1 人当たりの面積は基準値を下回っている	・生徒数は増加傾向 ・普通学級、特別支援学級ともに増加	・R15 まで増加傾向だが、R25 までは横ばいで推移する見込み	・普通学級及び特別支援学級は今後も増加することが予測される

（３）南風原町の現状の整理

①地域単位でのコミュニティ活動

活発な地域活動は、まちの連帯感、活力の創造という意味で極めて重要だと考えられます。本町では、古くから地域コミュニティが確立されている自治会や、他市町村からの転入者が多い自治会にかかわらず、自治会活動や防犯・防災活動、環境美化活動といった地域活動が盛んにおこなわれています。

各字自治会単位でのこれらの地域活動を通して、町への愛着心が強く、必然的に学区単位の居住者の結びつきは強いといえます。

②幼稚園・小学校・中学校が隣接した校舎配置

本町では、小学校、中学校及び幼稚園の校舎が隣接して配置されています。

小学校と中学校の関係でみると、南風原小学校と南風原中学校は隣接となっています。また、町立幼稚園舎と町立小学校は一体の立地となっています。こうした立地をうまく活用することができれば、子どもがさまざまな年代とふれあう環境の構築も可能だと考えられます。

（４）小学校区ごとの課題の整理

①学校施設の充実度について

翔南小学校は児童一人あたりに換算した校舎面積や運動場面積、屋内運動場面積が他小学校と比較して大きい状況となっています。

②学級数について

津嘉山小学校は、児童数及び普通学級の増加が予測されることから教室数の確保などの対応が必要となります。推計によると直近 5 年の令和 5 年から令和 10 年の間に約 76 人増加することが予測されるため、教室の確保などの対応が必要です。

（５）中学校区ごとの課題の整理

①学校施設の充実度について

屋内運動場面積、運動場面積において生徒一人あたりの面積が大きいのは、生徒数が少ない南星中学校となっています。

②学級数について

南星中学校の普通学級は増加と予測され、教室数の確保など対応が必要です。

（６）南風原町の課題の整理

①公共的な施設に対する町民ニーズの高まり

地域単位でのコミュニティ活動が活発ななか、人口が急増したことから、町民からも新たな施設の設置を求められるようになっています。特に子どものための放課後児童クラブ、地域交流のための施設など、公共性が高い施設のニーズは高いものとなっています。しかし現状は、施設を設置する適地の確保が困難な状況にあります。

7. 学校の大規模化によるメリット・デメリット

学校規模によるメリット・デメリットの整理をおこなうにあたっては、学級数や児童生徒数の多い学校と、学級数や児童生徒数の少ない学校に分類し一般的な傾向を整理します。

（１）学級数や児童生徒数の多い学校

学級数や児童生徒数の多い学校のメリットとしては、「多様な考えに触れ、切磋琢磨する」、「学校行事に活気が生じやすい」、「様々な部活動が配置でき選択の幅が広がる」、「バランスのとれた教員配置をおこないやすい」などがあげられます。

一方、デメリットとしては、「学校行事などにおいて一人一人の活躍の機会が少ない」、「施設利用に制約が生じる」、「災害時の避難行動などにリスクがある」などがあげられます。

学級数や児童生徒数の多い学校におけるメリット・デメリット（表 2-7-1）

	メリット	デメリット
学習面	● 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ● 運動会などの学校行事や音楽活動などの集団教育活動に活気が生じやすい。 ● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ● 児童・生徒数、教職員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。 ● 様々な種類の部活動などの設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	● 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ● 学校行事や部活動などにおいて、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
生活面	● クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ● 切磋琢磨することなどを通じて、社会性や協調性、たくましさなどを育みやすい。 ● 学校全体での組織的な指導体制が組みやすい。	● 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ● 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営面財政面	● 教職員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置をおこないやすい。 ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導などについての相談・研究・協力・切磋琢磨などがおこないやすい。 ● 校務分掌を組織的におこないやすい。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。	● 教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ● 特別教室や体育館などの施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	● ＰＴＡ活動などにおいて、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	● 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。 ● 災害発生などによる緊急避難時に、混雑が生じやすい。

※上表の下線部は、本町立学校に勤務している教職員を対象としたアンケートで、回答者の 70%以上が感じているデメリットです。

（２）学級数や児童生徒数の少ない学校

学級数や児童生徒数の少ない学校のメリットとしては、「児童生徒の一人一人が活躍する機会が多くなる」、「学年を超えた交流が生まれやすい」、「児童生徒の人間関係が深まりやすい」、「児童生徒の状況が把握しやすい」、「教員間の意思疎通が図りやすい」などが考えられます。

一方、デメリットとしては、「クラス替えができないので、人間関係が固定され問題が生じる」、「学校行事や部活動などの活動内容に制約が生じる」などが挙げられます。

学級数や児童生徒数の少ない学校におけるメリット・デメリット（表 2-7-2）

	メリット	デメリット
学習面	● 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導がおこないやすい。 ● 学校行事や部活動などにおいて、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	● 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ● １ 学年 １ 学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ● 運動会などの学校行事や音楽活動などの集団教育活動に制約が生じやすい。 ● 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ● 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ● 部活動などの設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	● 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ● 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ● 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導がおこないやすい。	● クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価などが固定化しやすい。 ● 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ● 切磋琢磨する機会などが少なくなりやすい。 ● 組織的な体制が組みにくく、指導方法などに制約が生じやすい。
学校運営面財政面	● 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ● 学校が一体となって活動しやすい。 ● 施設・設備の利用時間などの調整がおこないやすい。	● 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置をおこないにくい。 ● 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導などについての相談・研究・協力・切磋琢磨などがおこないにくい。 ● 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ● 教員の出張、研修などの調整が難しくなりやすい。 ● 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	● 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 ● 災害発生などによる緊急避難時に混雑が生じにくい。	● ＰＴＡ活動などにおける保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

第 3 章　南風原町における適正規模・適正配置の考え方

第 2 章-6 の南風原町の学校規模・配置をめぐる現状と課題で整理したとおり、本町では年少人口の減少は既に始まっており、今後の出生率の大幅な増加は考えにくく、緩やかに減少していくことが見込まれます。

学校教育をおこなう上で、学校を適正な規模で適正に配置して整備することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実、さらに学校を円滑に運営するためにも非常に重要なことです。

前述のとおり、学校教育法施行規則では、12 学級以上 18 学級以下を小・中学校の標準規模としています。また、文部科学省では、従来から 25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

そこで、本章では第 2 章-6 で整理した現状と課題を踏まえ、本町における適正規模・適正配置の定義、適正規模・適正配置を進めていくための基本的な考え方を整理しました。

1．適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方

（1）学級数の現状と将来予測より

令和 5 年 5 月時点における平均学級数は小学校 34.2 学級、中学校 26.0 学級（普通学級のみの場合は小学校 26.7 学級、中学校は 20.0 学級）となっています。

令和 5 年時点の町立小学校においては、学級数が国の標準規模内（12 学級～18 学級）にある学校は存在しておらず、全ての町立小中学校が国の標準規模を上回っている状況です。また、普通学級数のみでみた場合は、国の標準規模内（12 学級～18 学級）にある学校は、小学校 1 校、中学校 1 校となっており、その他の町立小中学校においては国の標準規模を大きく上回る状況にあります。

さらに、将来推計の結果より、津嘉山小学校、南星中学校のように、児童生徒数が増加する学校があるものの、他の学校学級数はほぼ横ばいとなっています。将来的にも町立小中学校における学級数は国の標準範囲を上回ることが予測されます。

（2）学校施設との関連性より

本町では、令和 3 年に「南風原町学校施設等長寿命化計画」を策定し、学校施設の整備をすすめています。本計画では、学校施設を校舎の構造躯体などの劣化状況や、校舎の築年数などを考慮した総合的な評価の下で事業に着手することとしています。

学校改築事業においては、単に施設の更新を図るだけでなく、学校施設の規模を新たに設定でき、さらには児童生徒や保護者にとって学校の魅力が高まる機会となることから、学校規模に課題を抱えている場合は、教室などの改善ができる大きな機会になると考えられます。

このことから、改築事業の実施に当たっては、近隣学校も含めた適正な規模での学校づくりをおこなうことが重要となるため、改築校の選定には、老朽化対策による優先度に加え、近隣学校で抱える課題を解決できるよう、近隣学校間で規模の調整を図ることが重要だと考えます。

なお、改築まで時間のある学校で適正規模に向けての対応策を実施する際には、校庭や体育館の面積、必要教室数などを考慮して、学校運営に支障を来さないことを最優先に検討するほか、やむを得ない場合は、改築も視野に入れて検討する必要があります。

第 2 章-4 で示したように、令和 5 年時点で各学校の保有する普通教室数は最大、小学校 31 教室、中学校 20 教室となっており、平均保有普通教室数は小学校で 24 教室、中学校で 19 学級となっています。

仮に国の標準規模（12 学級～18 学級）に準じ、適正規模の上限を 18 学級と設定した場合、これまでに整備してきた既存の学校施設に空き教室が発生するなど、保有している普通教室の有効活用が図られない状況となります。

（３）教育活動と学校運営の観点より

学校では、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力などを育み、社会性や協調性を育める機会を創出するため、クラス替えを可能とした一定の規模を確保する必要があります。

また、このような教育活動をおこなうためには、経験年数、専門性などにおいてバランスのとれた教職員の配置により、円滑な学校運営を図る必要があります。

小・中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災、地域の交流、保育、スポーツの場など、様々な機能を併せ持っています。

また、近年、学校が抱える課題が複雑化・困難化している中で、地域住民や保護者などの参画を得て、力を合わせて学校運営をおこなっていくことが求められていることから、本町では学校・家庭・地域社会が一体となり、具体的な行動を通して児童生徒の「学び」や「育ち」を支援し、課題解決に当たる南風原町版地域コミニティ・スクールを推進しています。

適正規模・適正配置を具体化していく際には、行政が一方的に進めるのではなく、地域住民の十分な理解と協力を得る必要があります。本町には、各字公民館協議会や青少年育成協議会、ＰＴＡ、自治会をはじめとした、学校と関わりが深い地域コミュニティが存在しています。こうした地域住民との話し合いの場を設けるとともに、未就学児の保護者にも情報提供しながら、検討を進めることが重要です。

（４）特別支援学級の取り扱いについて

①現状認識

特別支援学級については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第２項において１学級あたり８人以下で編制することとなっています。近年は本町における特別支援学級に在籍する児童生徒数、特別支援学級ともに増加傾向にあることから、各学校においては空き教室や特別教室の転用などにより学級数の増加に対応してきました。

また、本町の町立小学校・中学校においてはインクルーシブ教育の基本的な方向性である「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すべき」という考えのもと、特別支援学級と普通学級に座席が用意されており、ともに学ぶ交流学習がおこなわれています。さらに、児童生徒の成長に合わせ、保護者や教員と連携を図りながら特別支援学級から普通学級へ籍を変更する対応もおこなわれています。

②適正規模における特別支援学級の取り扱い

学校の適正規模は、児童生徒へのきめ細やかな指導や、一定の集団の中での社会性や協調性を育める機会の創出などの教育的活動の観点と、学校施設（教室、運動場、屋内運動場、その他）の適正利用と円滑な学校運営などの観点から検討する必要があるとともに、近年増加する特別支援学級の教室数の確保などへの対応も考慮する必要があります。

推計結果からも、特別支援学級に在籍する児童生徒は今後も一定数を維持することが想定されるため、特別支援学級を含めた実学級数の推移に注視する必要があります。

2．南風原町の適正規模の定義

（１）適正規模の定義

町立学校における適正規模は、下記の①～③のように設定します。

①学級数

■1 校あたり　12～24 学級

■（小学校）1 学年あたり 2～4 学級

■（中学校）1 学年あたり 4～8 学級

②1 学級あたりの児童生徒数

■沖縄県独自の少人数学級編制にむけた弾力化に準ずるものとします

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
児童数（小学校）	30 人	30 人	35 人	35 人	35 人	35 人
生徒数（中学校）	35 人	35 人	35 人			

③学校あたりの児童生徒数の目安

■（小学校）400 人～800 人

■（中学校）420 人～840 人

（２）設定の理由

学校教育法施行規則や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいて、学校における望ましい学級数については「おおむね 12 学級から 18 学級」までを標準としています。しかしながら、学校教育法施行規則においては「ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」と弾力的なものとなっています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 2 項においては「5 学級以下の学級数の学校と 12 学級から 18 学級の学級数の学校とを統合する場合においては 24 学級までを適正な学校規模」と示されており、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいては「25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校」という表現で示しています。

本町においても基本的にはこの基準に従うことが望ましいと考えますが、本町の場合、適正規模の上限を 18 学級とすると、現時点で多くの学校が上限を超えることや、現状でも既存の学校施設を問題無く使用できていること、児童生徒が多様な考えに触れ、切磋琢磨する環境であること、バランスのとれた教員配置をおこないやすくなることなどから、本町の実態に合った独自の基準を策定することとします。

3. 南風原町における適正配置の定義

（１）適正配置の定義

町立学校の適正配置については、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況など、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考えることが重要です。

ここでは適切な通学距離の目安を設定します。

本町立学校における適正配置を以下のように設定します。

通学距離（学校を中心とした円の半径距離）

■通学の負担軽減や安全面を考慮し、おおむね小学校で「2.0 ㎞以内」、中学校で「3.0 ㎞以内」とします。

分類	通学距離の目安
小学校	**2.0** ㎞以内
中学校	**3.0** ㎞以内

（２）設定の理由

学校の適正配置については、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況など、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考えることとします。

本町の南北の距離は最大 4 ㎞であり、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第４条第２項で示されている小学校ではおおむね４㎞以内、中学校ではおおむね６㎞以内に全ての小中学校が配置されています。

しかしながら、本町においては国道 329 号線や国道 507 号線を中心とした交通量の多い道路が多く存在することから、児童生徒が安全に安心して通学することができるよう、安全性や防犯性などを踏まえ小学校における通学距離は 2.0 ㎞以内、中学校では 3.0 ㎞以内を目安とします。

ただし、当基準については一律にあてはめるものではなく、将来的に通学区域の見直しに伴う変更が必要となった場合や、様々な制度の導入などにより例外も想定されることから、柔軟に対応していくこととします。

（３）適切な小学校の通学距離状況

各小学校を中心に、通学距離２km を半径とした円で通学範囲を示します。以下の通り、町内すべてを通学距離で網羅することができます。

各小学校を中心とした通学距離 2.0 ㎞内の範囲図（図 3-3-1）

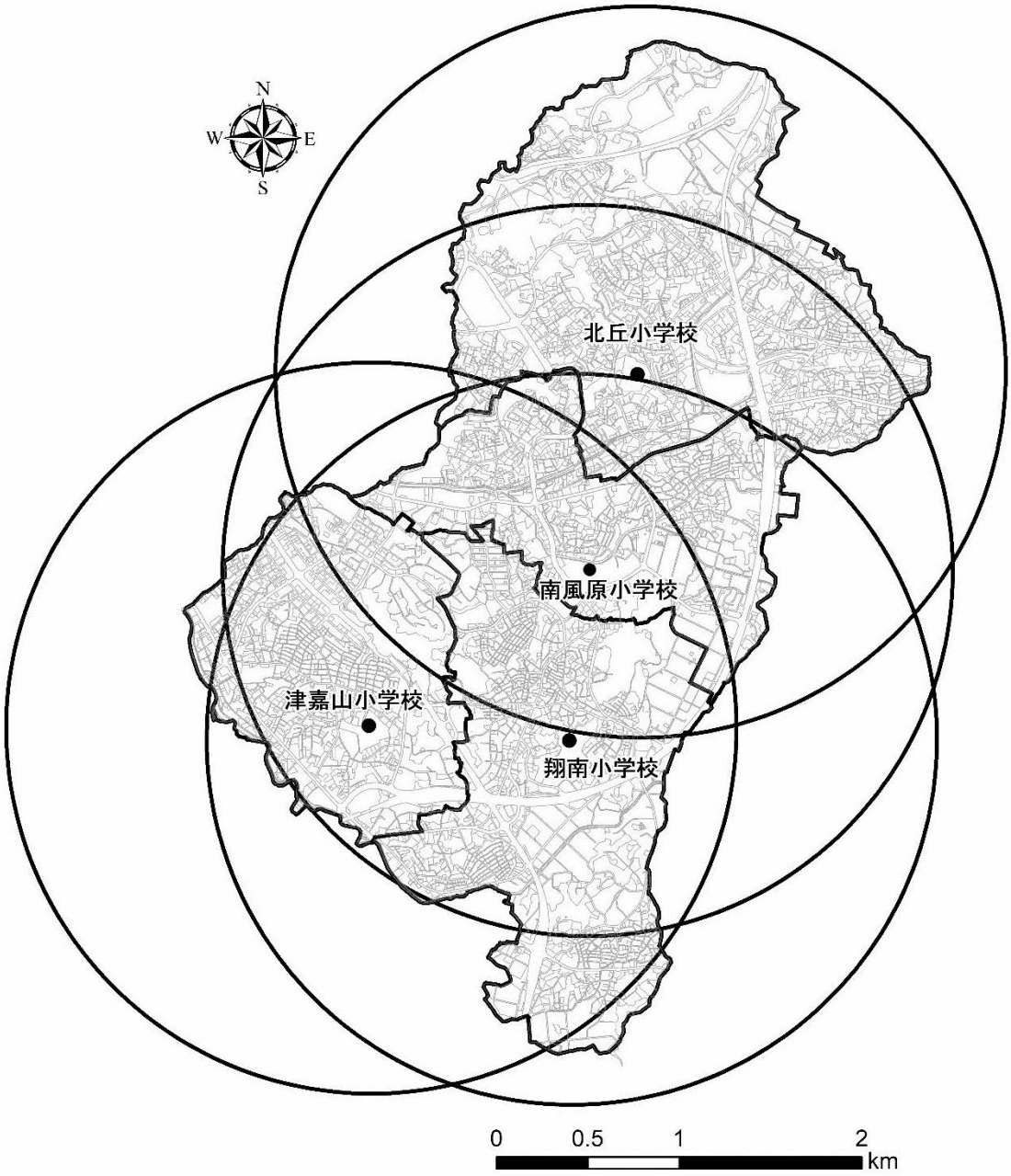

（４）適切な中学校の通学距離状況

各中学校を中心に、通学距離 3km を半径とした円で通学範囲を示します。以下の通り、町内すべてを通学距離で網羅することができます。

各中学校を中心とした通学距離 3.0 ㎞内の範囲図　（図 3-3-2）

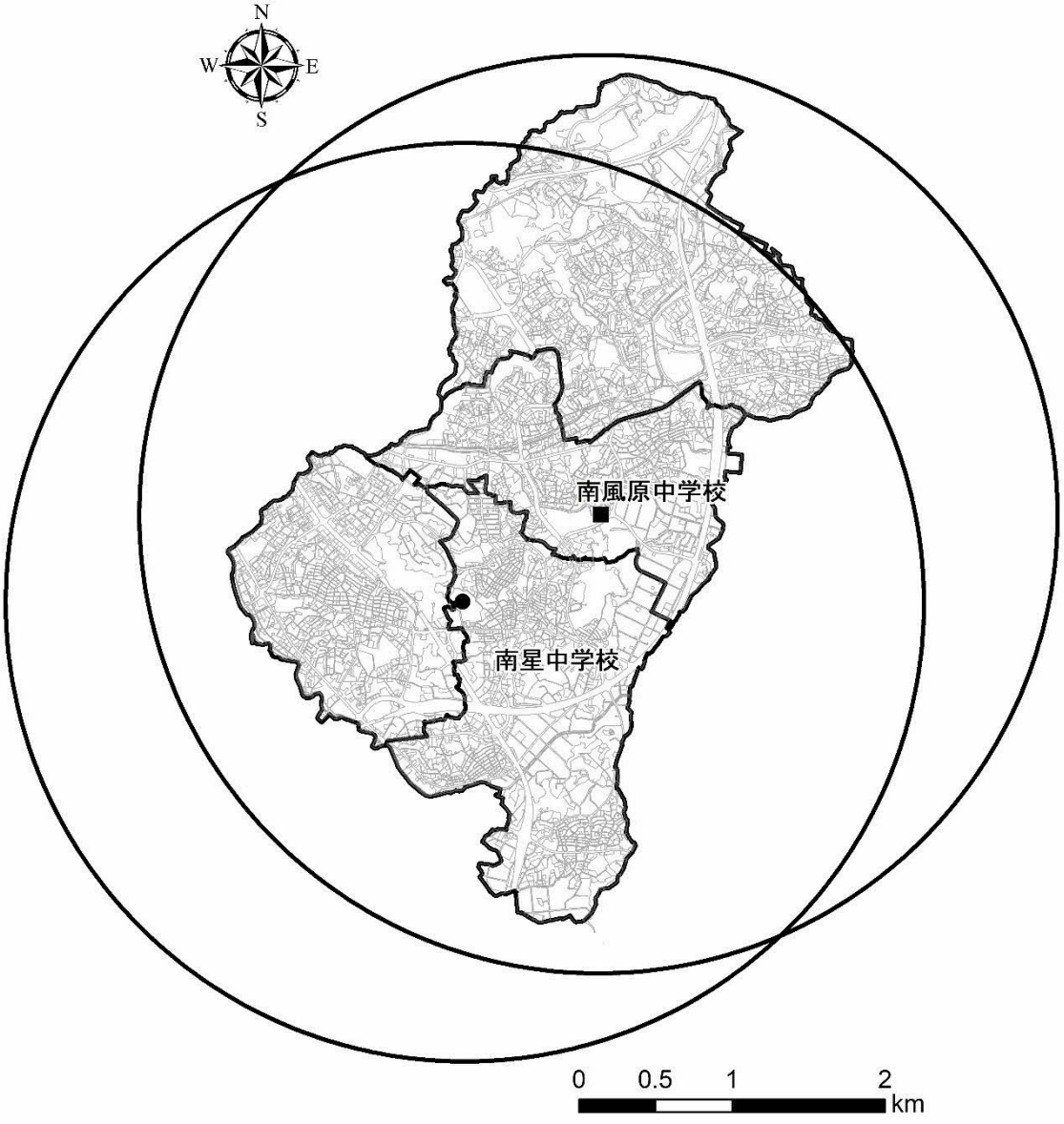

4. 適正規模・適正配置に向けての学校規模区分の設定

（１）適正規模を踏まえた学校規模区分

本町の現状と課題の内容を踏まえ、特別支援学級を含む実学級数、特別支援学級を除いた普通学級数及び学校あたりの児童生徒数の目安を含め、総合的に判断できるよう、本町における学校規模の区分を下記に示します。

適正規模を踏まえた学校規模区分（表 3-4-1）

分類		小規模	適正規模	大規模		過大規模	
				Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅰ型	Ⅱ型
1 校あたりの学級数		11 学級以下	12～24 学級	25～30 学級		31 学級以上	
				普通学級数が 25 学級未満	普通学級数が 25 学級以上	普通学級数が 31 学級未満	普通学級数が 31 学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400 人未満	400～800 人	～800 人	801～1,000 人	～1,034 人	1,035 人以上
	中学校	420 人未満	420～840 人	～840 人	841～1,050 人	～1,084 人	1,085 人以上

（２）学校規模区分からみる現状

令和 5 年度、令和 15 年度、令和 25 年度に学校規模区分では下記の区分に属します。この区分ごとに適正化に向けての対策を検討していきます。

学校規模別分類（表 3-4-2）

分類		適正規模	大規模		過大規模	
			Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅰ型	Ⅱ型
1 校あたりの学級数		12～24 学級	25～30 学級		31 学級以上	
			普通学級数が 25 学級未満	普通学級数が 25 学級以上	普通学級数が 31 学級未満	普通学級数が 31 学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400～800 人	～800 人	801～1,000 人	～1,034 人	1,035 人以上
	中学校	420～840 人	～840 人	841～1,050 人	～1,084 人	1,085 人以上
令和 5 年 2023 年	小学校	翔南小 23（17）554 人	該当なし	該当なし	南風原小 36（29）895 人 北丘小 37（29）925 人	津嘉山小 41（33）985 人
	中学校	南星中 21（18）634 人	該当なし	該当なし	南風原中 31（25）849 人	該当なし
推計値 10 年後 令和 15 年 2033 年	小学校	翔南小 24（18）549 人	該当なし	該当なし	南風原小 33（26）834 人 北丘小 34（26）842 人	津嘉山小 40（32）1,086 人
	中学校	該当なし	南星中 27（24）790 人	該当なし	南風原中 33（27）915 人	該当なし
推計値 20 年後 令和 25 年 2043 年	小学校	翔南小 24（18）554 人	該当なし	該当なし	南風原小 33（26）797 人 北丘小 32（24）777 人	津嘉山小 44（36）1,126 人
	中学校	該当なし	南風原中 30（24）825 人 南星中 27（24）787 人	該当なし	該当なし	該当なし

※（ カッコ ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示しています。

※特別支援学級は令和 5 年の学級数を計上しています。

適正規模の小学校における児童数の目安（表 3-4-3）

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
少人数学級編制による 1 学級当たりの児童数	30 人	30 人	35 人	35 人	35 人	35 人
1 学年当たりの児童数（目安）	60～120 人	60～120 人	70～140 人	70～140 人	70～140 人	70～140 人
1 学校当たりの児童数（目安）	400～800 人					

適正規模の中学校における生徒数の目安（表 3-4-4）

学年	1 学年	2 学年	3 学年
少人数学級編制による 1 学級当たりの生徒数	35 人	35 人	35 人
1 学年当たりの生徒数（目安）	140～280 人	140～280 人	140～280 人
1 学校当たりの生徒数（目安）	420～840 人		

第４章　学校適正規模・適正配置の実現に向けた方策

１．学校規模の適正化を図る手法

学校規模の適正化を図る手法の種類としては、以下のような手法があります。

【運用などによる学校規模適正化】

（１）通学区域の弾力化＜指定校変更＞

通学区域は、学校教育法施行令第 5 条第 2 項で「市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が 2 校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定すること」とされており、本町では「南風原町立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（以下、「指定通学区域に関する規則」という。）」を制定し、通学区域を定めています。

ただし、指定された就学校が保護者の意向や児童生徒の状況などに合致しない場合は、学校教育法施行令第 8 条において、保護者の申し立てにより、市町村教育委員会が相当と認める時には、市町村内の他の学校に変更することができる「指定校変更」が運用されています。

本町においては、指定通学区域に関する規則第 3 条において「特別な理由があるときは、保護者の申立てにより指定した小学校及び中学校を変更することができる。」としています。

（２）通学区域の見直し

通学区域については、指定通学区域に関する規則第 1 条において「南風原町立小学校及び中学校の指定通学区域」を定め、もって小学校及び中学校の適正な学級数を確保するとともに就学に関する事務を円滑におこなうことを目的とする」としています。

そのため、通学区域の見直しは学校規模に合わせた児童生徒数の調整、通学の距離や安全性などを確保する手段の 1 つとして挙げられます。ただし、長年にわたって通学区域が地域に定着し、コミュニティなども形成されていることから、これらに配慮する必要があります。

（３）学校選択制

学校選択制については、学校教育法施行規則第 32 条第 1 項で「市町村教育委員会の判断により、通学区域指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできる」とされていることから、市町村教育委員会が、就学校の指定をおこなう際に、事前に保護者などの意見を聞き、入学する学校を選べるようにするものとなっています。

【学校施設拡大による規模適正化】

（１）校舎の増改築

既存の学校敷地に新たに校舎などを建設できるスペースがある場合、「改築」、「増築」、「仮設校舎の建設」により、施設規模を大きくすることで、児童生徒数の増加に対応する手法です。

（２）学校の新設

児童生徒数の増加により、既存の学校施設の増改築などでは対応が追い付かない場合などに新設校を設置する手法です。

2．学校規模の適正化を図る手法の実施方針

本町では大規模学校について、第 3 章-4 で検討した「適正規模・適正配置に向けての学校規模区分」の学校規模の適正化を図るため、手法の実施方針を示します。

前項で示した適正化を図る手法を参考としつつ、早期に取り組めることを前提としながら既存施設の状況や各学校規模を踏まえた配置状況などを考慮し対応をおこなうこととします。

（１）学校規模区分ごとの対応

学校規模区分ごとの対応方法を下記のとおり示します。

①大規模（Ⅰ型）に該当する学校への対応

【25～30 学級（普通学級が 25 学級未満）】

大規模（Ⅰ型）は特別支援学級を含めた実学級数は 25～30 学級ではあるものの、普通学級数のみでみた場合は 25 学級未満となっており、近年の特別支援学級の増加の影響を受け、実学級が多い状況にあります。児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設（教室、運動場、体育館、その他）の適正利用と円滑な学校運営などの観点から判断すると、大きな影響を受けないことが考えられます。そのため、大規模（Ⅰ型）においては教室の増改築等を行い、「現状維持」することとします。

②大規模（Ⅱ型）に該当する学校への対応

【25～30 学級（普通学級が 25 学級以上）】

大規模（Ⅱ型）は特別支援学級を含めた実学級数は 25～30 学級であり、さらに普通学級数のみでみた場合も 25 学級以上となっています。その場合においては、学校全体での児童生徒数が多くなり、児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設（教室、運動場、体育館、その他）の適正利用と円滑な学校運営への影響が生じることも考えられます。大規模（Ⅱ型）においては、児童生徒数の推移を見ながら教室の増改築等を行い、「現状維持」を基本としつつも、必要に応じ、次項に示す過大規模（Ⅰ型）に準じた対応も視野にいれるものとします。

③過大規模（Ⅰ型）に該当する学校への対応

【31 学級以上（普通学級が 31 学級未満）】

過大規模（Ⅰ型）は特別支援学級を含めた実学級数は 31 学級以上であり、普通学級のみでみた場合は 31 学級未満となっています。近年の特別支援学級の増加の影響を大きく受け、実学級が多い状況にあることからも、特別支援学級教室の確保が特に必要とされます。そのため、過大規模（Ⅰ型）においては、児童生徒数の推計を見ながら教室の増改築等を行い、「現状維持」を基本としますが、子どもや地域への負担が最も少ない過大規模校から適正規模校へ「通学区域の弾力化」の対応は行うものとし、必要に応じ「校舎の増改築」に向けた検討をおこなうものとします。

④過大規模（Ⅱ型）に該当する学校への対応

【31 学級以上（普通学級が 31 学級以上）】

過大規模（Ⅱ型）は特別支援学級を含めた実学級数は 31 学級以上であり、普通学級のみでみた場合も 31 学級以上となっています。その場合においては、学校全体での児童生徒数が多くなり、児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設（教室、運動場、体育館、その他）の適正利用と円滑な学校運営への影響が生じることも考えられます。そのため、過大規模（Ⅱ型）においては、子どもや地域への負担が最も少ない過大規模校から適正規模校へ「通学区域の弾力化」に加えて、早期の取り組みが可能な「通学区域の見直し」を実施します。また「学校選択制」についての検討も念頭に、児童生徒数及び学級数の動向に注視しながら、必要に応じた「校舎の増改築」についても検討をおこなうものとします。

（２）学校規模の適正化を図るための配慮について

通学距離などの関係により、学校規模の適正化を図ることが難しい場合も想定されます。その場合においての配慮（適切な教職員の配置や校舎の増改築などの施設整備、備品の充実など、ハード対策とソフト対策）などについて方針を検討します。

学校規模の適正化を図るための配慮（表 4-2-1）

対策の分類	項目	内容
ハード対策	学習環境の改善	教室、校舎の増改築
ソフト対策	適切な教職員の配置	教頭の複数配置、ミドルリーダーの役割を果たす教員の配置、教職員数の増員
	学校運営の工夫	児童生徒の人間関係を構築させる観点から、学級集団づくり支援事業など、学校教育活動全体を通じた意図的な集団編成を実施し、学校規模にかかわらず、多くの児童生徒が活躍できる場を設けるなどの対応を検討します。 児童生徒及び保護者の相談窓口の設置 ＩＣＴ技術を用いた授業の工夫
	地域との関連強化	コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の導入 各地区の行事と連携した年間計画を作成し実施

学校規模の分類と適正化を図る手法（表 4-2-2）

分類		適正規模	大規模		過大規模	
			Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅰ型	Ⅱ型
1 校あたりの学級数		12～24 学級	25～30 学級		31 学級以上	
			普通学級数が 25 学級未満	普通学級数が 25 学級以上	普通学級数が 31 学級未満	普通学級数が 31 学級以上
児童生徒数の目安	小学校	400～800 人	～800 人	801～1,000 人	～1,034 人	1,035 人以上
	中学校	420～840 人	～840 人	841～1,050 人	～1,084 人	1,085 人以上
令和 5 年 2023 年	小学校	翔南小 23（17）554 人	該当なし	該当なし	南風原小 36（29）895 人 北丘小 37（29）925 人	津嘉山小 41（33）985 人
	中学校	南星中 21（18）634 人	該当なし	該当なし	南風原中 31（25）849 人	該当なし
推計値 10 年後 令和 15 年 2033 年	小学校	翔南小 24（18）549 人	該当なし	該当なし	南風原小 33（26）834 人 北丘小 34（26）842 人	津嘉山小 40（32）1,086 人
	中学校	該当なし	南星中 27（24）790 人	該当なし	南風原中 33（27）915 人	該当なし
推計値 20 年後 令和 25 年 2043 年	小学校	翔南小 24（18）554 人	該当なし	該当なし	南風原小 33（26）797 人 北丘小 32（24）777 人	津嘉山小 44（36）1,126 人
	中学校	該当なし	南風原中 30（24）825 人 南星中 27（24）787 人	該当なし	該当なし	該当なし
適正化を図る手法		●現状維持	●現状維持	●現状維持 ○校舎の増改築	●現状維持 〇通学区域の弾力化 ○校舎の増改築	●通学区域の弾力化 ○通学区域の見直し ○学校選択制 ○校舎の増改築

※（カッコ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示します。

※●は学校規模の最適化を図る手法として最も優先度が高い手法を示します。

※学級数は実学級数を示しており、沖縄県独自の少人数学級編制に向けた弾力化に準ずるものとします。

※現状維持は教室の増改築を含みます。

3. 実施時期の基本手順

本町における大規模校や過大規模校においてはその規模がしばらくは継続することが想定されます。特に過大規模においては、学校運営面への影響が生じる恐れもあることから、その取り組みにおいては優先順位を検討し、段階的な適正規模・配置を図ることが必要です。

基本方針において実施時期を検討する対象校について 10 年程度先の想定される学校の状況を鑑み、短期的な取り組みと中期的な取り組みについて検討します。

（１）短期的な取り組み

令和 15 年時点で過大規模（Ⅱ型）に該当する小学校は津嘉山小学校 1 校となることが想定されます。推計によると、津嘉山小学校においては特別支援学級を含めた実学級数は 40 学級で、普通学級数のみでみた場合も 32 学級となるなど児童数が多く、児童への影響を含め学校運営への影響が生じることも考えられることから、学校規模の適正化に向けて、通学区域見直しを実施します。

（ここで示す「短期的な取り組み」とは、学校規模の適正化を図るにあたって優先的な対応が必要とされる学校が対象であり、本基本方針策定後、取り組みを早期に着手することを意味します。）

（２）中期的な取り組み

令和 15 年時点で過大規模（Ⅰ型）に該当する小学校は南風原小学校、北丘小学校の 2 校、中学校は南風原中学校の 1 校が想定されます。大規模（Ⅱ型）に該当する小学校・中学校はなく、大規模（Ⅰ型）に該当するのは、南星中学校 1 校となることが想定されます。

これらの学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴う実学級数の増加により、教室数が不足するなど、施設面での課題が生じることが想定されます。校舎の増改築などについては相応の期間を要することから、行財政運営との調整を図りながら、中期的に取り組みをおこないます。

（ここで示す「中期的な取り組み」とは、「短期的な取り組み」の状況を踏まえるとともに、今後しばらくの児童生徒数及び学級数の推移に注視しながら対応策についての検討を継続的に進めていくことを意味します。）

学校規模の分類と適正化を図る実施時期の考え方手法（表 4-3-1）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">1 学校あたりの学級数</th><th colspan="2">対象校</th><th rowspan="2">実施時期の考え方</th></tr>
<tr><th>小学校</th><th>中学校</th></tr>
<tr><td rowspan="2">過大規模
（Ⅱ型）</td><td>学級数</td><td>31 学級以上</td><td rowspan="2">〇津嘉山小 40（32）1,086 人</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">短期的な
取り組み</td></tr>
<tr><td>普通学級数</td><td>31 学級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">過大規模
（Ⅰ型）</td><td>学級数</td><td>31 学級以上</td><td rowspan="2">〇南風原小 33（26）834 人
〇北丘小　34（26）842 人</td><td rowspan="2">〇南風原中 33（27）915 人</td><td rowspan="4">中期的な
取り組み</td></tr>
<tr><td>普通学級数</td><td>31 学級未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大規模
（Ⅱ型）</td><td>学級数</td><td>25～30 学級</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>普通学級数</td><td>25 学級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大規模
（Ⅰ型）</td><td>学級数</td><td>25～30 学級</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">〇南星中 27（24）790 人</td></tr>
<tr><td>普通学級数</td><td>25 学級未満</td></tr>
</table>

※対象校については 10 年後の令和 15 年に想定される学校の状況により判断します

※（カッコ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示します。

4. 実現に向けた基本手順

（１）学校適正規模・適正配置の実現に向けて

学校の適正規模・適正配置の方策の実施にあたっては、児童生徒はもちろんのこと、保護者や学校関係者、地域や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換などを通した合意形成を図りながら適正規模・適正配置の実現に向けて取り組みます。

（２）フローチャート

下記のフローチャートにおいて、適正化を図るための具体的な手法の流れを示します。

■フローチャート（具体的手法の流れの目安）

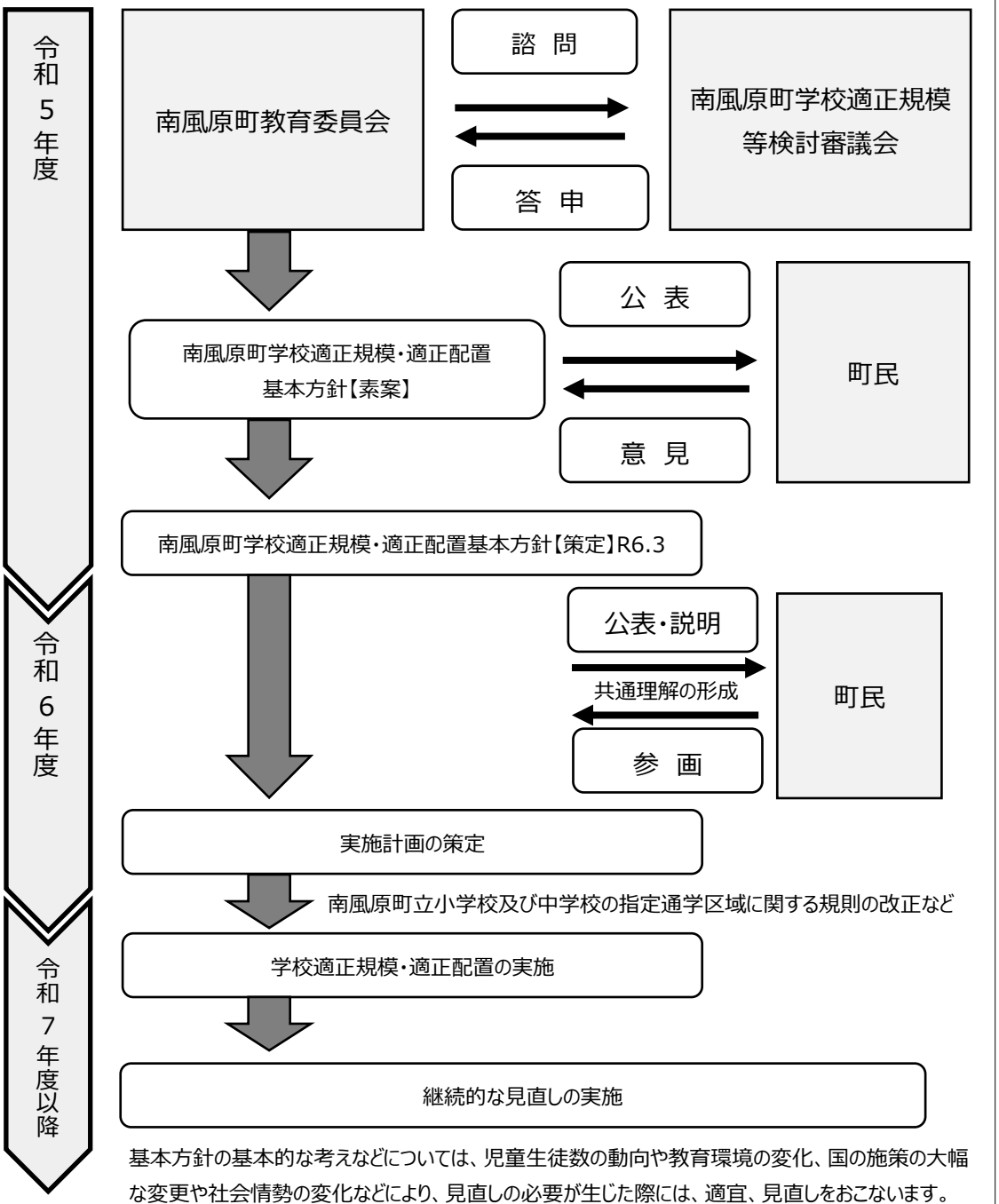

基本方針の基本的な考えなどについては、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化などにより、見直しの必要が生じた際には、適宜、見直しをおこないます。

第 5 章　シミュレーション

学校規模の適正化を図る手法の実施方針を基本とし、実施時期の考え方より、短期的な取り組みを目指す過大規模について、望ましい学校の配置の在り方をシミュレーションします。
シミュレーションを実施するにあたっては、学校の位置や校区、適正配置後の学校規模や通学距離、通学環境など、様々な視点から検討します。

今後の出生率や転出入率の変化、開発及びその他社会情勢などの変化により、今回シミュレーションで想定した推計値が、実際とは異なってくることも想定し、柔軟な対応も視野にいれる必要があります。

1．シミュレーションをおこなうにあたっての条件整理

（１）対象校の設定

第 4 章-3 で示した令和 15 年に過大規模（Ⅱ型）に該当する津嘉山小学校の過大規模解決に向けて短期的取り組みの対象としてシミュレーションの検討をおこなうものとします。

（２）校区方針について

①地域との連携などにも考慮し、コミュニティに留意

適正化を図る手法として、「通学区域の弾力化」の導入によるシミュレーションをおこなう際は、隣接する学校との調整を基本とします。

原則として行政区を分割せずに校区の見直しを図ります。ただし同じ行政区で既に違う小学校区となっている個所（宮平・兼城・本部）は「通学区域の見直し」の検討の対象とします。

「通学区域の見直し」による過大規模校である津嘉山については、校区の縮小を検討します。

②児童生徒への安全性確保の観点などから地形地物や道路位置についても配慮

線引きをおこなう際は、地域との連携などにも考慮し、行政区界（自治会区域）に留意するとともに、児童生徒への安全性確保の観点などから地形地物や道路位置についても配慮するものとします。

③異なる中学校に通学する状況としない

小学校区と中学校区の両校区の確認をおこない、異なる中学校に通学する状況にならないよう配慮します。

④その他

行政区単位での「通学区域の弾力化」で検討をおこないます。

2．通学区域の見直しシミュレーション

（１）通学区域の見直しシミュレーション

通学区域の見直しシミュレーションの対象は、前項にて示した令和 15 年に過大規模（Ⅱ型）に該当する津嘉山小学校の過大規模解決に向けて検討をおこなうものとします。

シミュレーションを実施する場合の校区調整区域については、校区方針に基づいて設定するものとします。

（２）通学区域の見直しシミュレーション対象について

上記を基本に以下のエリアを調整地域として設定します。

通学区域の見直しシミュレ-ションの調整区域区分（表 5-2-1）

記号	区分	校区方針との整合
a-1	津嘉山区画整理地区（東側） ※下記 b 及び f を含みます	津嘉山小学校区の縮小を目的とし、区画整理事業近郊を中心に、地物である道路を境界に区分
a-2	津嘉山区画整理地区（西側）	
b	本部（津嘉山小学校区）	行政区が 2 つの通学区域に分断されている地区
c	宮平（南風原小学校区）	行政区が 2 つの通学区域に分断されている地区
d	兼城（北丘小学校区）	行政区が 2 つの通学区域に分断されている地区
e	宮平（北丘小学校区）	すでに 2 つの校区分断されている行政区の境界を国場川で再分割した区域
f	第二団地（津嘉山小学校区）	行政区を分断せずに校区の見直しをする

調整区域内児童数の推移（表 5-2-2）　　単位：人

記号	調整区域	R5	R10	R15	R20	R25
a-1	津嘉山区画整理地区（東側）	188	219	234	225	226
a-2	津嘉山区画整理地区（西側）	65	81	89	88	83
b	本部（津嘉山校区）	39	73	106	111	101
c	宮平（南風原校区）	59	58	51	38	36
d	兼城（北丘校区）	2	2	3	4	4
e	宮平（北丘校区）	122	117	123	121	109
f	第二団地（津嘉山校区）	14	6	19	39	47

※表中の人数は地域児童数で通学児童数ではありません。

調整区域内の設定（図 5-2-3）

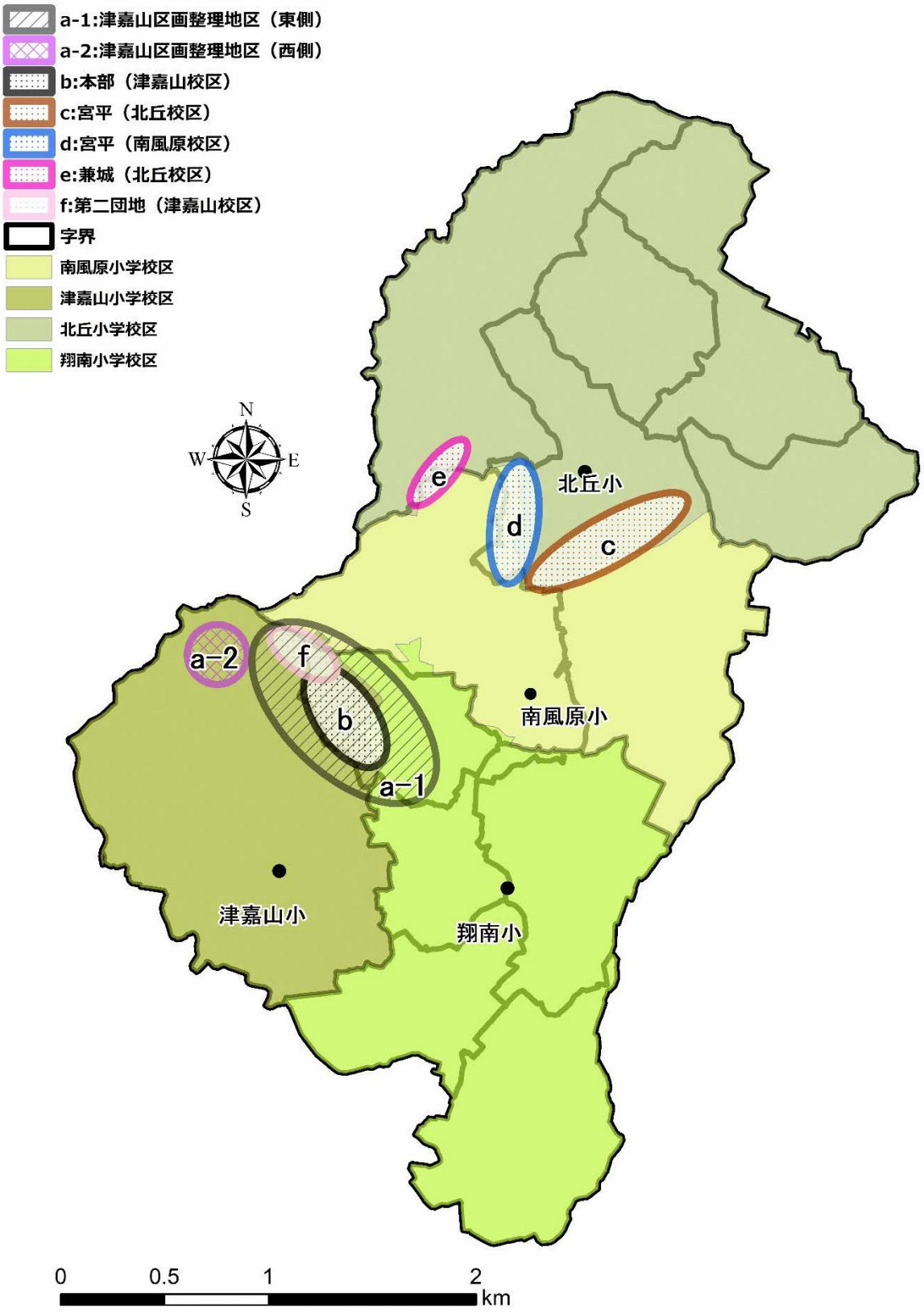

（３）通学区域の見直しシミュレーション

設定した調整区域のうち、以下について通学区域の見直しシミュレーションを実施しました。

【シミュレーションＡ】

通学区域のうち、行政区で既に違う小学校区となっている宮平・兼城・本部について、それぞれの行政区を同一校区に編入、宮平の北丘小学校区と南風原小学校区の境界を国場川とし、さらに第二団地を津嘉山小学校区から、翔南小学校区へ変更した場合のシミュレーションをおこないました。

【シミュレーションＢ】

シミュレーションＡのうち、南星中学校区のみを対象とします。本部を、同一校区の翔南小学校区に編入し、第二団地を津嘉山小学校区から、翔南小学校区へ変更した場合のシミュレーションをおこないました。

【シミュレーションＣ】

津嘉山小学校区の縮小を目的とし、区画整理事業近郊を中心に、地物である道路を境界に調整区域 a-1 エリアと a-2 エリアの両方を翔南小学校区に変更した場合のシミュレーションをおこないました。

【シミュレーションＤ】

津嘉山小学校区の縮小を目的とし、区画整理事業近郊を中心に、地物である道路を境界に調整区域 a-1 エリアを翔南小学校区に変更した場合のシミュレーションをおこないました。

シミュレ-ションＡのイメージ（図 5-2-4）

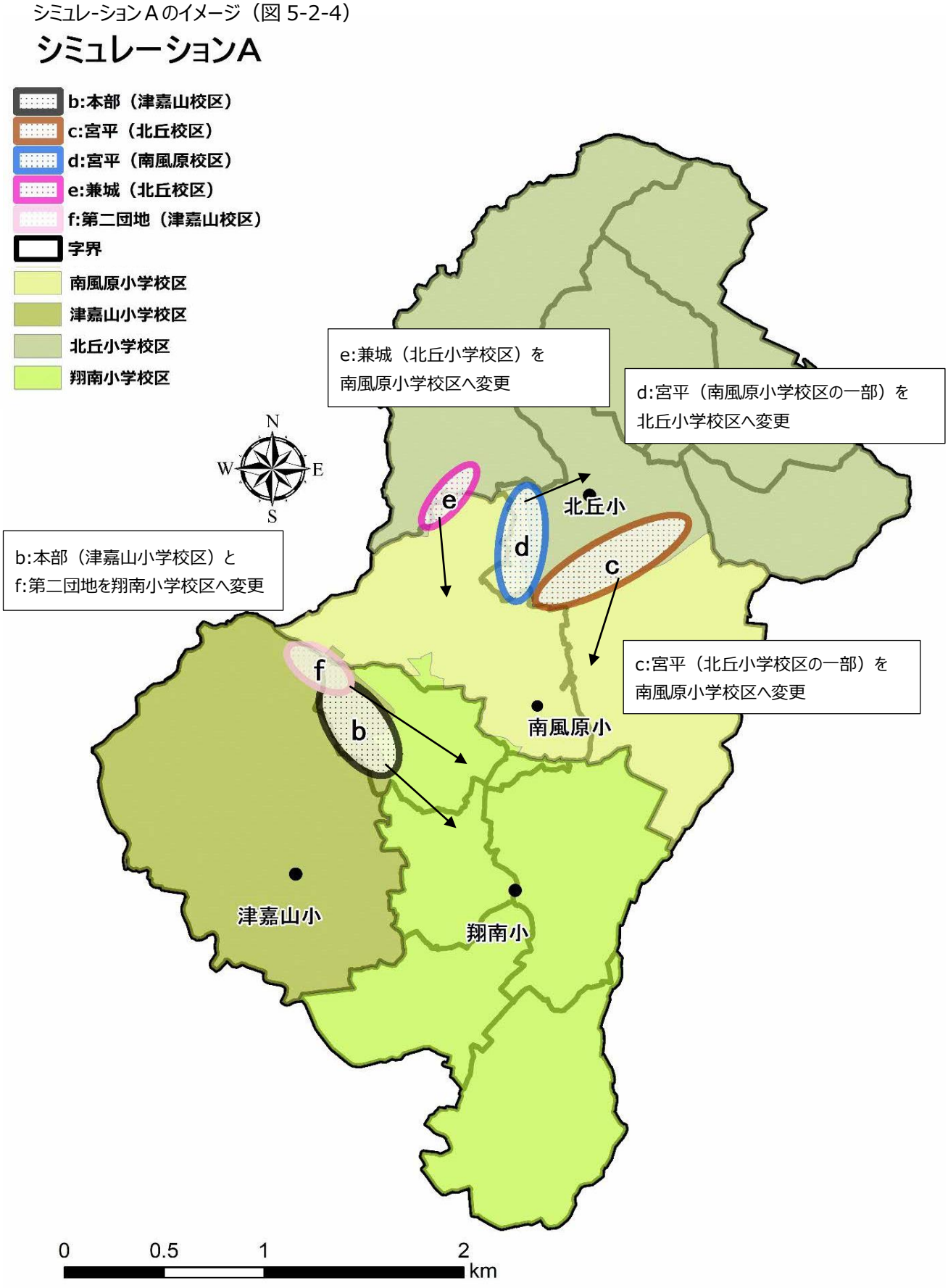

シミュレ-ションＡの結果（表 5-2-5）

年次	児童・生徒数	R5	R15	R25
南風原小学校	児童数	895 人	909 人	874 人
	実学級数（普通学級数）	36（29）	37（30）	33（26）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）
津嘉山小学校	児童数	985 人	961 人	978 人
	実学級数（普通学級数）	41（33）	40（32）	40（32）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅱ型）	過大規模 （Ⅱ型）	過大規模 （Ⅱ型）
北丘小学校	児童数	925 人	767 人	700 人
	実学級数（普通学級数）	37（29）	32（24）	32（24）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅱ型）
翔南小学校	児童数	554 人	674 人	702 人
	実学級数（普通学級数）	23（17）	26（20）	30（24）
	学校規模分類	適正規模	大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅰ型）
南風原中学校	生徒数	849 人	915 人	825 人
	実学級数（普通学級数）	31（25）	33（27）	30（24）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅰ型）
南星中学校	生徒数	634 人	790 人	787 人
	実学級数（普通学級数）	21（18）	27（24）	27（24）
	学校規模分類	適正規模	大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅰ型）
所見	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）の改善はできていません。 南風原小学校及び北丘小学校の減少傾向は大きく変わりません。 翔南小学校が適正規模から大規模（Ⅰ型）へと増加しています。 同一行政区が同じ校区になる反面、5 個所で校区の変更が発生します。			

※（カッコ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示します。

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

シミュレ-ションＢのイメージ（図 5-2-6）

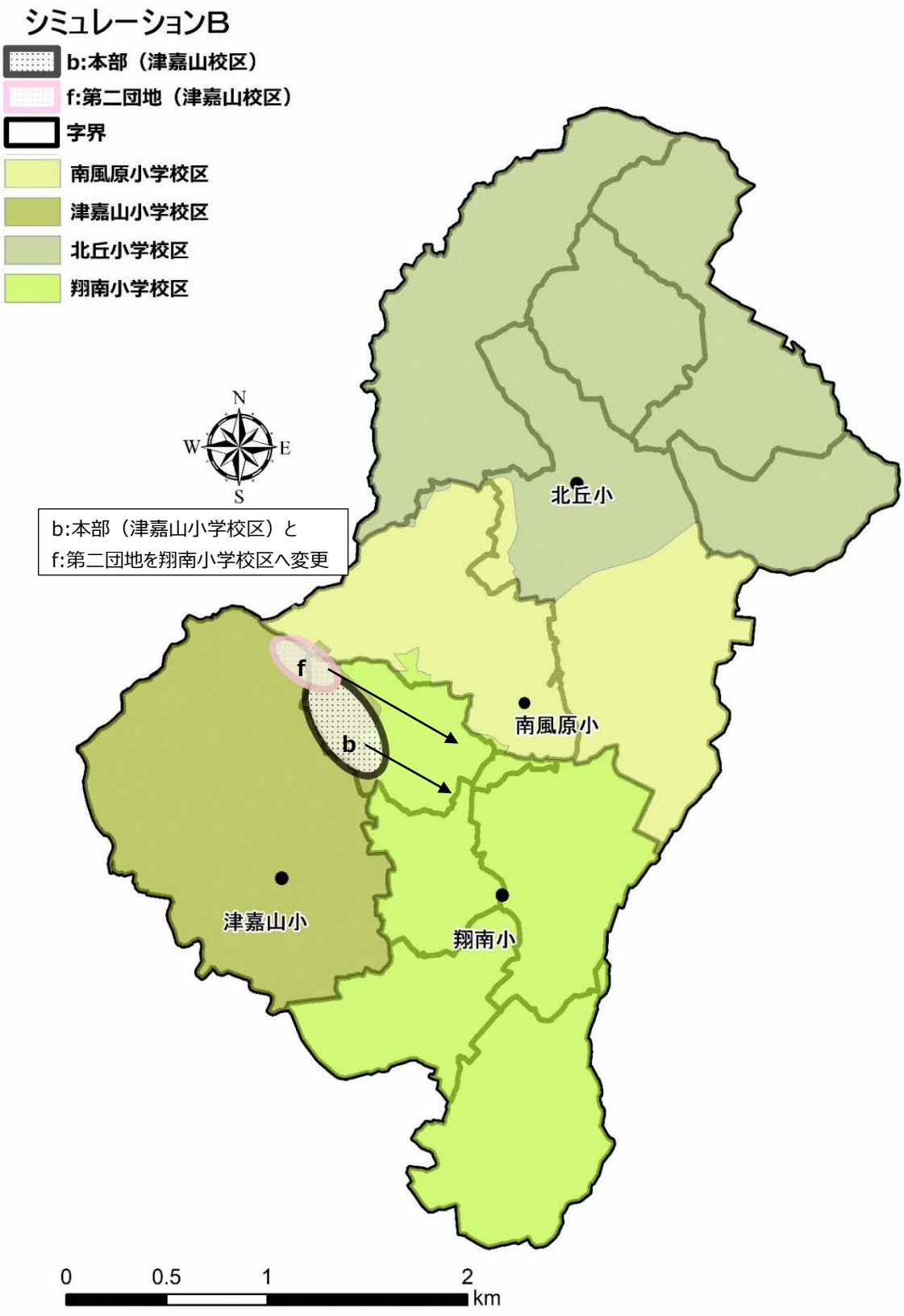

シミュレ-ションＢの結果（表 5-2-7）

年次	児童・生徒数	R5	R15	R25
南風原小学校	児童数	895 人	834 人	797 人
	実学級数（普通学級数）	36（29）	33（26）	33（26）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）
津嘉山小学校	児童数	985 人	961 人	978 人
	実学級数（普通学級数）	41（33）	40（32）	40（32）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅱ型）	過大規模 （Ⅱ型）	過大規模 （Ⅱ型）
北丘小学校	児童数	925 人	842 人	777 人
	実学級数（普通学級数）	37（29）	34（26）	32（24）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）
翔南小学校	児童数	554 人	674 人	702 人
	実学級数（普通学級数）	23（17）	26（20）	30（24）
	学校規模分類	適正規模	大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅰ型）
南風原中学校	生徒数	849 人	915 人	825 人
	実学級数（普通学級数）	31（25）	33（27）	30（24）
	学校規模分類	過大規模 （Ⅰ型）	過大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅰ型）
南星中学校	生徒数	634 人	790 人	787 人
	実学級数（普通学級数）	21（18）	27（24）	27（24）
	学校規模分類	適正規模	大規模 （Ⅰ型）	大規模 （Ⅰ型）
所見	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）の改善はできていません。 南風原小学校及び北丘小学校に変更はありません。 翔南小学校が適正規模から大規模（Ⅰ型）へと増加しています。			

※（カッコ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示します。

資料：令和５年４月現在　住民基本台帳を基に推計

シミュレ-ションＣのイメージ（図 5-2-8）

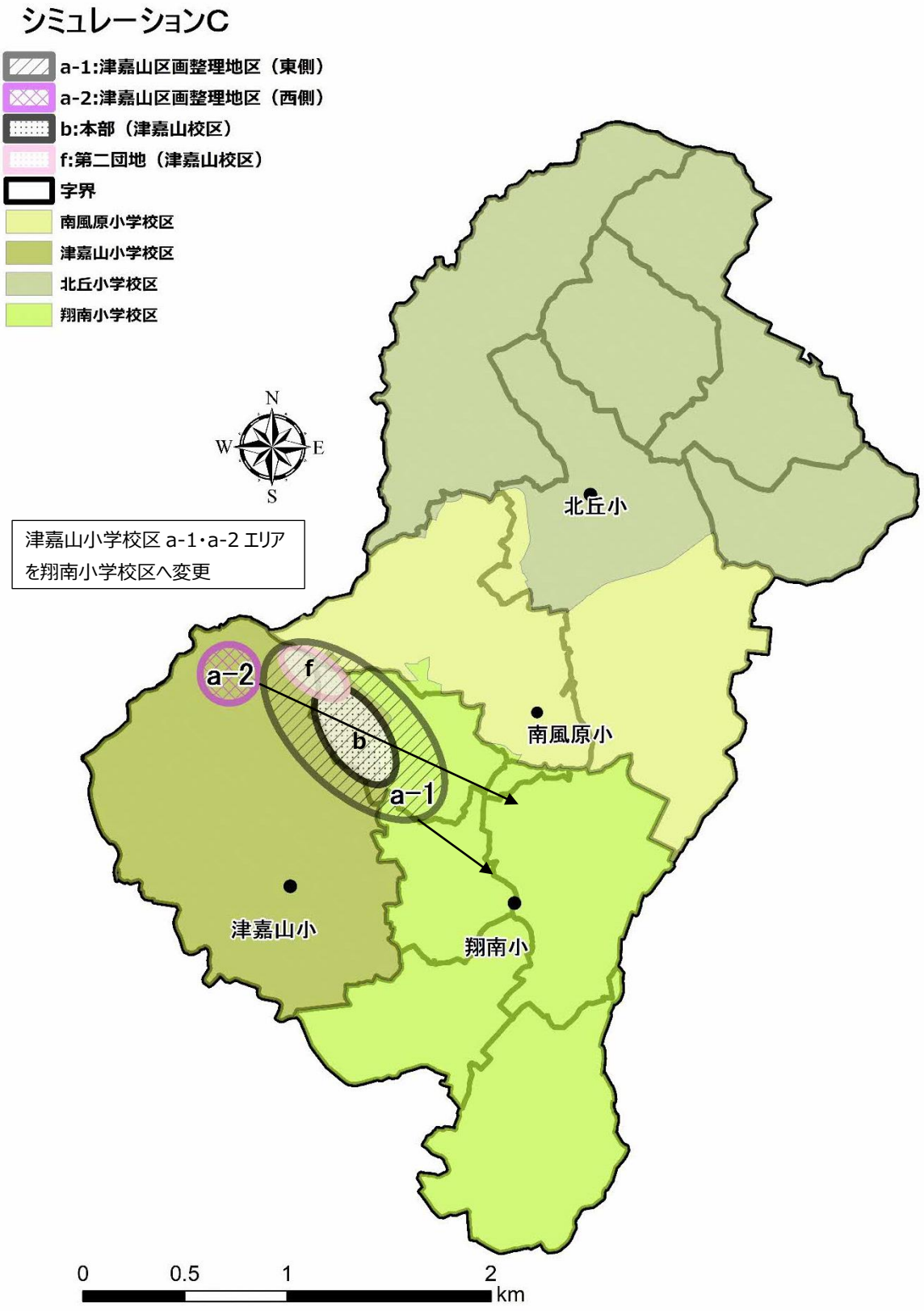

シミュレ-ションＣの結果（表 5-2-9）

年次	児童・生徒数	R5	R15	R25
南風原小学校	児童数	895 人	834 人	797 人
	実学級数（普通学級数）	36（29）	33（26）	33（26）
	学校規模分類	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
津嘉山小学校	児童数	985 人	763 人	817 人
	実学級数（普通学級数）	41（33）	32（24）	34（26）
	学校規模分類	過大規模（Ⅱ型）	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
北丘小学校	児童数	925 人	842 人	777 人
	実学級数（普通学級数）	37（29）	34（26）	32（24）
	学校規模分類	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
翔南小学校	児童数	554 人	872 人	863 人
	実学級数（普通学級数）	23（17）	32（26）	32（26）
	学校規模分類	適正規模	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
南風原中学校	生徒数	849 人	915 人	825 人
	実学級数（普通学級数）	31（25）	33（27）	30（24）
	学校規模分類	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）	大規模（Ⅰ型）
南星中学校	生徒数	634 人	790 人	787 人
	実学級数（普通学級数）	21（18）	27（24）	27（24）
	学校規模分類	適正規模	大規模（Ⅰ型）	大規模（Ⅰ型）
所見	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）から過大規模（Ⅰ型）への改善が見られます。 南風原小学校及び北丘小学校に変更はありません。 翔南小学校が適正規模から過大規模（Ⅰ型）へと増加し、津嘉山小学校を上回っています。 小学校が全て過大規模（Ⅰ型）となっています。			

※（カッコ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示します。

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

シミュレ-ションDのイメージ（図 5-2-10）

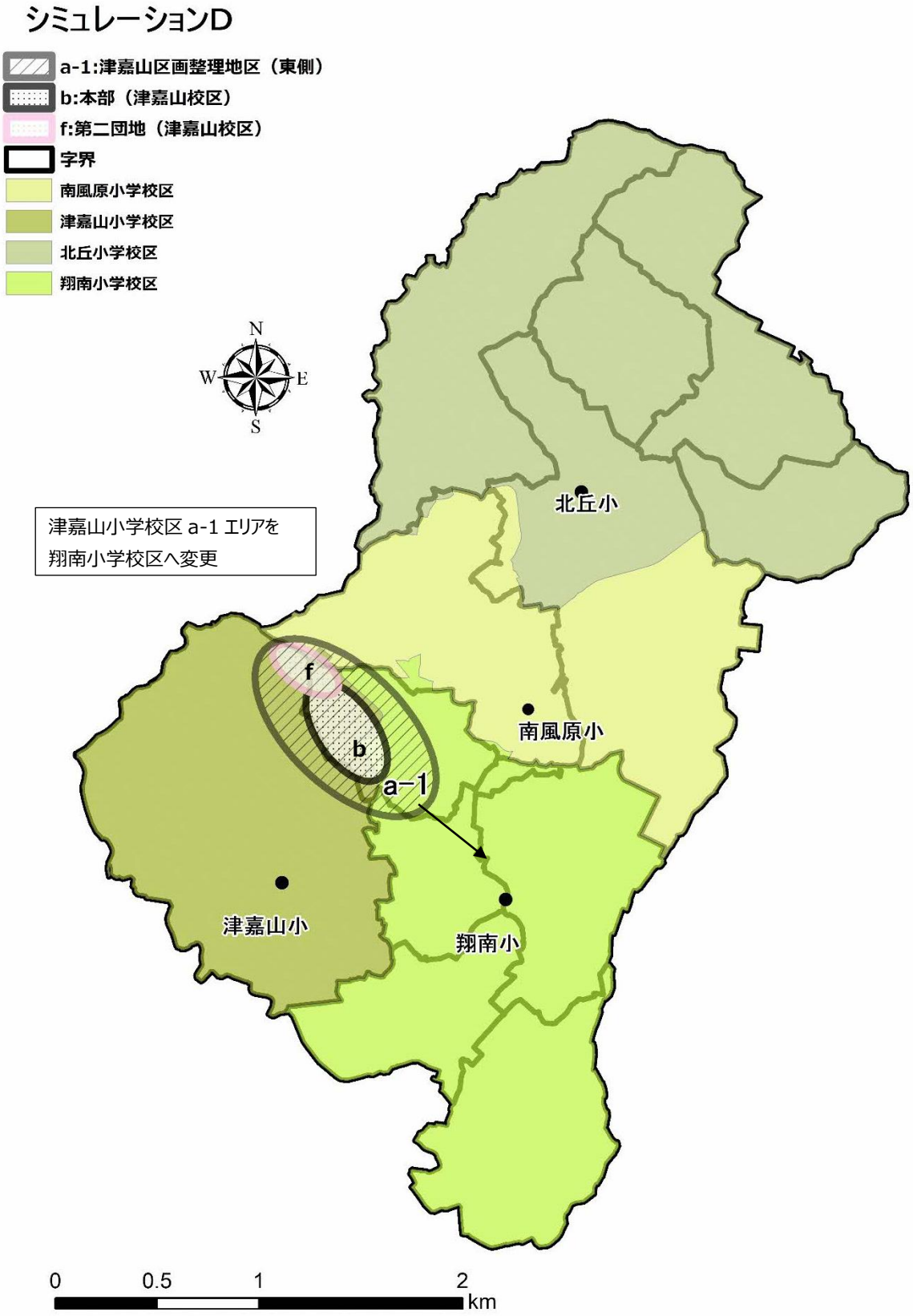

シミュレ-ションDの結果（表 5-2-11）

年次	児童・生徒数	R5	R15	R25
南風原小学校	児童数	895 人	834 人	797 人
	実学級数（普通学級数）	36（29）	33（26）	33（26）
	学校規模分類	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
津嘉山小学校	児童数	985 人	852 人	900 人
	実学級数（普通学級数）	41（33）	34（26）	38（30）
	学校規模分類	過大規模（Ⅱ型）	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
北丘小学校	児童数	925 人	842 人	777 人
	実学級数（普通学級数）	37（29）	34（26）	32（24）
	学校規模分類	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
翔南小学校	児童数	554 人	783 人	780 人
	実学級数（普通学級数）	23（17）	32（26）	32（26）
	学校規模分類	適正規模	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）
南風原中学校	生徒数	849 人	915 人	825 人
	実学級数（普通学級数）	31（25）	33（27）	30（24）
	学校規模分類	過大規模（Ⅰ型）	過大規模（Ⅰ型）	大規模（Ⅰ型）
南星中学校	生徒数	634 人	790 人	787 人
	実学級数（普通学級数）	21（18）	27（24）	27（24）
	学校規模分類	適正規模	大規模（Ⅰ型）	大規模（Ⅰ型）
所見	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）から過大規模（Ⅰ型）への改善が見られます。 南風原小学校及び北丘小学校に変更はありません。 翔南小学校が適正規模から過大規模（Ⅰ型）へと増加しています。 小学校が全て過大規模（Ⅰ型）となっています。			

※（カッコ）は特別支援学級数を除く普通学級数を示します。

資料：令和 5 年 4 月現在　住民基本台帳を基に推計

3．シミュレーション結果のとりまとめ

過大規模（Ⅱ型）に該当する津嘉山小学校の、過大規模解決に向けたシミュレーション結果についてとりまとめます。

シミュレ-ション結果（表 5-3-1）

記号	結 果
A	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）の改善はできていません。
B	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）の改善はできていません。
C	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）から過大規模（Ⅰ型）への改善が見られます。
D	津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）から過大規模（Ⅰ型）への改善が見られます。

結果から判るように、行政区単位を基本とした、シミュレーションＡ及びＢでは、津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）の改善はできていません。また、南風原中学校が既に過大規模（Ⅰ型）であることから、南星中学校区からの南風原中学校への変更や、北丘小学校及び南風原小学校間の校区見直しは当面効果が見込めないといえます。

津嘉山校区内の区画整理事業地域を縮小することを目的として分割区域を設定したシミュレーションＣ及びＤでは、津嘉山小学校の過大規模（Ⅱ型）から過大規模（Ⅰ型）への改善が見られます。

しかしシミュレーションＣでは、翔南小学校が 318 人増加し、適正規模から過大規模（Ⅰ型）へ大きく増加した上に、児童数が、津嘉山小学校の児童数を上回っています。シミュレーションＤでは、津嘉山小学校の児童数を上回ってはいませんが、229 人の増加があり、シミュレーションＣと同様に、適正規模から過大規模（Ⅰ型）へと増加しています。

【シミュレーションＣ及びＤの結果にみる課題】

以上により、シミュレーションＣ及びＤが、津嘉山小学校の、過大規模（Ⅱ型）の改善は可能となることが想定されるものとなりました。しかし変更する調整区域が大きく、津嘉山校区と同時に行政区を大きく分断することになるので、実際の校区見直しの際には、保護者、学校関係者、地域の方々と課題を共有し、校区が変わることの問題点をきめ細かに解決する必要があります。さらに翔南小学校は他の小学校にくらべ、校舎規模が小さく、児童数の増加にともなう校舎の増築などの検討が必要となります。

第６章　適正規模・適正配置を実現するにあたり今後の留意点

学校規模の適正化に向けた課題対策は、児童生徒の教育環境改善が最優先課題であり、子どもたちにとってより良い教育環境の確保の視点で、適正な学校規模の実現維持を考えることが最も重要であると考えます。

また、通学区域の見直しをおこなう場合は、保護者に対し、目的や現状の情報提供、対策案などについて、数的根拠などに基づいた丁寧な説明と意見集約をおこないます。

なお、過大規模校となる期間が数年程度と見込まれる場合は、通学区域の見直しではなく、一時的な教室改修や学校選択制の導入などの手法を選択することも検討します。

1．留意事項

適正規模・適正配置を実現するにあたっては、次の事項に特に留意する必要があります。

（１）児童生徒への配慮

児童生徒の学校生活などに影響が出ないよう配慮し、取り組みを進めます。

（２）通学路の安全確保

通学区域の弾力化の拡大や通学区域の見直しなどの手法によって、通学路・通学距離が変更した場合、児童生徒の通学の安全確保に十分配慮できるように努めてまいります。

（３）保護者、学校関係者、地域の理解と協力

各学校はこれまで地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、学校の適正規模・適正配置を図る上では、保護者、学校関係者、地域の方々と情報及び課題などを共有し、理解と協力が得られるように努めてまいります。

（４）庁内関係課との緊密な関係

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、施設整備をはじめ、まちづくり施策の一環として防災、福祉、幼児教育など様々な関連部署との連携を図り、情報共有に努めてまいります。

（５）継続的な見直しの実施

基本方針の基本的な考えなどについては、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化などにより、見直しの必要が生じた際には、適宜、見直しをおこないながら推進していくものとします。

第７章　まとめ

本町においては、現在、過大規模に該当する学校については、暫定的運用としての通学区域の弾力化などに取り組んでいます。

その中で現在進められている土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備などにより、将来的にも大規模や過大規模に該当する学校はその規模を維持していくことが想定され、児童生徒の教育環境への影響が生じることも考えられることから、その動向に注視する必要があります。

そのため、南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例の規定に基づき組織された「南風原町立学校適正規模等検討審議会」において、全町的な視点により学校規模の適正化について検討をおこない、「南風原町立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。

本基本方針においては、令和 25 年までの児童生徒数及び学級数の推計をおこない、今後対応が必要な学校規模区分に該当する学校を予測することで、適正化を図るための対応などについて検討をおこないました。その一方で、民間事業者などにおける宅地開発や社会情勢の変化に伴い、児童生徒数が急激に増減することも考えられることから、引き続きその動向は注視する必要があります。

児童生徒のより良い生活・学習環境の実現に向けては、学校適正規模を図る他、学校施設の充実なども求められています。児童生徒が等しく学校生活を送る上で、児童生徒が安全・安心に学校施設を利用できるような教育環境の整備についても各種関係計画に基づき推進できるよう、関係部局と連携を図り並行で進めていく必要があります。

今後は、保護者や学校関係者、地域の方々と情報を共有し、学校の適正規模と適正配置の施策について周知を図っていきます。また、推計データの継続的な更新に努め、学校適正規模・適正配置の実現に向けて取り組んでまいります。

資 料 編

1. 南風原町立学校適正規模・適正配置に関する基本方針　策定経緯

2. 南風原町立学校規模等検討審議会設置条例

3. 南風原町立学校規模等検討部会設置要綱

4. 南風原町立学校規模等検討審議会　委員名簿

5. 南風原町立小中学校の教育環境に関するアンケート調査集計結果

6. 行政区別人口推移の整理と小学校区との関係

7. 各種基準等の整理

１．南風原町立学校適正規模・適正配置に関する基本方針　策定経緯

令和5年10月18日（水）	第1回南風原町立学校適正規模等検討 ワーキング部会
令和5年10月20日（金）	第1回南風原町立学校適正規模等 検討部会
令和5年10月25日（水）	第1回南風原町立学校適正規模等検討 審議会
令和5年11月9日（木）	第2回南風原町立学校適正規模等検討 ワーキング部会
令和5年11月15日（水）	第2回南風原町立学校適正規模等 検討部会
令和5年11月22日（水）	第2回南風原町立学校適正規模等検討 審議会
令和5年11月30日（木）	第3回南風原町立学校適正規模等検討 ワーキング部会
令和5年12月6日（水）	第3回南風原町立学校適正規模等 検討部会
令和5年12月14日（木）	第3回南風原町立学校適正規模等検討 審議会
令和5年12月25日（月）～ 令和6年1月23日（火）	南風原町立学校適正規模・適正配置に関する基本方針 （素案）に対するパブリックコメント募集
令和6年1月18日（木）	第4回南風原町立学校適正規模等検討 ワーキング部会
令和6年1月25日（木）	第4回南風原町立学校適正規模等 検討部会
令和6年2月21日（水）	第4回南風原町立学校適正規模等検討 審議会
令和6年3月14日（木）	答申書　手交式

２．南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

（設置）

第１条　南風原町立小学校及び南風原町立中学校（以下「町立学校」という。）のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、南風原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、南風原町立学校適正規模等検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し答申する。

（１）　町立学校の適正規模に関すること。

（２）　町立学校の適正配置に関すること。

（３）　町立学校の通学区域に関すること。

（４）　前３号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、12人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

（１）　識見を有する者

（２）　町立学校校長

（３）　町立学校の保護者

（４）　町職員

（５）　その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による教育委員会の諮問に係る答申の日までとする。

２　委員が欠けたときは、補欠委員を置く。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、令和５年10月５日から施行する。

３．南風原町立学校適正規模等検討部会設置要綱

南風原町立学校適正規模等検討部会設置要綱

（設置）

第１条　南風原町立学校適正規模等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に向け基本方針の素案作成を行うため、南風原町立学校適正規模等検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討部会は、次に掲げる事項を所掌事項とする。

（１）　基本方針の素案作成を行うこと。

（２）　その他教育長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　検討部会は会長、副会長及び委員をもって組織し、その構成は別表第１のとおりとする。

２　会長は、教育部長をもって充て、会務を総理し、会議の議長として運営を務める。

３　副会長は、学校教育課長をもって充て、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　委員の任期は、前条に掲げる事務が終了するまでの期間とする。

（委員の代理出席）

第４条　検討部会の委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

（意見の聴取等）

第５条　会長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（ワーキング部会）

第６条　検討部会に、基本方針の素案作成について専門的事項の調査検討をするためワーキング部会を置く。

２　ワーキング部会はリーダー、副リーダー及び委員を持って組織し、その構成は別表第２のとおりとする。

３　リーダーは、学校教育課学務班長をもって充て、会務を総理し、会議の議長として

運営を務める。

４　副リーダーは、教育総務課庶務班長をもって充て、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第７条　検討部会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年10月５日から施行する。

別表第１（第３条関係）

	役職等
会長	教育部長
副会長	学校教育課長
委員	経済建設部長
委員	総務部長
委員	民生部長
委員	教育総務課長
委員	生涯学習文化課長
委員	まちづくり振興課長
委員	こども課長
委員	総務課長

委員	企画財政課長

別表第２（第６条関係）

	役職等
リーダー	学校教育課学務班長
副リーダー	教育総務課庶務統括班長
委員	学校教育課指導主事
委員	学校教育課学校教育班長
委員	教育総務課庶務班長
委員	まちづくり振興課計画・建築班長
委員	企画財政課企画統計班長
委員	企画財政課財政班長
委員	こども課子育て支援班長
委員	総務課庶務班長

４．南風原町立学校適正規模等審議会　委員名簿

南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例

第３条（組織）

委員会の委員は 12 人以内で組織する

No.	氏　名	所属・役職名	区分
1	かかず　けんご 嘉数　健悟	沖縄大学　人文学部　教授	（第1号） 識見を有する者
2	おの　ひろこ 小野　尋子	琉球大学　工学部　教授	（第1号） 識見を有する者
3	きんじょうまさみつ 金城　政光	南部水道企業団　企業長	（第1号） 識見を有する者
4	みやぎ　ひろゆき 宮城　弘之	南風原町校長会会長 （南星中学校）	（第2号） 町立学校校長
5	まえしろ　みつのり 前城　光告	南風原町校長会副会長 （南風原小学校）	（第2号） 町立学校校長
6	なかもと 仲本　かなえ	南風原町PTA連絡協議会 （南風原小学校代表）	（第3号） 町立学校の保護者
7	ぎぼ　みき 儀保　実希	南風原町PTA連絡協議会 （津嘉山小学校代表）	（第3号） 町立学校の保護者
8	くば　あやこ 久場　文子	南風原町PTA連絡協議会 （北丘小学校代表）	（第3号） 町立学校の保護者
9	おおぎみ 大宜見　さつき	南風原町PTA連絡協議会 （翔南小学校代表）	（第3号） 町立学校の保護者
10	しもじ　おさむ 下地　敦	南風原町PTA連絡協議会 （南風原中学校代表）	（第3号） 町立学校の保護者
11	とうま　かつゆき 當間　勝之	南風原町PTA連絡協議会 （南星中学校代表）	（第3号） 町立学校の保護者
12	よなみね　ひでかつ 與那嶺　秀勝	南風原町教育部長	（第4号） 町職員

５．南風原町立小中学校の教育環境に関するアンケート調査集計結果

1．調査方法及び回答者属性

（１）調査対象：南風原町小中学校教員

（２）調査日：令和６年１月 31 日～2 月８日

（３）回答数：173 名　教員数 287 名　　回答率 60.3%

※設問１及びと設問２で所属と年齢を聞いています。

表１：年齢別回答者数

学校名	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計	学校別割合	学校規模
南風原小学校	5	6	4	6	0	21	12.1%	過大規模校
津嘉山小学校	5	3	9	7	3	27	15.6%	
北丘小学校	7	7	5	6	2	27	15.6%	
南風原中学校	10	9	15	9	5	48	27.7%	
翔南小学校	5	2	10	6	1	24	13.9%	適正規模校
南星中学校	5	5	11	4	1	26	15.0%	
合　　計	37	32	54	38	12	173		
年齢別割合	21.4%	18.5%	31.2%	22.0%	6.9%			

※各割合は少数第２位四捨五入のため合計値が 100%にならないことがあります。以降、表・グラフ等同様となります。

【過大規模校における回答者割合】

過大規模校では、回答がもっとも多かったのは南風原中学校で、48 名で、39.0%を占めています。3 つの小学校では南風原小学校が 21 名、津嘉山小学校及び北丘小学校が 27 名回答しており、それぞれ 17.1%、22.0%となっています。

【適正規模校における回答者割合】

適正規模校では、翔南小学校が24名、南星中学校が26名回答しており、おおむね全体を２分した回答数となっています。

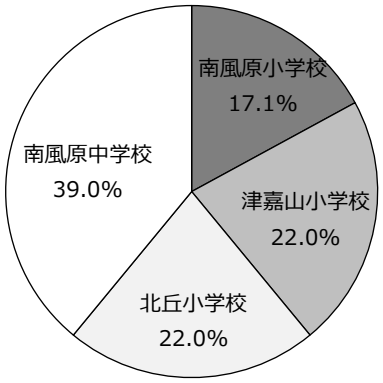

図１：過大規模校における回答者割合

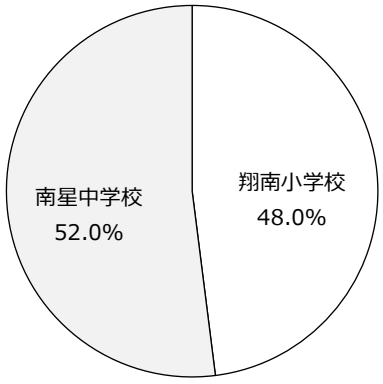

図２：適正規模校における回答者割合

【学校規模別回答者年齢割合】

過大規模校の回答者は60歳以上以外の各年代が、20%程度でほぼ均等に分布しています。適正規模校では 40 代が他の世代に比べ 2 倍ほど多く回答しています

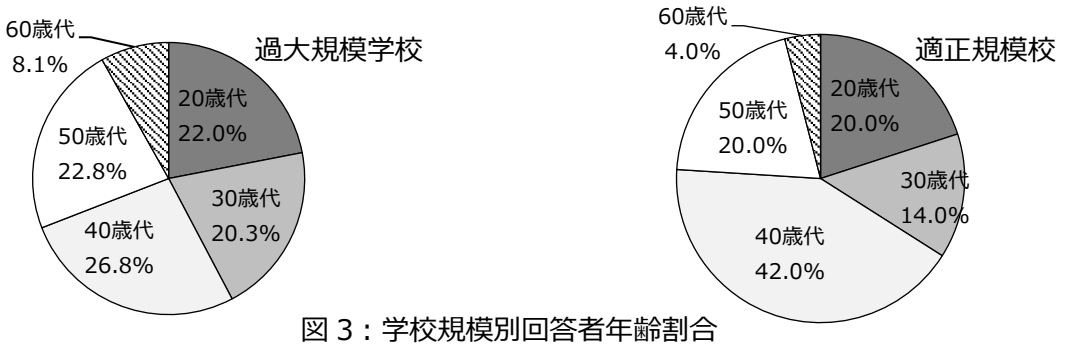

図 3：学校規模別回答者年齢割合

【学校別回答者齢分布】

南風原小学校及び北丘小学校の回答者は、20～30 代でおおむね半分を占めています。その他の学校では 40 代が他の世代に比べ多く 31.3%～42.3%となっています。

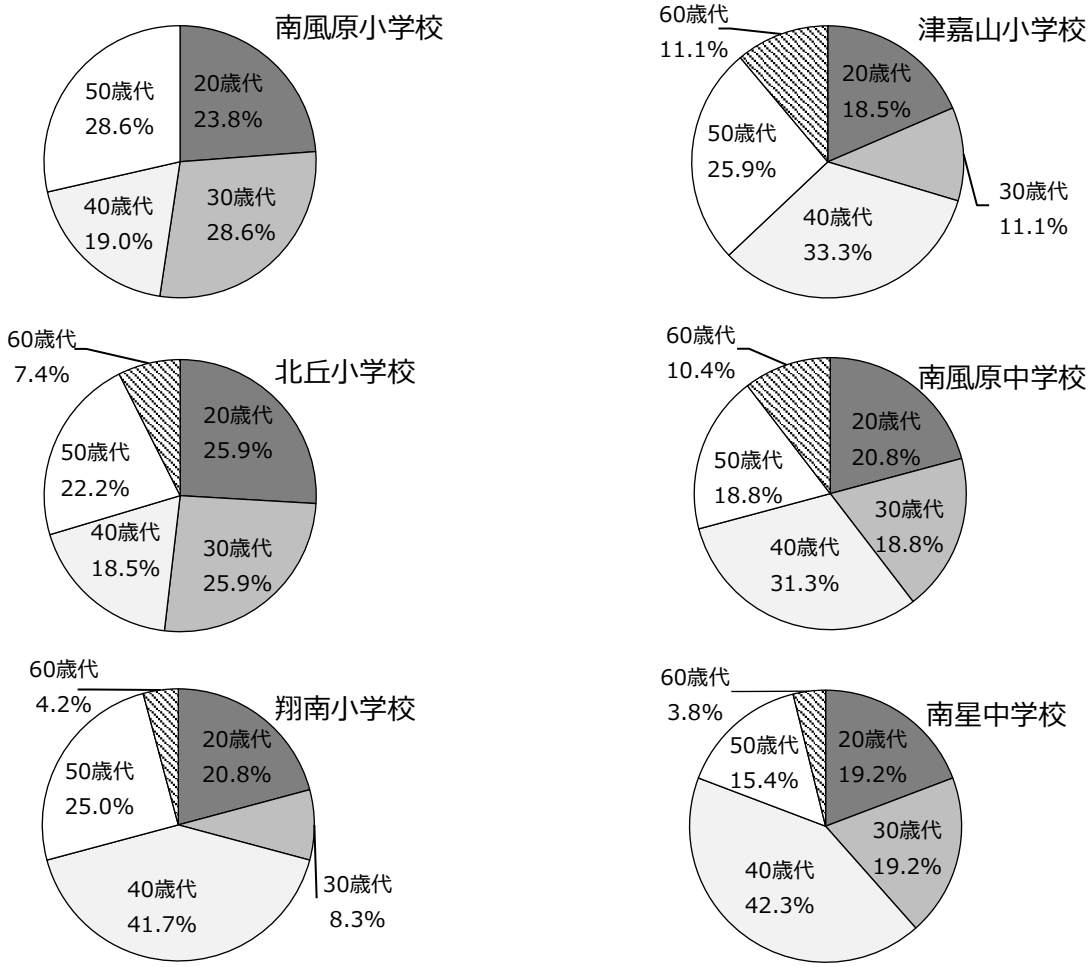

図 4：学校別年齢分布

2. アンケート結果集計

アンケート結果を集計しました。集計の対象は下記設問です。

表 2：設問内容

質問番号	設問内容	選択肢
問 3	現在勤務している学校の児童生徒数や学級数はどう感じますか。	・かなり多いと感じる ・多いと感じる ・適正だと感じる ・少ないと感じる ・かなり少ないと感じる
問 5①-1	学校行事等において、児童生徒が活躍する場や機会が少ない。	・そう思う ・少しそう思う ・どちらともいえない ・あまり思わない ・そう思わない
問 5②-1	集団生活において同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい。	
問 5③-1	同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化している。	
問 5④-1	教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい。	
問 5⑤-1	児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が狭く、教育活動の展開に支障が生じている。	
問 5⑥-1	特別教室（理科室、家庭科室、音楽室等）や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しい。	
問 5⑦-1	学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が充分な共通理解を図るのが困難になっている。	
問 5⑧-1	学校と保護者・地域社会が連携した教育活動が展開しにくい。	

設問 3：【学校規模について】

現在勤務している学校の児童生徒数や学級数はどう感じますか。（１つ選択）

表 3：設問 3 集計結果

	かなり多いと感じる	多いと感じる	適正だと感じる	少ないと感じる	かなり少ないと感じる	合計
過大規模校	69	49	5	0	0	123
適正規模校	3	11	34	2	0	50
合　　計	72	60	39	2	0	173

【過大規模校における回答】

過大規模校では、勤務している学校の児童生徒数や学級数について、56.1%が「かなり多い」と感じています。「かなり多い」と「多いと感じる」を合わせると 95.9%となります。「かなり少ないと感じている」及び「少ないと感じている」はともに 0 で、回答者のほとんどが、児童生徒数は多いと感じています。

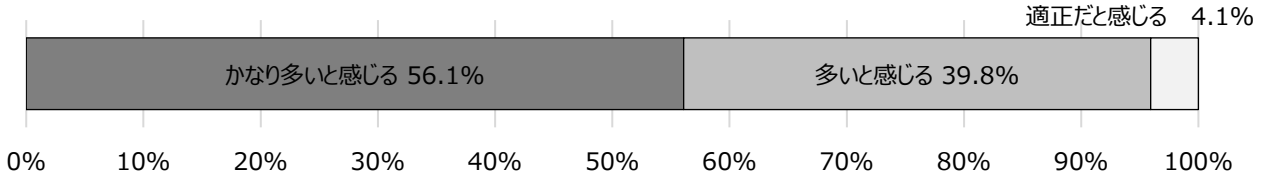

図 5：過大規模校における回答割合

【適正規模校における回答】

適正規模校では、勤務している学校の児童生徒数や学級数について、68.0%が「適正」だと感じています。「かなり多い」と「多いと感じる」も合わせると 28.0%を占めています。適正規模校では児童生徒数は適正であると感じています。

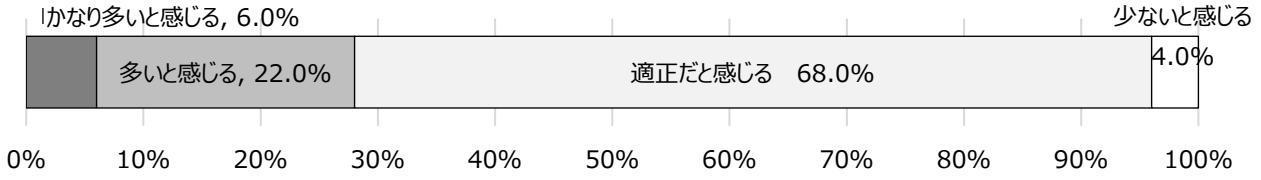

図 6：適正規模校における回答割合

設問 5：大規模校・過大規模校のデメリットについて

【過大規模校における回答】

表 4：過大規模校　問 5 回答集計結果

設問番号	そう思う	少し思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない	合計
問 5①-1	23	30	38	23	9	123
問 5②-1	32	44	25	16	6	123
問 5③-1	41	52	13	15	2	123
問 5④-1	47	47	17	9	3	123
問 5⑤-1	66	29	15	7	6	123
問 5⑥-1	66	31	15	7	4	123
問 5⑦-1	27	35	27	25	9	123
問 5⑧-1	22	30	44	17	10	123

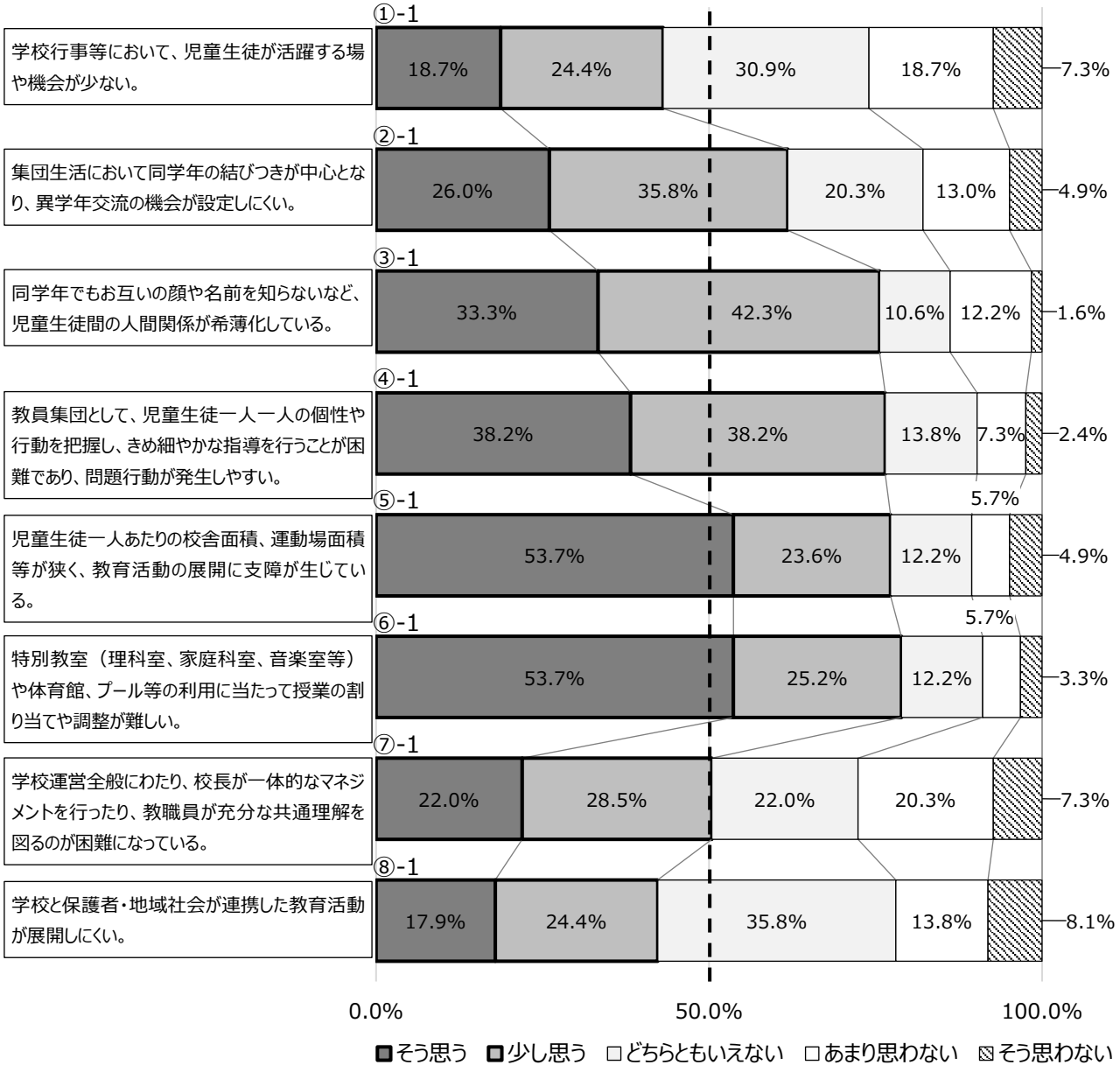

図 7：過大規模校における回答割合

表 5：過大規模校　集計評価

設問番号	内容
問 5①-1	過大規模校では、設問に対し、18.7%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると43.1%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 26.0%となり、児童生徒が活躍する場や機会が少ないとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は30.9%となっています。
問 5②-1	過大規模校では、設問に対し、26.0%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると61.8%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 33.3%となり、集団生活において同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくいとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 20.3%。となっています。
問 5③-1	過大規模校では、設問に対し、33.3%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると75.6%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 12.8%となり、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化していると思っているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 10.6%。となっています。
問 5④-1	過大規模校では、設問に対し、38.2%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると 76.4%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 9.7%となり、教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすいと思っているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は13.8%。となっています。
問 5⑤-1	過大規模校では、設問に対し、53.7%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると77.3%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 10.6%となり、児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が狭く、教育活動の展開に支障が生じているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 12.2%。となっています。
問 5⑥-1	過大規模校では、設問に対し、53.7%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると 78.9%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 9.0%となり、特別教室（理科室、家庭科室、音楽室等）や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しいと思っているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 12.2%。となっています。
問 5⑦-1	過大規模校では、設問に対し、22.0%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると50.5%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 27.6%となり、学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が充分な共通理解を図るのが困難になっているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 22.0%。となっています。
問 5⑧-1	過大規模校では、設問に対し、17.9%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると42.3%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 21.9%となり、学校と保護者・地域社会が連携した教育活動が展開しにくいとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 35.8%。となっています。

【補足】

過大規模校においては、大規模校・過大規模校のデメリットについて設問②～⑦に対し、「そう思う」「少しそう思う」の合計が過半数を超えており、教育現場でも設問のデメリットを感じていることがうかがえます。

特に「③-1 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化している。」「④-1 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい。」「⑤-1 児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が狭く、教育活動の展開に支障が生じている。」及び「⑥-1 特別教室（理科室、家庭科室、音楽室等）や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しい。」は「そう思う」「少しそう思う」の合計が 70%を超えています。

【適正規模校における回答】

表 6：適正規模校　問 5 回答集計結果

設問番号	そう思う	少し思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない	合計
問 5①-1		9	12	23	6	50
問 5②-1	10	18	8	11	3	50
問 5③-1	5	11	11	17	6	50
問 5④-1	5	18	11	12	4	50
問 5⑤-1	9	12	7	12	10	50
問 5⑥-1	4	9	14	17	6	50
問 5⑦-1	1	7	7	30	5	50
問 5⑧-1	1	6	16	22	5	50

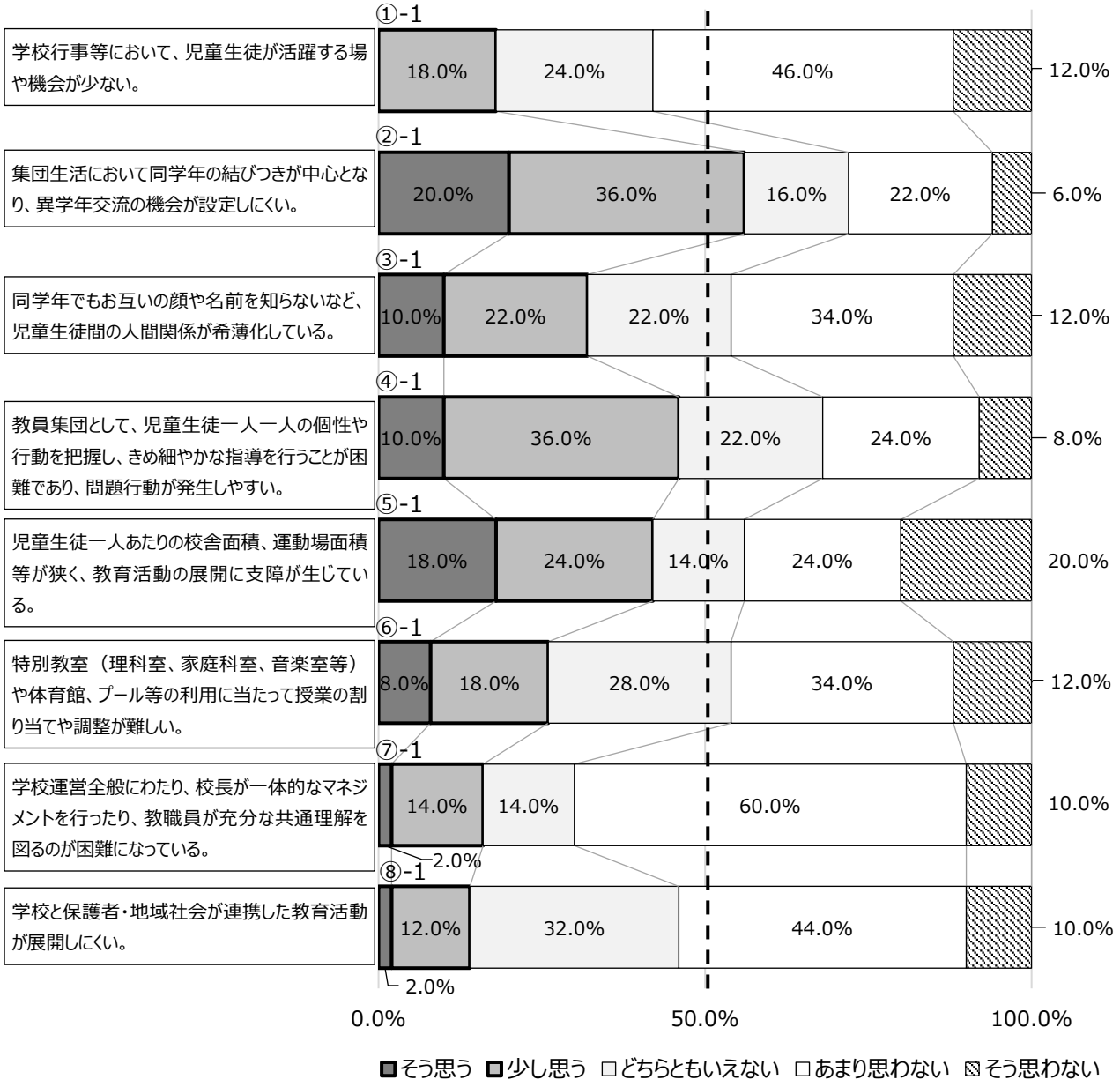

図 8：適正規模校における回答割合

表 7：適正規模校　集計評価

設問番号	内容
問 5①-1	適正規模校では、設問に対し、「そう思う」の回答は有りません。「少し思う」の回答が 18.0%です。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 58.0%となり 5 割以上を占めています。「どちらともいえない」と回答している教員は 20.4%です。 過大規模校では、児童生徒が活躍する場や機会が少ないと感じ、適正規模校ではあまり児童生徒が活躍する場や機会が少ないとは感じていないという回答結果になっています。
問 5②-1	適正規模校では、設問に対し、20.0%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると 56.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 28.8%となり、集団生活において同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくいとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 16.3%。となっています。 大規模校、適正規模校とも「少し思う」が最も多く、35%前後となっています。「そう思う」も 20%代で傾向は類似しているというという回答結果になっています。
問 5③-1	適正規模校では、設問に対し、10.0%が「そう思う」と回答しています。「少し思う」が 22.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 46.0%となり、集団生活において同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくいと感じているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 16.3%。となっています。 過大規模校では、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化していると感じ、適正規模校では児童生徒間の人間関係が希薄化しているとは、あまり感じていないという回答結果になっています。
問 5④-1	適正規模校では、設問に対し、10.0%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると 46.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 22.0%となり、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすいと思っているとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 22.0%。となっています。 過大規模校では、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすいと考え、適正規模校ではその傾向がやや低いという回答結果になっています。
問 5⑤-1	適正規模校では、設問に対し、18.0%が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「少し思う」を合わせると 42.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 44.0%となり、児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が狭く、教育活動の展開に支障が生じているとの考えの「思う」「思わない」は半々となっています。「どちらともいえない」の回答は 14.0%。となっています。
問 5⑥-1	適正規模校では、設問に対し、8.0%が「そう思う」と回答しています。「少し思う」が 18.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 46.0%となり、特別教室（理科室、家庭科室、音楽室等）や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しいとは思っていないとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 28.0%。となっています。
問 5⑦-1	適正規模校では、設問に対し、2.0%が「そう思う」と回答しています。「少し思う」が 14.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 70.0%となり、学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が充分な共通理解を図るのが困難になっていると感じていないとの考えが上回っています。「どちらともいえない」の回答は 14.0%。となっています。
問 5⑧-1	適正規模校では、設問に対し、2.0%が「そう思う」と回答しています。「少し思う」が 12.0%となっています。「そう思わない」と「あまり思わない」を合わせると 12.0%となり、学校と保護者・地域社会が連携した教育活動が展開しにくいとの考えが上回っています。しかし「どちらともいえない」の回答は 32.0%となっています。

【補足】

適正規模校においては、大規模校・過大規模校のデメリットについて全設問に対し、「そう思う」「少しそう思う」の合計が過半数を超えておらず、過大規模校ほどには設問のデメリットを感じていいないことがうかがえます。

６．行政区別人口推移の整理と小学校区との関係

1.行政区別の人口推移

行政区別人口の推移

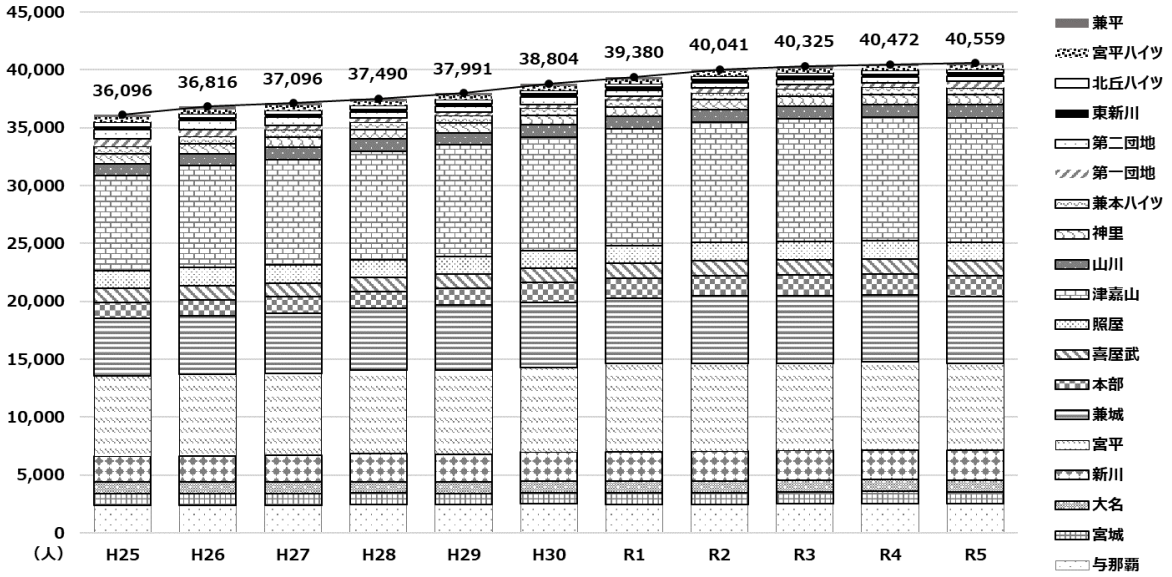

2.行政区別の年少人口（１５歳未満）の推移

行政区の年少人口（15 歳未満）の推移は以下の通りです。
行政区の人口が増加している個所は、年少人口（15 歳未満）も概ね増加しています。しかし宮平は、行政区の人口が増加しているにもかかわらず、年少人口（15 歳未満）が減少しています。

行政区別年少人口

0 歳～15 歳の人口推移（与那覇）

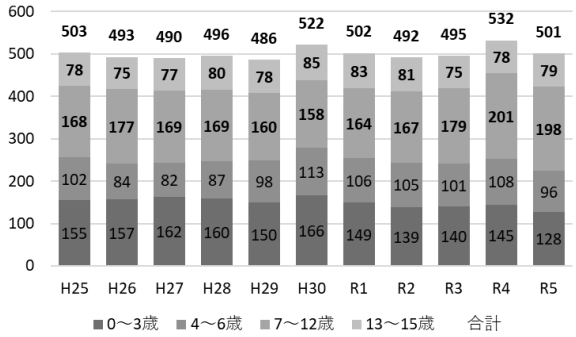

0 歳～15 歳の人口推移（宮城）

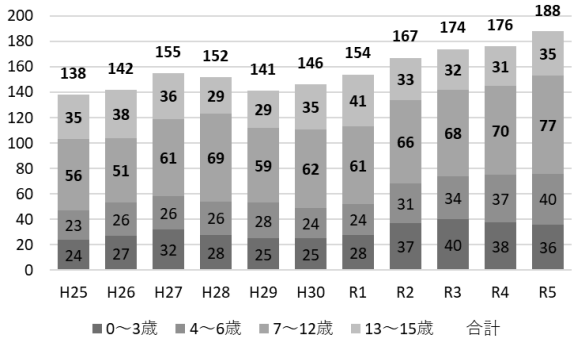

0 歳～15 歳の人口推移（大名）

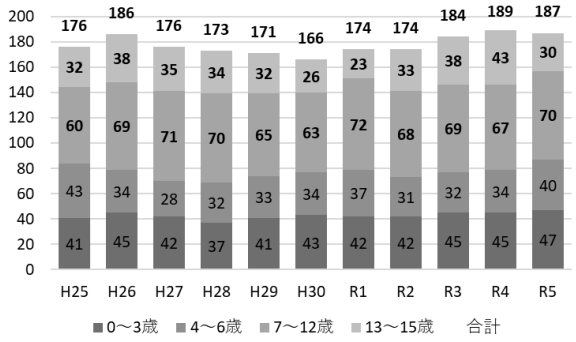

0 歳～15 歳の人口推移（新川）

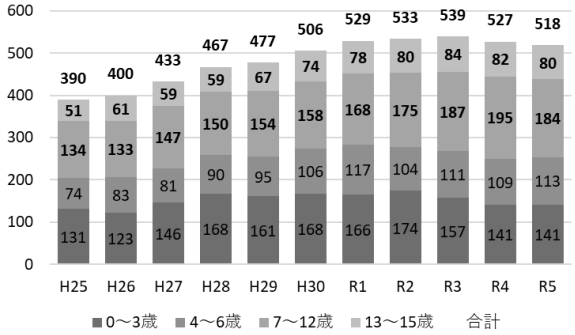

0 歳～15 歳の人口推移（宮平）

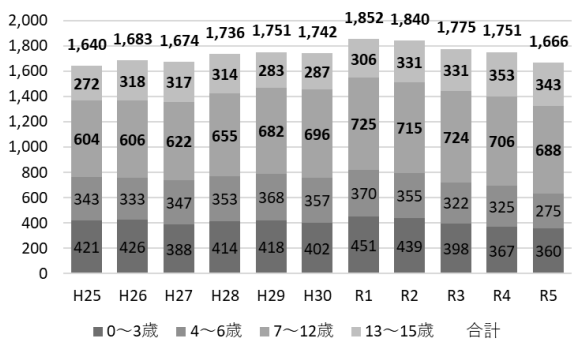

0 歳～15 歳の人口推移（兼城）

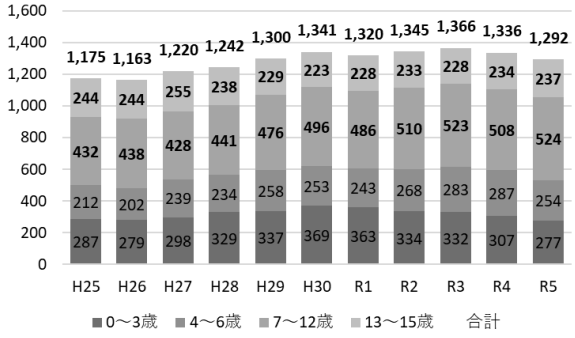

※宮平に慶原含む

※グラフ凡例は下から 0～３歳、４～6 歳、7～12 歳、13～15 歳（以降同じ）

0 歳～15 歳の人口推移（本部）

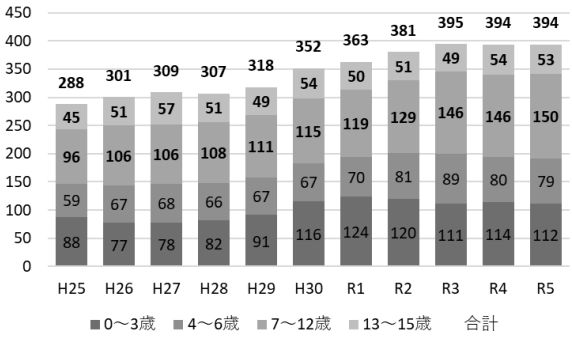

0 歳～15 歳の人口推移（喜屋武）

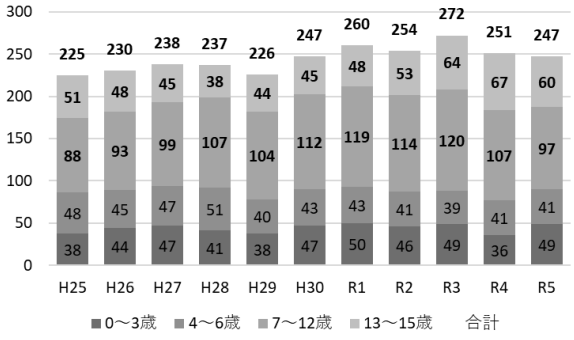

0 歳～15 歳の人口推移（照屋）

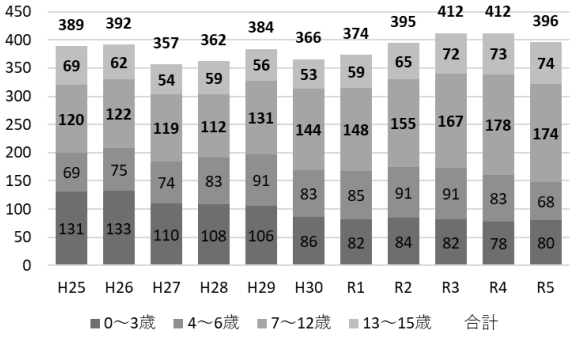

0 歳～15 歳の人口推移（津嘉山）

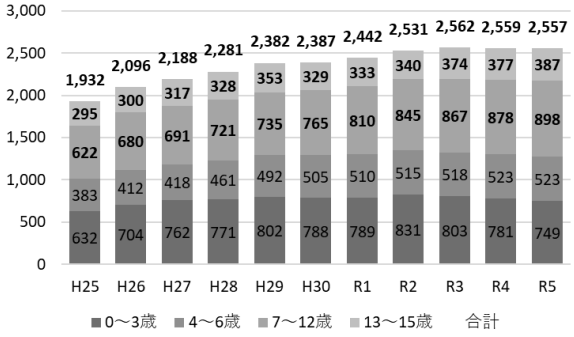

0 歳～15 歳の人口推移（山川）

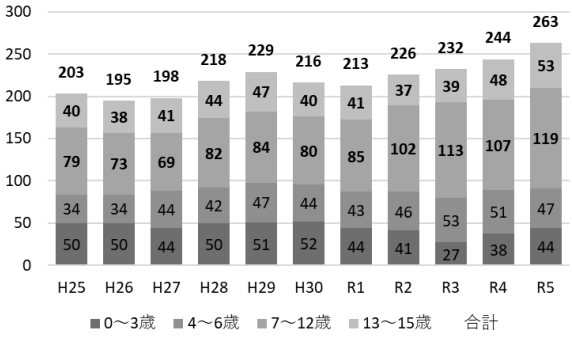

0 歳～15 歳の人口推移（神里）

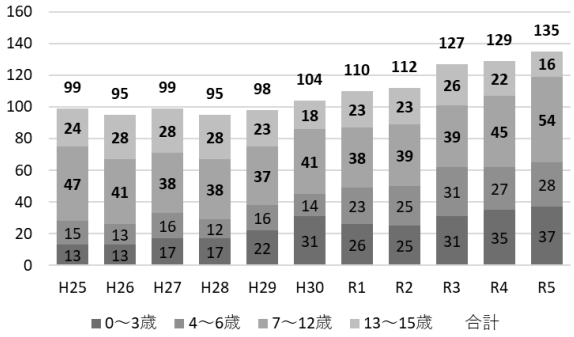

0 歳～15 歳の人口推移（兼本ハイツ）

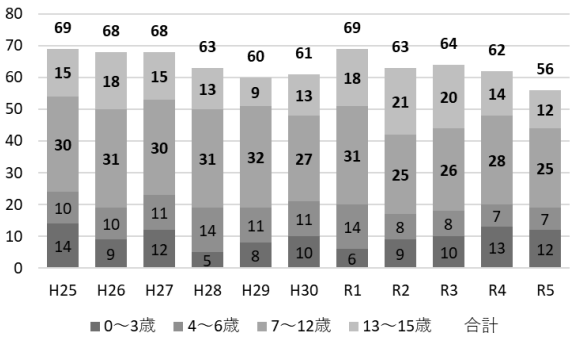

0 歳～15 歳の人口推移（第一団地）

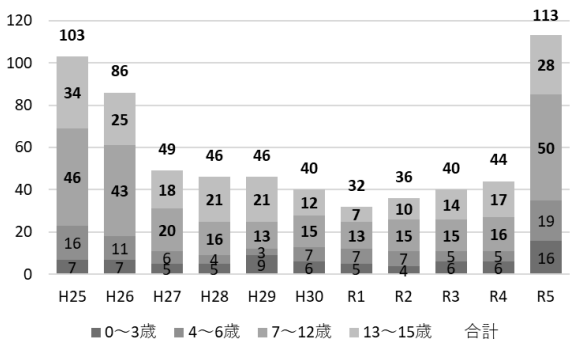

0 歳～15 歳の人口推移（第二団地）

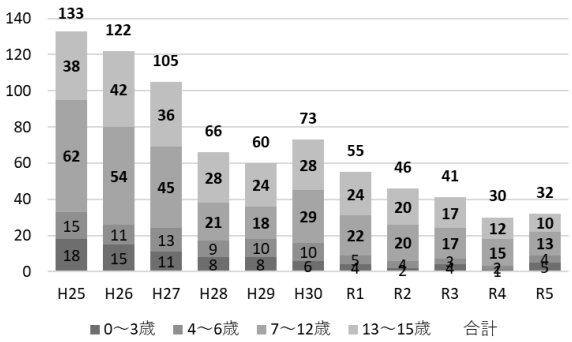

0 歳～15 歳の人口推移（東新川）

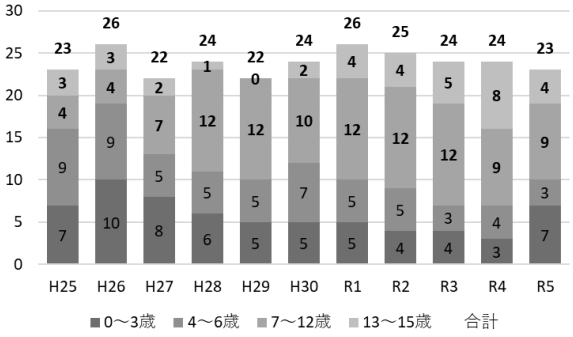

0 歳～15 歳の人口推移（北丘ハイツ）

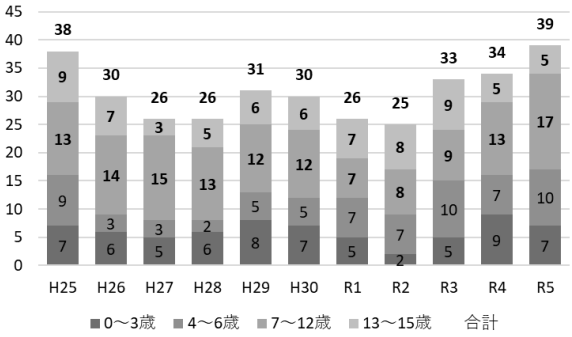

0 歳～15 歳の人口推移（宮平ハイツ）

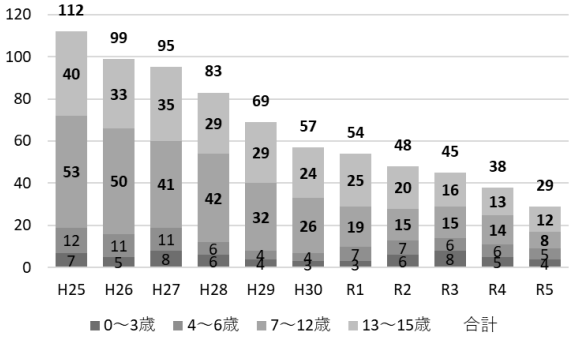

0 歳～15 歳の人口推移（兼平）

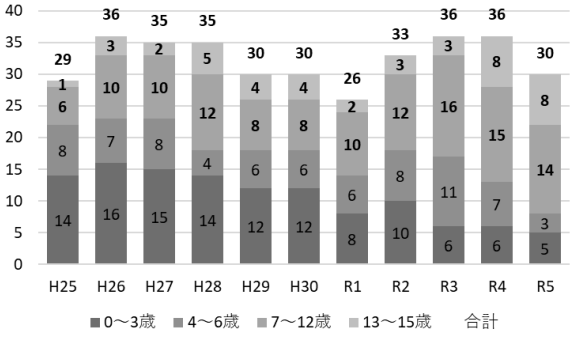

3.校区と行政区の位置関係

行政区と小学校区の境界は完全には一致しておらず、小学校区をまたいでいる行政区があります。宮平、兼城及び本部が複数の小学校区を含んでいます。

行政区・小学校区対比表

管理	行政区	北丘小	南風原小	津嘉山小	翔南小	備考
1	与那覇	○				
2	宮城	○				
3	大名	○				
4	新川	○				
17	東新川	○				
18	北丘ハイツ	○				
5	宮平	○ 国道 329 号線以北	○ 国道 329 号線以南			
7	兼城	○	○			
19	宮平ハイツ		○			
20	兼平		○			
9	喜屋武				○	
10	照屋				○	
12	山川				○	
13	神里				○	
14	兼本ハイツ				○	
15	第一団地				○	
8	本部			○ 本部区域の一部	○	
11	津嘉山			○		
16	第二団地			○		

※資料：町立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則

７．各種基準等の整理

（１）学級数（適正規模）に係る基準等

①学校教育法施行規則

■学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第四十一条　小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条　第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

②義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第四条　法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一　学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二　五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

③公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

■公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引
（平成 27 年１月 27 日文部科学省）

（望ましい学級数の考え方）

○望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも１学年１学級以上（６学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには１学年２学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも１学年２学級以上（６学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも９学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点（学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数）】

○学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

○学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【大規模校及び過大規模校について】

○一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。

①学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
②集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
④教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
⑤児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
⑥特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

○これらの課題を解消するためには、①学校の分離新設、②通学区域の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教員を配置すること、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられます。なお、文部科学省では、従来から２５学級以上の学校を大規模校、３１学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており、地域によっては、このことを踏まえ国の標準である１２～１８学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られます。

(2) 学級編制（適正規模）に係る基準

①公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
（昭和 33 年法律第 116 号）

（学級編制の標準）

第三条　公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

２　各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	特別支援学級	八人

②沖縄県における学級編制基準・少人数学級編制

■沖縄県公立小・中学校学級編制基準（令和４年４月１日一部改正）

１　この基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第１１６号）第３条第２項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

２　学級の児童又は生徒の数

（１）同学年の児童・生徒で編制する学級

ア　小学校４０人（第１学年から第３学年にあたっては、３５人）

イ　中学校４０人

（ただし、特に必要があると認められる場合に限り、学級編制の弾力化を行うことができる。）

（２）２の学年の児童・生徒で編制する学級（複式学級）

ア　小学校１６人（第１学年の児童を含む場合は８人）

イ　中学校８人

（３）特別支援学級

ア　小学校８人

イ　中学校８人

■少人数学級編制に係る研究指定校実施要領（令和４年４月１日改正）

１　目的

少人数の学級編制による指導方法の改善の在り方について、以下のことを目的として実践研究を行う。

・小学校低学年：学習習慣及び生活習慣の定着や学校生活への適応を円滑に行うこと
・小学校高学年：学習内容の複雑化や問題行動等の増加への対応
・中学校１年：進学に伴い学習や生活の変化になじめず不登校になる生徒への対応

２　対象学年及び指定基準

（１）小学校 1 学年及び 2 学年

児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校での 30 人学級編制（下限 25 人）。

（２）小学校 4 学年から６学年まで及び中学校全学年

児童及び生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる学校での 35 人学級編制。

（３）通学距離・時間（適正配置）に係る基準等

①義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）
第四条　法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。
二　通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

②公立小学校･中学校の適正規模･適正配置等に関する手引

■公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き
（平成 27 年１月 27 日文部科学省）

【通学距離による考え方】
○国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね４㎞以内、中学校ではおおむね６㎞ 以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
○徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で４㎞ 以内、中学校で６㎞ 以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

【通学時間による考え方】
○総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね１時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて１時間以上や１時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

（4）特別支援学級に係る基準

①学校教育法

■学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第八十一条　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一　知的障害者
二　肢体不自由者
三　身体虚弱者
四　弱視者
五　難聴者
六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

②沖縄県公立義務教育諸学校特別支援学級設置要綱

■沖縄県公立義務教育諸学校特別支援学級設置要綱（平成 30 年 11 月 19 日改正）

第２章学級編制等

（学級編制）

第５条　一学級の児童又は生徒の数の基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第１１６号。以下、「標準法」という。）第３条第２項に掲げる数とする。

２　同一障害の学級を複数設置する学校においては、低学年、高学年に区分して編制することとする。

第５章学級設置等の手続き

（整備計画）

第１４条　設置者は、管内の地域的特性、当該学校及び児童・生徒の実態等を考慮した学級整備計画を作成し、学級の充実と適正配置に努めるものとする。

南風原町

学校適正規模・適正配置に関する基本方針

令和６年３月発行

発行／南風原町

編集／南風原町教育委員会　学校教育課

〒901-1105 南風原町字兼城 686 番地

TEL：098-889-6181